

令和6年2月定例会

商工建設常任委員会会議録

令和6年3月6日～7日・11日

場 所 第5委員会室

令和6年3月6日(水曜日)

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 令和6年度宮崎県一般会計予算
- 議案第9号 令和6年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
- 議案第10号 令和6年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計予算
- 議案第11号 令和6年度宮崎県営国民宿舎特別会計予算
- 議案第13号 令和6年度宮崎県公共用地取得事業特別会計予算
- 議案第14号 令和6年度宮崎県港湾整備事業特別会計予算
- 議案第21号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第23号 道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第24号 都市公園条例の一部を改正する条例
- 議案第33号 公の施設に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第35号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第43号 建築基準法施行条例の一部を改正する条例
- 議案第44号 宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第51号 土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について

○請願第5号 ガザの即時停戦のための積極的外交活動を日本政府に要求する意見書の提出を求める請願

○その他報告事項

- ・令和6年度商工観光労働部組織改正案について
 - ・河川パートナーシップ事業における報奨金の見直しについて
- 閉会中の継続審査について

出席委員(8人)

委員 長	佐藤 雅洋
副委員 長	工藤 隆久
委員	中野 一則
委員	外山 衛
委員	後藤 哲朗
委員	内田 理佐
委員	荒神 稔
委員	冨師 博規

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

労働委員会事務局

事務局 長	日高 正勝
調整審査課 長	松下 直樹

商工観光労働部

商工観光労働部長	丸山 裕太郎
商工観光労働部次長	飯塚 実
企業立地推進局長兼 企業立地課 長	児玉 洋一
観光経済交流局長	川畑 敏彦
部参事兼商工政策課 長	佐々木 史郎
経営金融支援室 長	児玉 利文

企業振興課長	鍋島宏三
食品・メディカル産業 推進室長	西久保耕史
雇用労働政策課長	壺岐さおり
観光推進課長	河村直哉
スポーツランド 推進室長	伊東浩
国際・経済交流課長	山台修一
工業技術センター所長	有村隆
食品開発センター所長	平川良子
県立産業技術専門校長	大衛正直

事務局職員出席者

議事課主査	澤田彩子
議事課主任主事	山本聡

○佐藤委員長 ただいまから商工建設常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。日程案につきまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 ありがとうございます。それでは、そのように決定をいたします。

次に、審査方法についてであります。

委員会審査の進め方(案)を御覧ください。

まず、1、審査方針についてであります。

当初予算の審査に当たっては、重点事業・新規事業を中心に説明を求めることとし、あわせて、令和4年度決算における指摘要望事項に係る対応状況についても、説明を求めることとしております。

次に、2、当初予算関連議案の審査についてであります。

当初予算関連議案につきましては、審査が長時間になることが予想されますので、商工観光

労働部は2班に、県土整備は4つの班に分けて審査を行い、最後にそれぞれ総括質疑を行いたいと存じます。

審査の進め方については以上であります。このとおりに進めることに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 ありがとうございます。それでは、そのように決定をいたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時2分再開

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

本日の委員会に1名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることといたしました。

傍聴をされる方をお願いいたします。傍聴人は、受付の際にお渡ししました「傍聴人の守るべき事項」にありますとおり、声を出したり、拍手をしたりすることはできません。当委員会の審査を円滑に進めるため、静かに傍聴してください。

また、傍聴に関する指示には速やかに従っていただくようお願いいたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、事務局長の概要説明を求めます。

○日高労働委員会事務局長 令和6年度当初予算につきまして、座って説明をさせていただきます。

歳出予算説明資料の295ページを御覧ください。

労働委員会事務局の当初予算は、表の左から2列目にありますとおり、1億628万9,000円をお願いしております。

表の右から3列目、令和5年度当初予算1

億208万8,000円と比較しますと420万1,000円の増、率にしまして約4.1%の増となっております。

次に、予算の主な内容について御説明をいたします。297ページを御覧ください。

労働委員会事務局の予算は、職員費と委員会運営費の2つの事項となっております。

まず、職員費でございますが、事務局職員10名分の人件費として7,391万2,000円をお願いしております。

次に、その下の委員会運営費でございますが、3,237万7,000円をお願いしております。

内訳といたしましては、説明欄にありますとおり、1つ目の委員報酬費は、労働委員会委員15名分の報酬として2,656万8,000円、2つ目は、労働争議の調整や不当労働行為の審査などに要する経費として48万8,000円、3つ目のその他労働委員会運営費は、定例総会の開催や各種会議への参加などに要する経費としまして532万1,000円を計上しております。

なお、当事務局におきましては、決算特別委員会の指摘要望事項はございません。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○佐藤委員長 執行部の説明が終了しました。

議案について質疑はありませんか。

○凶師委員 今年度でいいんですが、労働委員会の開催日数と労働委員の方々の会議への参加日数が分かれば教えてください。

○松下労働委員会調整審査課長 本年度は、通常の総会が月に2回行われています。こちらのほうは毎月行われておりますので、2月の1回目までが終了したところです。

そのほか不当労働行為の審査や、個人と使用者間の紛争解決のためのあっせんなどが行われておりますので、それらの調整に要するあっせんの場合を設けたり、不当労働行為の審査の場合を

設けたりといった会議の開催等がございますので、それを合わせますと、不当労働行為にかかる審査の申請が、現時点で2件ございます。それから、個別のあっせん、個人の労働者と使用者間のいろいろな紛争を解決するためのあっせんなんですけど、こちらのほうが、今年度は現時点で5件行われております。

○凶師委員 月2回の定例会総会以外の案件にかかる委員会では、委員15名の方は毎回、全員出席されるのでしょうか。

○松下労働委員会調整審査課長 総会のほうは、何名か欠席される場合もありますけれども、基本的に全員、そのほか不当労働行為の審査や個別のあっせんは、全員が参加するというわけではございません。

不当労働行為の場合ですと、審査のためには、審査の委員が公益委員や労働者委員、それから使用者委員、それぞれあるんですけれども、基本的に審査委員は公益委員が2名、それからそのための参与、協力する委員として労働者委員と使用者委員、それぞれ2名、つまり6名が当たるということになります。

また、個別のあっせんのほうになりますと、こちらのほうは基本的に審査委員と労使の委員が1名ずつという形で審査——あっせんに当たることになります。

○凶師委員 分かりました。細かいところで申し訳ないんですが、月2回の総会にかかる主な所要時間がどれくらいかということと、この報酬費に関しては、人事委員会のほうで決められているのかどうか、そのあたりを教えてください。

○松下労働委員会調整審査課長 総会に要する時間ですけれども、基本的にいろいろな審査案件があったり、それからあっせんなどがあつた

場合には、その報告等を行います。それがない場合には、30分程度で終了するんですが、その後、委員の研修が毎回開催されておまして、そちらが30分～1時間程度ですので、平均すると1時間～1時間半程度になると思います。

委員の報酬ですけれども、労働委員会だけでなく、人事委員会や、教育委員会の委員と同じように、総務部のほうで決められておしますので、こちらのほうで改定するとかいうことはありません。

今のところ、その報酬につきましては、毎月月額の部分と、それからいろいろな審査等が行われた、それに参加する場合の費用が、単価が幾らという形で、各委員会の委員ごとに条例で定められております。

○**函師委員** 分かりました。

○**佐藤委員長** よろしいですか。それでは最後に、その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤委員長** それでは、以上をもちまして労働委員会事務局を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時10分休憩

午前10時15分再開

○**佐藤委員長** 委員会を再開いたします。

次に、本委員会に付託されました議案について、商工観光労働部長の概要説明を求めます。

○**丸山商工観光労働部長** 説明に入ります前に、一言、お礼を申し上げます。

去る3月3日に開催いたしました県立産業技術専門校の修了式におきましては、県議会から濱砂議長、佐藤委員長に御臨席を賜り、2年間の職業訓練を終えた71名を無事、送り出すことができました。誠にありがとうございました。

お配りしております常任委員会資料の2ページ、目次を御覧ください。

まず、1の予算議案、議案第1号「令和6年度宮崎県一般会計予算」及び3つの特別会計予算についてであります。これは、日本一挑戦プロジェクトの本格展開など、宮崎再生を着実に進めるための各種施策を中心に予算を編成しております。

次に、2の特別議案でございますが、議案第21号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」につきましては、工業技術センター及び機械技術センターの機器の使用料や、技能検定試験手数料を改定するとともに、屋外型トレーニングセンター内の施設名称及び料金区分を変更するものでございます。

議案第33号「公の施設に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、屋外型トレーニングセンターが指定管理者制度を導入し、利用料金制度を採用していることから、先ほどと同じ理由で、改正を行うものでございます。

最後に、3のその他報告事項でございますが、令和6年度の商工観光労働部の組織改正案につきまして、御報告させていただきます。

それでは、委員会資料の3ページを御覧ください。

当初予算についてであります。

議案第1号「令和6年度宮崎県一般会計予算」であります。令和6年度当初の商工観光労働部の一般会計歳出予算額は、表の2段目、一般会計の行、令和6年度当初予算額の欄にありますとおり、489億3,809万3,000円をお願いしております。

次に、特別会計につきましては、表の下から3段目、特別会計の行、令和6年度当初予算額の欄にありますとおり、4億3,735万8,000円を

お願いしております。

その結果、一般会計と特別会計を合わせた、商工観光労働部全体の額としましては、表の1段目、商工観光労働部の行、令和6年度当初予算額の欄にありますとおり、493億7,545万1,000円をお願いしております。

右端には、前年度の予算額との比較を載せております。

一般会計の行において、前年度と比べ、約136億3,300万円余の減額となっておりますが、これは、主に商工政策課経営金融支援室の中小企業融資制度貸付金において、金融機関への預託金が減少したことによるものであります。

資料4ページから8ページにかけては、宮崎県総合計画アクションプランのプログラム別に、令和6年度の当初予算における当部の主な事業を体系的に整理したものになります。

また、9ページ以降でございますが、各課の当初予算等について掲載しております。

詳細につきましては、この後、担当課長から御説明させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○佐藤委員長 部長の概要説明が終了いたしました。

引き続き説明をお願いしますが、2班に分けて議案の説明と質疑を行い、最後に総括質疑の時間を設けることといたしますので、御協力をお願いいたします。

また、歳出予算の説明については、重点事業・新規事業を中心に簡潔明瞭に行い、あわせて、令和4年度決算における指摘要望事項に係る対応状況についても説明をお願いします。

それでは、商工政策課、企業振興課、雇用労働政策課の審査を行います。

議案に関する説明を求めます。

○佐々木商工政策課長 まず、議案第1号「令和6年度宮崎県一般会計予算」について御説明いたします。

商工建設常任委員会資料の9ページを御覧ください。

商工政策課の当初予算額は、一番上の行、左から2列目の当初予算額の欄でございますとおり、一般会計、特別会計合わせまして422億4,500万円をお願いするものでございます。

このうち、一般会計は、419億5,910万5,000円、特別会計につきましては、次の10ページの表の一番上、当初予算額2億8,589万5,000円です。

まず、一般会計について、主な内容を御説明いたします。

資料12ページを御覧ください。

一番上の(事項)中小企業金融対策費400億5,096万3,000円であります。

表の右側の各事業の詳細につきましては、後ほど事業概要説明資料で御説明いたします。

資料13ページを御覧ください。

中ほどにあります(事項)小規模事業対策費13億609万2,000円でございます。

このうち、説明及び事業名の欄の1、小規模事業経営支援事業費補助金は、小規模事業者の経営支援等を行う商工会、商工会議所等の人件費や各種事業に対する助成を行っているものでございます。

その下の3、商工会事務局体制強化事業は、事務局長設置基準に満たない商工会に対しまして、商工会事務局コーディネーターを設置する費用について、市町村とともに補助することで、質の高い支援体制を構築するものでございます。

次に、一番下の(事項)中小商業活性化事業費604万8,000円でございます。

説明及び事業名の欄の1、地域をつなぐ！み

やざき商店街人材育成事業は、地域の関係者をつないで、商店街を含めた地域の課題解決をリードする地域密着型の人材育成を図るものでございます。

資料14ページを御覧ください。

一番上の（事項）地域経済活性化支援事業費7,841万8,000円であります。

このうち、右の説明及び事業名の欄の1、プロフェッショナル人材戦略拠点事業は、企業の人材ニーズを掘り起こし、都市部のプロフェッショナル人材と県内企業のマッチングにより企業の人材確保を支援することで、企業の成長を促進するものでございます。

その下の3、中小企業再生支援強化事業につきましては、後ほど事業概要説明資料で御説明いたします。

その下の4、中小企業支援ネットワーク経営支援強化事業は、資金繰りに窮する中小企業者に対しまして、支援者側の経営支援スキルアップを図るとともに、多職種の外部専門家の連携により、経営改善に向けた取組を強化するものでございます。

次に、一番下の（事項）新事業・新分野進出支援事業費2,620万4,000円でございます。

このうち、3のみやざき地域課題解決型起業支援事業は、地域社会が抱える様々な社会課題の解決に取り組もうとする起業者に対しまして、事業の立ち上げに要する費用や事業計画の策定等の支援を行うものでございます。

それでは、各事業の詳細について御説明をさせていただきます。

資料16ページをお開きください。

改善事業「中小企業金融対策費」でございます。

予算額は400億5,096万3,000円、財源は貸付金

元利償還金ほか、御覧のと通りの財源となっております。

事業の目的ですが、厳しい経営環境にある企業や新事業に積極的に取り組む企業に対しまして、事業資金を安定的かつ円滑に供給することによりまして、中小企業の活性化と経営の安定化を図るものでございます。

事業の概要でございますが、①の中小企業融資制度貸付金は、金融機関が貸付けを行うために必要な原資の一部を金融機関に預託するものでございます。

この融資制度は、情勢の変化等に応じて毎年度メニューの見直しを行っておりまして、令和6年度は、その下の記載のとおり見直しを行うこととしております。

まず1つ目の創業・新分野進出支援貸付（創業・再チャレンジ応援・経営者保証非提供型）は、女性や若者、条件不利地となる中山間地域での創業を促進するために、これらの対象となる起業者の信用保証料の負担を引き下げることでございます。

また、3つ目のみやざき成長産業育成貸付は、中小企業者の事業拡大に向けた資金繰りを支援するもので、融資対象者に新たに成長産業分野として航空機関連産業及び半導体関連産業を追加することとしております。

4つ目に記載の災害対策貸付は、災害に関連した資金繰りを支援するもので、大規模災害発生時の円滑な資金供給に対応するため、要件の緩和や提出資料の簡素化を行うこととしております。

また、融資対象者に、市町村の消防団協力事業所認定を受けた企業を追加することによりまして、災害対応に当たる消防団員の確保を促進することとしております。

右側の②、中小企業金融円滑化補助金、③の信用保証協会損失補償金は、融資に付随する信用保証協会への補助等を行い、④の中小企業融資制度利子補給は、新型コロナウイルス感染症対応資金につきまして、国庫負担により、事業者への利子補給を行うものでございます。

⑥の物価高騰対策金融支援基金積立金は、令和4年度に地方創生臨時交付金を活用して設置した物価高騰対策金融支援基金の運用によりまして生み出された利子分を積み戻すものでございます。

(2)の成果指標でございますが、新規融資枠を145億円としております。

事業の期間は、令和6年度でございます。

資料17ページを御覧ください。

改善事業「中小企業再生支援強化事業」でございます。

予算額は2,400万円、財源は宮崎再生基金でございます。

事業の目的ですが、経営状況が悪化した県内中小企業の経営改善計画や再生計画の策定を支援することで、経営改善・事業再生につなげることを目的としております。

事業の概要でございますが、資料の中ほど、右側の図、支援スキームを御覧ください。上から下に行くほど経営状況が悪化した状態をイメージしておりますが、この中で、3の経営悪化の初期段階につきましては、金融支援が必要となる企業に対しまして、経営改善計画の策定を支援するとともに、より深刻な4の債権放棄等を含めた抜本的な金融支援が必要となる段階の企業に対しましては、再生計画の策定を支援することにより、早期の経営改善、事業再生につなげ、本県経済の着実な再生を図るものでございます。

スキーム図の左側の事業概要でございますが、①の経営改善計画の策定及び②の再生計画の策定に係る経費の一部を補助するものでございまして、それぞれの補助率及び補助上限額については記載のとおりでございます。

(3)の成果指標ですが、本事業の支援によりまして、計画策定企業のうち、事業の継続が図られた企業数につきまして、現状の48件を、令和6～7年度累計で145件に増加させることを目標としております。

事業の期間は、令和6～7年度でございます。資料18ページを御覧ください。

同じく議案第1号「令和6年度宮崎県一般会計予算」につきまして、債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

1つ目の設備貸与機関損失補償及び2つ目の中小企業融資制度損失補償は、県が貸付原資を拠出しております事業者向けの融資につきまして、後年度に債務不履行となった場合に、損失補償を行う経費として計上しているものでございます。

資料19ページを御覧ください。

議案第9号「令和6年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算」につきまして、商工政策課分の主な内容を御説明いたします。

(事項)小規模企業者等設備導入事業助成費2億4,674万1,000円でございます。

主なものといたしまして、説明欄の1の(1)、高度化資金貸付金は、中小企業組合等が実施する事業に対しまして、長期低利の融資を行うものであり、(2)、みやざき小規模企業者等設備導入資金貸付金は、小規模企業者等の設備投資を促進するため、宮崎県産業振興機構が行う貸付事業に必要な原資の貸付けを行うものでございます。

○鍋島企業振興課長 当課の当初予算につきまして御説明いたします。

商工建設常任委員会資料20ページを御覧ください。

当課の令和6年度当初予算は14億2,906万7,000円であります。

その主なものにつきまして御説明いたします。

資料21ページを御覧ください。

(目) 商業振興費の(事項) I T 関連産業振興事業費、予算額1,596万9,000円であります。

説明及び事業名欄1のみやざき I C T 産業を担う人材育成事業996万9,000円につきましては、県内 I C T 技術者、企業の I C T 担当者などを対象に、I T 系やウェブ系の資格取得につながる5つの連続講座を開講するものでございます。

2の I C T 産業人材マッチング支援事業600万円ですが、こちらは後ほど、事業概要説明資料で御説明いたします。

資料22ページを御覧ください。

(目) 工鉱業振興費の(事項) 新事業・新分野進出支援事業費、予算額2億4,772万9,000円あります。

説明及び事業名欄3の製造業脱炭素推進モデル育成事業2,359万円ですが、こちらは後ほど、事業概要説明資料で御説明をいたします。

6のみやざきスタートアップ創出・成長促進事業2,356万1,000円につきましては、新しいビジネスを短期間で急成長させるため、県内のスタートアップ企業等を対象に、専門家による伴走支援や投資家とのマッチングなどのプログラムを実施するものであります。

資料24ページを御覧ください。

(事項) 産業集積対策費、予算額1億1,736万4,000円あります。

説明及び事業名欄3の半導体等先端技術振興

プロジェクト事業783万4,000円につきましては、半導体関連産業をはじめ、電気自動車など先端技術分野に関するセミナーや研究会の開催、ニーズ調査等を行うものでございます。

4の半導体関連人材育成事業947万6,000円ありますが、こちらは後ほど、事業概要説明資料で御説明いたします。

5の企業との協働型人材育成事業652万6,000円につきましては、高校生や大学生を対象に、ものづくり企業などの現場見学、技術指導など実践的研修を実施するものでございます。

10のみやざきフードビジネス人材育成支援事業1,300万円ですが、こちらは後ほど、事業概要説明資料で御説明いたします。

資料25ページを御覧ください。

2段目の(目) 工業試験場費、予算額3億8,314万4,000円ですが、こちらは、(事項) 工業技術センター総務管理費から、資料26ページ、一番下の段の(事項) 食品開発センター研究開発費につきまして、工業技術センター及び食品開発センターの運営管理や試験研究に要する経費となります。

それでは、保留しておりました4つの事業につきまして、事業概要説明資料により御説明いたします。

資料27ページを御覧ください。

まず、「I C T 産業人材マッチング支援事業」であります。

この事業は、「みやざき I C T 産業人材スカウト事業」の後継事業で、予算額は600万円、財源は宮崎再生基金となります。

事業の目的にありますとおり、本県での就業を希望する I C T 技術者と県内の I C T 企業をマッチングすることにより、I C T 産業の人材確保につなげようとするものであります。

事業の内容であります。①の県内ICT企業の人材ニーズの把握では、企業へのヒアリング等を実施し、不足している人材や必要なスキル等を把握いたします。

また、②のICT技術者と企業とのマッチング支援では、都市部の技術者と県内企業との交流会を開催するほか、ホームページ等を通じまして、県内企業が求めている人材やそのスキルを登録者へ発信するとともに、本県で就業を希望する技術者の相談対応を行ってまいります。

③の専用ホームページの運営では、ホームページを通じまして、県内ICT企業の情報や交流会の開催といった情報発信を行ってまいります。

成果指標であります。県内就業や仕事の受発注など、企業とのマッチング成立件数を単年度で3件、また、ネットワークの登録者を来年度末に150名とする目標を掲げております。

事業年度は、令和7年度までとなります。

続きまして、新規事業「製造業脱炭素推進モデル育成事業」について御説明いたします。

資料28ページを御覧ください。

予算額は2,359万円、財源は日本一挑戦基金となります。

本県では、2050年のカーボンニュートラルを目指しておりますが、その達成のためには、CO₂排出量の30%を占めます製造業の対応が重要となります。

この事業は、事業の目的にありますとおり、カーボンニュートラルの実現に向けた大手企業との取組を踏まえ、県内製造事業者の取引の維持・拡大を図るため、モデル企業を育成し、県内製造事業者の脱炭素への取組を促進しようとするものであります。

事業の内容であります。①のグリーン成長

促進事業では、製造事業者の中から、脱炭素に向けた取組に意欲ある企業に対し、具体的な取組の提案などを行ってまいります。

②の脱炭素化技術検証費補助金は、①における事業者が行う脱炭素化に向けた取組につきまして、CO₂削減効果の見込まれる機器類の仮導入といった検証のために必要となる経費の一部を支援してまいります。

成果指標であります。事業の実施により、CO₂排出量について、支援企業1社当たり、3年間で10%以上の削減を目標としております。

事業期間は、令和8年度までとなります。

続きまして、新規事業「半導体関連人材育成事業」について御説明いたします。

資料29ページを御覧ください。

予算額は947万6,000円、財源は宮崎再生基金となります。

この事業は、事業の目的にありますとおり、国内での半導体関連企業の工場新設や、県内地場企業による設備の機能強化といった動きから、半導体関連の人材不足が懸念されるため、県内半導体関連企業が必要とする人材を育成し、確保しようとするものであります。

事業の内容であります。①の半導体理解促進事業では、将来に向けて半導体分野に進む人材の裾野を広げるという観点から、テーマ別講座などを開講し、小中学生をはじめ、広く県民に半導体への理解を深めていただくこととしております。

次に、②の半導体人材育成サポート事業では、大学での企業技術者による指導など、人材育成・確保に向けた取組を支援いたします。

また、③の半導体人材リスキリング支援事業では、企業の技術者等が参加する専門技術の習得プログラムに参加する際、必要な経費の一部

を支援することにより、当面の人材確保に取り組むこととしております。

成果指標であります、プログラムへの参加者について、単年度で学生など100名、技術者等50名を目標としております。

事業年度は、令和7年度までとなります。

続きまして、「みやぎきフードビジネス人材育成支援事業」について御説明いたします。

資料30ページを御覧ください。

この事業は、これまで、産業政策課が行ってまいりましたフードビジネスの人材育成に係る事業の継続であり、予算額は1,300万円、財源は宮崎再生基金となります。

事業の目的にありますとおり、食品製造業の振興を図るため、本県のフードビジネスを担う産業人材の育成を目的としております。

事業の内容であります、みやぎきビジネスアカデミー、いわゆるひなたMBAのフードビジネス部門として、新規創業予定者や食品製造業従業員などを対象に、食品開発や生産性向上など、テーマごとに連続講座を行ってまいります。

成果指標であります、この事業の受講を機に、商品開発や業務改善などに取り組む事業者を令和8年度に20者とする目標を掲げております。

事業年度は、令和7年度までとなります。

続きまして、特別議案につきまして御説明いたします。

資料72ページを御覧ください。

議案第21号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてであります。

1の改正の理由であります、工業技術センター及び延岡市にごございます機械技術センターに係る使用料につきまして、機器の新規導入な

どを行いましたので、使用料を新設及び変更するものであります。

2の改正の内容であります、機械技術センターで新たに導入いたしました鉄筋の強度試験などに用いる油圧式万能試験機100トン及び金属や樹脂の材料選定などに用いる精密万能試験機10トンにつきまして、使用料を新設いたします。

また、工業技術センターにあります、金属などに含まれる炭素や硫黄の量を測定する炭素硫黄同時分析装置につきまして、装置を更新したため、使用料の変更を行うものであります。

これらの施行期日は、令和6年4月1日となります。

○吉岐雇用労働政策課長 当課の令和6年度当初予算について御説明いたします。

常任委員会資料の31ページにお戻りください。

当課の令和6年度当初予算額は、左から2列目の欄にありますとおり、16億5,093万5,000円であります。

主なものを御説明いたします。

資料32ページを御覧ください。

(目) 労政総務費の一番下の(事項)若年者就労促進費1億299万4,000円であります。

まず、説明及び事業名の欄の1、改善事業「若年無業者等就職サポート事業」2,757万3,000円につきましては、後ほど、事業概要説明資料で御説明いたします。

次に、2、中・高校生の県内就職促進事業4,028万5,000円につきましては、県内企業への理解を深めることで高校生の県内就職を促進するため、就職総合情報サイトを運営するとともに、高校生や中学生、その保護者や教職員向けに、企業説明会や職業体験ガイダンス等を開催することとしております。

3、宮崎で働く魅力発信事業1,395万4,000円につきましては、大学生等の県内就職を促進するため、就職情報サイトや県内企業とのインターンシップのマッチングサイトの運営を行うとともに、学生の保護者向けに県内企業の情報などを郵送で届ける取組等を行うこととしております。

5、就職説明会等開催事業1,443万5,000円につきましては、大学生や一般求職者と、県内企業の出会いの場として、県内及び県外での対面の就職説明会に加え、オンライン形式の就職説明会も開催することとしております。

資料33ページを御覧ください。

1段目の(事項)地域雇用対策推進費7,954万9,000円であります。

説明及び事業名の欄の1、宮崎で暮らす働く、県内就職促進事業3,640万7,000円につきましては、宮崎ひなた暮らしUIJターンセンターにおいて、ふるさと宮崎人材バンクを活用した無料職業紹介事業を運営するため、県内就職に関する相談対応や県内企業の求人開拓を行うものであります。

次に、3、県外学生UIJターン就職サポーター事業1,804万7,000円につきましては、県外学生の県内企業への就職を促進するため、学生への就職情報の提供や、県内企業の人材確保に向けた相談対応などを行うこととしております。

4、新規事業「UIJターン人材獲得事業」1,542万4,000円につきましては、後ほど、事業概要説明資料にて御説明いたします。

続きまして、(目)労働教育費の2つ目の(事項)働きやすい職場環境づくり整備事業費6,174万3,000円であります。

説明及び事業名の欄の2、女性と高齢者の就業支援事業4,633万8,000円につきましては、女

性とシニアそれぞれの就業支援センターの運営や企業への働き方改革アドバイザーの派遣などに取り組むものであります。

次に、3、改善事業「働きやすい職場環境づくり拡大事業」397万9,000円につきましては、仕事と生活の両立応援宣言と働きやすい職場「ひなたの極」認証制度の普及啓発や、働き方改革に関する講演会の開催などを行うこととしております。

4、新規事業「働きやすい職場「ひなたの極」強化事業」774万5,000円につきましては、後ほど、事業概要説明資料にて御説明いたします。

資料34ページを御覧ください。

上から2つ目の(目)職業訓練総務費につきましては、資料35ページの2つ目の(事項)技能向上対策費898万6,000円であります。

説明及び事業名の欄の2、改善事業「未来の技能者育成事業」548万1,000円につきましては、後ほど、事業概要説明資料にて御説明いたします。

資料36ページを御覧ください。

(目)職業訓練校費の(事項)県立産業技術専門校費9億937万7,000円であります。

これは、西都市と高鍋町にある県立産業技術専門校において、若年技能者の育成等を行う経費になります。

説明及び事業名の欄の9、離職者等訓練事業4億3,680万5,000円につきましては、離職者等の再就職を図るための職業訓練などを実施するものとなっております。

資料37ページを御覧ください。

ここからは、新規事業・改善事業を4本、説明させていただきます。

まず、改善事業「若年無業者等就職サポート事業」であります。

予算額は2,757万3,000円、財源は一般財源であります。

この事業は、事業の目的にありますとおり、就職活動等に悩みを抱える若者を支援することにより、若者の県内就職と定着を促進するものであります。

事業の内容ですが、①のヤングJOBサポートみやざき運営事業では、40歳未満の正規雇用を希望しながら非正規で働いているなどの悩みを抱える若者に対し、キャリアカウンセリングや情報提供を実施するほか、県教育委員会と連携し、支援対象を就職に向けて困難を抱える高校生等に広げることとしております。

②のヤングJOBサポートみやざき施設管理費は、この施設が入居する建物フロアの賃借料等であります。

③の地域若者サポートステーション運営強化事業では、国が設置するみやざき若者サポートステーションにおいて、50歳未満の長期にわたり無業の者に対し、心理カウンセリング等を実施することとしております。

成果指標ですが、この事業の実施により、ヤングJOBサポートみやざきの支援による一般求職者の正規雇用就職者数を、現状の66人から100人にすること、また、みやざき若者サポートステーションにおける短期の職業体験の受入れ企業数を、現状の14社から30社にすることを目標としております。

事業期間は、令和8年度までとなっております。

資料38ページを御覧ください。

新規事業「UIJターン人材獲得事業」であります。

予算額は1,542万4,000円、財源は宮崎再生基金であります。

この事業は、事業の目的にありますとおり、本県での就職活動に要する交通費等の補助を行うことにより、県内企業の情報や魅力に触れる機会を増やし、若者を中心とした県内就職者の増加を図るものであります。

事業の内容ですが、①のUIJターン就活応援補助金では、ふるさと宮崎人材バンクに登録したUIJターン就職を目指す求職者が、就職説明会やインターンシップ、採用試験等へ参加する際に要した交通費や宿泊費の一部を最大2回まで補助するものです。補助率は2分の1、ただし、若者の利用を促す観点から、30歳未満の者は3分の2とし、1回当たりの上限額は5万円としております。

②のUIJターン就職イベント等PR強化事業では、ユーチューブや求人情報サイト等の新たなツールによりまして、この補助金制度の周知を行うとともに、就職イベント等の広報を強化するというものです。

成果指標ですが、この事業の実施により、県が主催する就職説明会の県外からの参加者数を現状の35人から60人とすること、また、ふるさと宮崎人材バンクを通じた県内就職者数を現状の193人から240人にすることを目標としております。

事業期間は、令和6年度までです。

資料39ページを御覧ください。

新規事業「働きやすい職場「ひなたの極」強化事業」であります。

予算額は774万5,000円、財源は、日本一挑戦基金であります。

この事業は、事業の目的にありますとおり、労働者の育児休業取得後の円滑な職場復帰を支援するための奨励金の給付や、情報発信強化等により、「ひなたの極」認証制度の集中的な普及

促進に取り組み、子育て世帯等の働きやすい職場環境づくりを推進していくものであります。

事業の内容ですが、①の職場復帰奨励金の給付は、国の両立支援等助成金における職場復帰時の助成金支給を受けた「ひなたの極」認証企業を対象に、奨励金15万円を給付するものです。第2子以降の出産に伴う育休の場合は、5万円加算することとしております。

②の広報強化事業では、「ひなたの極」認証制度の動画作成による情報発信を行うこととしております。

成果指標ですが、この事業の実施により、「ひなたの極」認証企業件数につきまして、現状の57件から117件に増加させること、「ひなたの極」認証企業における新卒採用の充足率を、現状の56.5%から65%に増加させることを目標としています。

事業期間は、令和8年度までとなっております。

資料40ページを御覧ください。

改善事業「未来の技能者育成事業」であります。

予算額は548万1,000円、財源は一般財源であります。

この事業は、事業の目的にありますとおり、熟練技能士による小中学校での職業講話や、工業系高校生等への実践的な技術指導等を通して、将来の宮崎のものづくりを担う人材の育成・確保を図るものであります。

事業の内容ですが、①の匠の技、職業講話・技能体験・現場見学事業では、小中学校等に技能士を派遣して、技能体験活動や、ものづくり等に係る現場見学を行います。

②の技能者育成促進事業では、工業系高校生に技能士を派遣して、技術指導や県内企業の現

場見学を行います。

成果指標ですが、この事業の実施により、児童、生徒のものづくりに対する興味・関心の向上に有効と回答した教職員の割合を、現状の71.4%から、毎年度8割となるよう維持すること、資格試験・免許講習の受講者割合についても、毎年度8割を維持することを目標としております。

事業期間は、令和8年度までです。

資料41ページを御覧ください。

債務負担行為の追加についてであります。

(事項) 令和6年度離職者等再就職訓練事業になります。

これは、離職者等に対する再就職訓練におきまして、令和6年度から8年度までの複数年にわたる訓練課程を設置するに当たり、その費用を計上しているものであります。

続きまして、特別議案について御説明いたします。

資料73ページを御覧ください。

議案第21号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてです。

1の改正の理由ですが、技能検定の試験手数料について、国が実施している減免措置の対象者等が変更になることから、所要の改正を行うものです。

2の改正の内容ですが、国の変更を踏まえまして、手数料の額等の一部を改定するもので、国の具体的な変更内容につきまして記載をしております。

(変更前)と書いてある部分を御覧ください。

国はこれまで、2級または3級を受検する25歳未満の雇用保険被保険者を対象に減免を行っておりましたが、(変更後)のところにありますように、令和6年度からは、3級を受検する23

歳未満の者と減免対象者が変更となります。

これに併せまして、国は減免額の変更も行っており、具体的には①～③の3点が変わります。

まず、1点目、①ですが、減免対象者のうち、雇用保険被保険者で在校生という方は、減免額がこれまでの2分の1に変更となります。

2点目、②ですが、減免対象者のうち、雇用保険被保険者以外の者について、減免の新設がございまして。

3点目、③ですが、減免対象者の年齢が変わりましたので、23歳以上25歳未満の者は、国の減免の対象外となります。

この国の変更を踏まえまして技能検定試験手数料の金額については、資料74ページに一覧表で整理していますので、こちらを御覧ください。

資料74ページに表が3つございまして。一番上の表が2級、真ん中の表が3級の県内居住または県内就労の方の分、一番下の表が3級の県内居住または県内就労以外の方の分、いわゆる県外からの受検分となっております。

一番上と真ん中の表の2級及び3級の県内居住または県内就労の方の分につきましては、既に35歳未満について県独自の助成制度が適用されておりますので、国の変更による影響はなく、金額の変更はございません。

今回、国の変更を受けて金額が変わりますのは、一番下の表、3級の県外からの受検者の手数料になります。

額の変更箇所は、表の中の矢印で金額を記載している欄になります。

金額が変わった理由としましては、先ほど資料73ページで御説明しました①～③のいずれかの理由が該当しますので、表の同じ欄にその数字も記載しております。

これらの改正の施行期日は、令和6年4月1日としております。

○佐藤委員長 ありがとうございます。執行部の説明が終了しました。

議案について質疑はありますか。

○中野委員 「中小企業再生支援強化事業」についてお聞きしたいと思います。

イメージができないので教えていただきたいと思うんですが、これは経営改善計画ないし再生計画を早急につくって改善を図ろう、再生を図ろうというのですが、この支援スキームを見ると、経営状況が不調になった後、括弧書きで廃業支援と記載されているから、廃業されたということですよね。そういう人を支援するということだと思うんですが、そういうことなんですか。

○児玉経営金融支援室長 このスキームで、まず入り口のところでいきますと、経営状況が良好な場合、こちらの金融支援で条件変更とか、そういう形で企業、事業者の方が支援を受けるわけですけれども、資金繰りの条件変更を受けた後に経営状況が悪くなりまして、追加の金融支援が受けられなくなると、倒産とか破産になりますので、3の経営改善計画をつくりまして、融資が受けられるように策定するという流れです。

3と4の違いは、4は3以上に状況が悪化しているということで、ここで抜本的な策定が必要になるということで、あくまでも3、4の支援をすることによって、倒産とか破産に行かないように支援を行うというようなスキームとなっております。

○中野委員 それでは、5の再チャレンジ（廃業支援）の意味が分からない……。廃業した人を支援するとして読み取れないけれども、意味

が違うんですか。

○児玉経営金融支援室長 この再チャレンジ（廃業支援）と言いますのは、4で計画が策定されない場合は、企業としては倒産や破産に至る場合が多いわけですがけれども、会社が倒産や破産した場合においても、代表者が自己破産を回避できるように——代表者の次のステップに向けて支援ができるように、廃業に向けた支援を行うということでございます。

○中野委員 実際、そのような企業を支援して、本当に再生できるんですか。しかも、補助内容を見ると、補助率は6分の1以内、上限50万円となっているので、50万円だけで再生できるのかと思うんです。しかも、6分の1以内で50万円だから、50万円をもらうときには300万円以上の策定費用が必要で、250万円は自分で経費を持たないといけないということだと思んですが。

○児玉経営金融支援室長 まず、経費の面、補助の面につきまして申し上げますと、この事業内容の①、②は、中小企業活性化協議会というところが事業を行っておりまして、この改善計画と再生計画をつくる上で、その活性化協議会がまず3分の2の事業費の負担をします。県がその上に上乘せということで、ここに記載してある率において支援を行うということで、事業者に対する費用負担はかなり少なくなります。

○中野委員 そのような説明では分からない……。今の説明では理解できない……。

○児玉経営金融支援室長 ここでいう補助対象は、あくまでもこのスキームの3と4ということございまして、5は3と4の補助対象とは全く別の話でございます。3と4で策定ができなかった方が、どうしても倒産や破産に行くんですけれども、倒産・破産となった場合に、個人までも自己破産しないように、ここは自己破

産しないということになれば、例えば廃業という選択肢もあるわけでございます。自己破産をできるだけ回避できるように、5の再チャレンジのところで支援をしていくというような形でございます。

○中野委員 分かりました。5のことは書かなくてもよいのではないですか。書くから、これを支援するのかと思ってしまいました。破綻した人を支援するというのは、どのようなことかと思いました。破綻とか破綻懸念先となった者に、金融機関は絶対融資はしません。仮に融資して倒産してしまえば、金融機関のほうに*背任罪に問われます。だから、破綻とか破綻懸念先というところへの融資は皆無なんです。それを想定するようなことを、ここの5には書いてあって、しかも50万円ぐらいで再生するような中小企業再生支援強化事業なんて、理解できないなと思ったのです。

この令和4年度の48件はそういうことで理解しました。この4に至った人で再生された人が令和4年度で何件ぐらいいたのか、また何か一例紹介していただけないか。

○児玉経営金融支援室長 48件の内訳でございますが、経営改善計画で35件、再生計画で13件上がっております。個別の案件につきましては、情報が活性化協議会から入ってきませんので、具体的な事例というのは承知しておりません。

○中野委員 その13件が現実、これは令和4年度だけれども、それから1年以上経過している今日、実際、これは立ち直っているんですか。

○児玉経営金融支援室長 その点につきまして

※16ページ左段に訂正発言あり

は、活性化協議会に聞いておりますけれども、令和4年度で受けたところで、現在までも一応事業継続100%になっているというふうに聞いて

おります。

○中野委員　そういう成果があればいいことですから、どんどんやってください。それから…

○外山委員　今のはよく分かるんですけども、成果指標の中で令和4年度48件、現状、事業継続が図られた企業となります。つまり48件は何とかなったけれども、その他の何とかならなかった件数というか——つまり何件あつての48件がうまくいって——そういう数字はないんですか。

○児玉経営金融支援室長　先ほども説明したけれども、まず1の金融支援のところが入り口の大体の件数です。これはコロナ関連融資でいきますと、1,000件ぐらいあるというふうに把握しているんですが、ただ下のほう、2～5の個別具体的な数字は把握していません。

ただ、これまでの策定実績とか中小企業活性化協議会とも協議しましたら、3、4で併せて70件ぐらいの策定が見込まれるだろうということで、一応予算は計上しております。

○中野委員　さっき私は破綻ないし破綻懸念先の融資の件で「背任罪」と言いましたが、あれは経済犯罪だから「特別背任罪」です。発言を訂正してください。

それで、資料29ページです。いわゆる半導体の人材育成、非常に期待していたのですが、僅か947万6,000円で人材育成ができるもんかなと思っているんです。この半導体に関してはTSMCをはじめ、どういうものがあつたかな——宮崎に大型企業がどんどん進出して、またその関連企業がどんどん増える中で、こういう人材育成をするというわけですが、投資額も何千億円、何兆円という規模のものに——県内の学生や一般・社会人も含めての教育だけれども、940万円そこそこでは、本当に人材育成できるのか

と思うんです。せっかくだから、半導体の大きな企業ができて、その下請企業なども宮崎県津々浦々できていくためには、宮崎県が人材育成も一生懸命だということも含めて取り組めば、企業誘致もしやすくなると思います。

また、そこで働くこういう若い人たち——学生等が宮崎の半導体の企業で頑張りたい、働きたいという呼び水になると思うんです。こればかりじゃないと思うけれども、それが1,000万円弱の人材育成でどうかなと思ったんです。私は、5億円ぐらいはあるのかなと思ったんですけども、うんと少なくてショックを受けておりますが、いかななものでしょう。

○鍋島企業振興課長　すみません。1,000万円弱でございます。昨年の12月に、産学官でコンソーシアムを立ち上げました。その中で人材育成を今後どのようにやっていくのかということで、これから話し合いを進めてまいります。

取りあえず、県として今取り組むことは、まずは裾野を広げる。小中学生へ、ものづくり、半導体のすばらしさを教えていく。一般県民に、半導体はどういった機能がありますと教えていく。また大学、高等専門学校で半導体を学んでおられる方がいらっしゃいます。そういった方々が県内の半導体企業のほうに出向きまして、実際どのように働いているのかを見るために、必要な経費について支援をしてまいります。

あわせて、喫緊の課題として、人材をどのように確保するかということで、企業の部署替えなど、そういったものに対応できるように、リスキングを支援してまいりたいと思います。まず出始めということで、今回、この事業についてお願いをしているところでございます。

○中野委員　この文章の中に、「大学等がカリキュラムの一環として」などがありますが、例

えば宮崎大学の工学部に、これに関する学科をつくって、そこに多く支援するとか、都城高等専門学校も県内就職率はうんと少ないですので、何とか県内に就職をしたいと思われるように、学校の中にも何かそういう支援をするような——そういう育成の事業であればなと思うんです。そうすると県内就職率も上がって、「ああ、やっぱり宮崎はすばらしいな」と思ってくれる。

だから、その2つだけが大学じゃないけれども、せめて宮崎大学の工学部とか高等専門学校とか、そういう関連の人たちは、県内のこういう半導体関係で働くと——その呼び水になる事業だと思うんです。

そういうことを考えたときに、1,000万円では足りないような事業です。今日はメディアが来てるか——マスコミが来てるか——取材にもならんよ。明日新聞にも載らないよ。こういう事業がありますって紹介しようかと——宮日の紹介欄にも載らんですよ。何か目玉をつくってやってほしいなと思うんです。

○飯塚商工観光労働部次長 大変貴重な御指摘だと思っております。

この事業につきましては、課長が言いましたように、昨年度末にコンソーシアムを立ち上げました。九州の半導体コンソーシアムの事業内容を参考にしながら、宮崎大学とかに意見を聞いて組み立てたものでございます。

今アンケートを取っております、それぞれ企業や宮崎大学、高等専門学校が望むものが出そろってきたら、また来年度、予算をたくさん頂きたいと思っておりますけれども、宮崎大学は宮崎大学で半導体関連のカリキュラムということで、国からお金ももらえたりしますので、それぞれが今予算を確保する動きをしております。もう少し大きいスキームに仕上げるように

頑張ってもらいたいと思います。

○中野委員 見出しは、本県初、新規事業と打ち出しているわけなので、インパクトのある事業内容にしてほしいと思います。また、宮崎大学は宮崎大学でやっているというけれども、学生を県内に向けてるよう上乗せするぐらいのことをして、県内で働いてもらう。また企業も、そういうことだから、宮崎に進出してきたと、そういう構図を描けるような事業になってほしいなと思います。6月以降、補正予算もあることだから期待しておりますが、来年度と言われたから、来年度に期待しております。

○佐藤委員長 ほかにございませんか。

○内田委員 今の中野委員の御意見に大賛成です。今回の事業を見ておりましたが、ICT、半導体、フードに特化した、特に急ぐ分野であると思うので、この事業はありがたいと思います。

ただ産学官の連携というところが大事だと思います。産と学と官がしっかりと、常にとどの事業にも連携していただいて取り組んでいただきたいと思います。

半導体においては、コンソーシアムを立ち上げていただいているということなのですが、例えば他県の取組などを見ますと、島根県が産学官のコンソーシアムを立ち上げて、強力的に高校と大学と企業と、そして官が常に意見交換を行って、学生が何を求めているか、学生がどのように情報をキャッチしているかなど、そういうことを常に聞きながら、企業側の御意見も聞きながら、強力的に進めていると思って注目しているところなんです。中野委員が言われたような大きな組織にしまわって、強力的に人材を育てるだけじゃなくて、宮崎県は人材を確保するんだというところが見えてきてほしいと思います。

それぞれの分野での取組はありがたいんですけども、全てが一つになって、学生を宮崎県に定着させるというところが一番大事なところでもあると思うので、そこが見えてこないといけないのではないかと感じています。

改めて、特にICT・半導体・フードの3分野においても、産学官の連携をやっていますよというのを聞かせていただきたいんですけども、どうでしょうか。

○鍋島企業振興課長 半導体につきましては、先ほどもお話をしました。昨年12月にコンソーシアムを立ち上げて、今現在、次長のほうからございました、アンケート調査を実施しております。これからワーキンググループを立ち上げて、その中で具体的にどういった人材を育成していくのかを検討してまいりたいと考えております。

ICT分野につきましては、コンソーシアムといった形での立ち上げについては、総合政策部が担当になっていると思います。

フードビジネスにつきましては、担当室長のほうから……。

○西久保食品・メディカル産業推進室長 フード——食品関係です。この後、食品開発センターの取組もございますけれども、今年度、宮崎大学のほうにヘルスケア関係の部門が立ち上がりまして、当方はメディカルのほうを所管していますので、その先生といろいろ意見交換をする中で、ヘルスケアといった中で医療、メディカル関係もなんですけれども、食品機能性評価などの取組もなされていますので、そういった先生を中心にいろいろと意見交換をさせていただいているところでございます。

○飯塚商工観光労働部次長 実は、産業振興機構の松浦理事長と鍋島課長がラピスに行ってい

ろいろ話を聞いたり、宮崎工業高校に行ったり、いろいろ聞き取り調査をしながら、各立場のニーズ調査等も行っております。いろいろ目に見えて進めていくように、また工業会も巻き込もうとしておりますので、頑張っていきたいと思っております。

○平川食品開発センター所長 先ほど食品・メディカル産業推進室長のほうからもありましたように、フードに関しましては、農政水産部のほうと連携をしまして、食の安全機能性解析拠点というものを宮崎大学、農政水産部、農業試験場、そして我々食品開発センターと会議を持ちまして、宮崎県の農産物をいかに機能性を発揮した付加価値をつけたものにするか。もしくはそれをまた加工して、どういうふう加工品として企業のほうに加工していただくかなどを協議しながら進めていく連携体がございますので、そこに食品開発センターも参加して、地域農産物の振興と加工のほうに努めているところです。

○内田委員 ぜひ、県も総力を挙げて、大きなうねりをつくり出してほしいと思います。今一番、宮崎県が力を入れないといけないところだと思っています。

資料24ページの5の企業との協働型人材育成事業、これは本当に大事だと思います。この事業の内容について、もう少し詳しく教えていただければと思います。

○鍋島企業振興課長 こちらは工業会のほうにお願いをいたしまして、ICTですか、もしくはものづくり、そういった企業と連携をいたしまして、工場見学などを行うとともに、あと溶接技術などを直接工業高校の生徒さんのほうに対して指導される形で、実践型の実技指導——ちゃんと現場で使えるような実技指導を行

うような事業となっております。

○内田委員 質問のほうでも、九州経済産業局のお話をさせていただいたときに、宮崎県の特徴はいろんな分野、優れた企業がたくさんあるというお話も伺いました。ぜひ、絞る形ではなくて、本当に工業会と言わずとも、企業の皆さん方に広げていただいて、高校、大学としっかりとつないでいくというところで、宮崎県内には多種のすごく魅力的な企業がたくさんあるということ、しっかりと子供たちに伝えてほしいと思います。

宮崎県の特徴などもしっかり伝わるようにお願いしたいと思っているんですが、特にワーク・ライフ・バランスというところ——本当に住みやすいところなんだよということや、アウトドア・観光など、自然の環境も恵まれていてすごくいいんだということなどもしっかりと伝えながら、宮崎県に住んで、そしてお仕事をしようというところに結びつけていただきたいと思っています。

雇用労働政策課と企業振興課がしっかりと組んでほしいと思うんですが、例えばUIJターン人材獲得事業などの取組が、先ほどの半導体を含めたいろいろな企業との事業としっかりと結びついてほしいと思うんです。それぞれがばらばらではなくて、全部、雇用労働政策課と、企業振興課がしっかりと手を組んでやってほしいなと思っています。

学生の傾向がいろいろと変わっているような感じがします。ハローワークにお話を聞くと、ハローワークではなくて、別のところでマッチングしているというか、本当にネット社会になっているし、アプリ等を使って学生がいろいろ就職先を調べる手段の形態がどんどん変わっていると思うので、しっかりと学生に対してもアン

ケート調査してほしいと思います。

そこで、UIJターン人材獲得事業や、雇用労働政策課のほうで、就職先を選ぶ学生に向けたオンライン説明会の開催など、常に行っているかどうかお聞かせください。

○壱岐雇用労働政策課長 就職説明会等につきましては、もちろん対面も行っているんですけども、オンラインについても、コロナ禍で、進めていかないとはいけませんので、そこできちんと導入するようにしております。

オンラインのほうは、いろいろ工夫を凝らしまして、企業の担当者の苦労話が聞けるような形のを設けたり、少しでも参加する方が増えるように、興味を持てるようにというような工夫等も行っているところです。

○内田委員 しっかりと学校側の先生の御意見と、また学生の考え方というか、情報のキャッチの仕方とか選び方などを聞くと、新たな発見があると思うので、そういうところをしっかりと聞きながら、企業側と官がしっかりと連携を組んで、大きなうねりをつくってほしいと思います。全てのこういう事業を成功させるためにも、しっかりと連携できる組織体制づくりを強化してほしいと思いますので、よろしくお願ひします。

○工藤副委員長 少し戻りますが、「みやぎきフードビジネス人材育成支援事業」のところに戻らせていただきまして、延岡市のほうを回らせていただいたときに、去年、食品衛生法が変わったと伺いました。施行が今年の4月1日からになるので、今のままじゃ営業ができないという相談を結構受けまして、保健所の方と一緒に行動させていただきました。

新たな人材も必要だと思うんですけども、今現在やっている方にも、食品衛生法が変わっ

て、どのような形で営業していかないといけないのかということも説明していただけたらありがたいと思っています。

あと排水基準が変わって、保健所から、県内の排水を出しているところに一斉送信されて、実際その排水基準に当てはまるのは旭化成ぐらいしかなかったんですけども——そういう食品衛生法が変わった、排水基準が変わったというところで、ではあなたたちが会社を経営する上で、ここ辺を改善しないといけないんですよというようなアプローチも、保健所と協力してやっていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

○西久保食品・メディカル産業推進室長 ありがとうございます。食品衛生法の改正で、令和3年6月にHACCPが義務化されております。こちらにつきましては、MBAの事業——今年度を通して実施していますけれども、この中の生産性コースの中で衛生管理という講座を設けています。その中でHACCPの導入に向けてのモデル事業所において——実際、企業の現場に行きまして——具体的なHACCPの衛生管理の手法などの講座を特別に設けております。

あと福祉保健部の衛生管理課になりますけれども、あちらのほうに聞きましたら、HACCPの導入につきましては、特に小規模事業者におきましては義務化ですから、導入といったところは一定の導入を図っているんですけども、それを維持するための点検や更新、改善に取り組んでいくことは非常に重要だが、なかなかそこまで行き届かないという状況があるようです。

それで、衛生管理課のほうの事業で、HACCP定着のための事業を実施しております、保健所のほうにそういった点検をするような職員の方を配置する取組をして、事業所を回って、

そこの拡充を図っているというふうに伺っています。次年度のMBAの実施に当たりましては、そういった関係課ともしっかりと連携し、また取組も聞きながら、より充実した実効性のある内容で展開していきたいと思います。

○工藤副委員長 衛生基準法を聞けばひどくて、廃業届を出すか、アンケートに答えるかどっちか提出してくださいみたいな形だったんです。自分に話が来て、保健所の方を連れて一緒に行かせていただきましたけれども——大阪府に運んでいる企業だったので、丁寧にしっかりやっていただければと思います。

○荒神委員 先ほども出ましたけれども、資料38ページの「UIJターン人材獲得事業」ですが、今までもこのUIJターンの就職の事業というのは行われていたわけですけども、今度本県初となっているのは、どのように本県初なのか。ここに至る内容を教えてもらえますか。

○壱岐雇用労働政策課長 ありがとうございます。UIJターンにつきましては、ふるさと宮崎人材バンクとか、あと東京都とか大阪府とか福岡県にも宮崎県にもUIJターンセンターを設けまして、いろいろな相談に乗ったりという取組はずっとしてきたところです。

今回、県内企業が非常に人手不足の中で、どのように人材を獲得していくかといったときに、UIJターンとか、外からの人材を獲得していかなければいけない場合に、宮崎県は、どちらかというと言金的には低かったりしますので、できるだけ県内企業のよさだったり、働きやすい企業の状況だったり、そういった部分をよく知っていただかないと、なかなか就職の選択肢の中に入ってこないのではないかと考えたところです。

民間が実施するアンケート等でも、地元での

就職で負担に感じるのはやはり経済的なもの——交通費などが負担だというアンケート結果等もありましたので、こちら側に帰ってきて就職説明会とか、インターンシップだとか、採用面接に来るという方に対しては、宿泊費や交通費等を直接個人に補助することによって、帰ってくるときの経済的な負担を減らして、よりたくさん帰ってきていただいて、企業の魅力を知ってもらう機会を持ってもらうというところで、今回事業の構築をしたところです。

○荒神委員 その方々が歩留りがあればいいんですけれども、この説明の中で令和4年度は35名と、これは参加者数ですよ。この中で就職された人数というのはどうなんでしょうか。

○吉岐雇用労働政策課長 この35名については、県内の3か所で実施した就職説明会について、県外から帰ってきて参加していただいた数を上げております。

この中の就職者数について資料があるかどうか、確認させていただいて、後で御発言させてもらえればと思います。

県外の方で、どれだけ就職したかという細かいデータまではないんですけれども、就職説明会全体では26名の方が就職につながっているというようなところです。

○荒神委員 こういう県外の方々が、説明に参加されたということで、先ほど課長が述べられたように、宿泊など何かに結びつくようなものがないと……この目標も令和6年度に60人とあるわけですけれども、それが身になるような方法をお願いしておきます。

○後藤委員 関連なんですけれども、資料39ページでSNS広告等と初めて出てきています。先ほどの内田委員と関連するんですが、非常に多くの若者たちがネット社会の中で情報を収集

するんですよ。観光でもインフルエンサーと言われて、ああいう状況で、人や媒体がない。SNSの中でなっている状況で、もう少し全般的にマーケティング力——販売促進を含めて、このSNSの活用というのに入っていないと、非常に厳しい。特に若者対策があるんですけれども、その点、どう思われているかをお聞きしたいんですけれども、ここで「ひなたの極」の強化事業で出てきているだけであって、ほかに出てきていない中で、この発信——いろいろなツール、媒体の中でSNSの効果を検証する時期に来ているのではないかなと思うんですけれども、どなたか答えていただくと……。

○吉岐雇用労働政策課長 ありがとうございます。おっしゃるとおり、どのように若い人や、こちら側のターゲットにしたい方々に内容を見ていただいたり、情報をキャッチしていただくかということはずごく大事ですので、我々もいろいろなツールを使ってやっているところです。

企業向けにもセミナーなど開きまして、広告を載せるときの効果的な広報の仕方や、広報資料の作り方など、そういったところもセミナー等を行っているところです。

議員のおっしゃるところは、そのとおりですので、広報戦略室等の助け等も借りながら、また頑張っていきたいと思います。

○西久保食品・メディカル産業推進室長 販売戦略等におけるネットの時代を見据えた取組ということで、先ほどの資料30ページの「みやぎフードビジネス人材育成支援事業」でございますけれども、この中の来年度のテーマ5つの中の、4つ目に販売戦略というのがございます。

これは、今年度においては商品開発というコースの中で取り扱っているんですけれども、そ

の中においても、委員がおっしゃられましたように、非常に今コロナ禍を契機に、ネットでの販売ということが欠かせなくなっているところがございます。今年度のテーマで御紹介しますと、電子商取引（EC）とSNS——動画を活用した販路開拓でありますとか、またSNS時代の商品の写真の撮影技法とか、またしっかりと商品が伝わる言葉選びであるとか、そういったネット環境における販売を想定した形で取組を進めていますので、また次年度も取り組んでまいりたいと考えております。

○工藤副委員長 資料37ページの「若者無業者等就職サポート事業」で、就職をするときに初任給プラス、30歳、40歳と、自分が昇格したときに、どれぐらいの年収になっているのかまで調べて就職すべきだと言っている学者や、コメンテーターなど、本の中にも書いているんですが、そこまでやっているのか。

多分、それを県外は結構やっている企業が今後増えてくるというふうに言われていて、県内の企業で初任給はこれぐらいで、年収はこれぐらいで推移しますよというところまで表している企業が、まず県内にそもそもあるのか。それが低いのであればしっかり——さっき言ったワーク・ライフ・バランスが宮崎県はすばらしいんですよと言っているような企業がどれぐらいあるのか。

プラスしてもう一つ、あと③の地域若者サポートステーション運営強化事業で、50歳未満で長期にわたる無業の状態にある者を、どのようにピックアップされるのかなと思って……ひきこもり問題に関心を持っていまして、ぜひこういう人たちをどんどん持っていきたいとは思いますが、どのように無業である、引き籠もっている方、働いていない方をピックアップして

いくのか、教えていただければと思います。

○巻岐雇用労働政策課長 このヤングJOBサポートみやぎきのほうでは、どちらかというとなかなか就職まで一歩踏み出せないだけどもというような若者の方たちに、どんな仕事に向いているのかとか、どんなところに悩みを抱えているのかとか、そういう相談に乗りながらキャリアカウンセリングを行ったりしているところを、まずはポイントにしておりますので、委員のおっしゃったようなところまでは、なかなか把握をしていないところです。

実際、仕事に就きたいという方についてはハローワークのほう、場所はヤングJOBサポートセンターにあるハローワークとか——一体的に同じ場所にあるような形に現在しておりますので、ハローワークと連携するところは連携するという形で、就業したい方はそちらを御紹介するという形にしております。

③の地域若者サポートステーションにつきましては、これは国が設置している機関になりまして、こちらのほうはさらに少し困り事を抱えていたり、就職まで、まだまだ行かないというような方たちの相談に乗ったりしている施設になります。

ここについては、国が行っている事業の中で、都道府県もきちんと支援しなさいというところが法律で努力義務になっておりますので、国の事業の中で、国の事業対象になかなかならない部分を、県として支援しているというところで、心理カウンセリングや、1～2日ぐらいの非常に短期のJOBトレーニングのようなところについての支援をしている状況です。対象者については、国のサポートステーションを利用した方々の中から、対象になる方をピックアップしているというような形になります。

○工藤副委員長 ③に関しては、国が運営管理していくということによろしいですか。50歳未満なので離職、就職をしてひきこもりになる方というか、そこからずっと籠もる人の割合が一番多くなるのが18歳、19歳、20歳、21歳が統計上は多いみたいです。そこにつなげていくような展開ができればと。また50歳を、どのようにピックアップするのか関心がありましたので、また教えていただければと思います。私も、調べてみたいと思います。

○内田委員 今の①のところの若者にキャリアカウンセリングや就職に関する云々のところで、このキャリアカウンセリングはオンラインでもできますか。やっていますか。

○吉岐雇用労働政策課長 この若者サポートステーションにおける心理カウンセリングについては、オンラインでも実施をしているということです。

○内田委員 オンライン希望をされている方はどれくらいいらっしゃいますか。

○吉岐雇用労働政策課長 心理カウンセリングを受ける方々が人数的に物すごく多いというわけではないんですけれども、少し数の内訳を確認させていただきたいと思います。また後で御発言させていただきます。

○凶師委員 当初予算の総額が令和5年度と比べると大きく減っている。その内容は、貸付金の減額が多かったと思うんですが、中小企業の融資の対策費が140億円ほどとなっている経緯を説明してください。

○児玉経営金融支援室長 金融対策の中の貸付金は395億円計上しているんですけれども、全体で大幅な減になっております。この減少の理由は、主に県融資制度の仕組みに係るものでございますけれども、そもそも県の融資制度では、

県から事業者ではなくて、金融機関に資金を無利子で貸し付けるということで、これが貸付金というふうになっております。金融機関は、県からの貸付金と独自に集めた資金を合わせて事業者に融資をしているというところでございます。

したがって、金融機関から事業者への融資額が減少すれば、それに連動いたしまして、その原資の一部である県からの貸付金も減少するということになっております。

それで、今年度予算でいきますと、昨年、コロナ関連融資につきまして、経営のよい事業者の中で、かなり繰上償還が起きておりまして、この結果、金融機関の融資残高が減少し、それに伴って県の貸付金が減少したという形になっております。

○凶師委員 令和5年度の貸付金の補正での返還が36億円程度だったと思うんですが、それからこの140億円につながるという、何か根拠があるのでしょうか。

○児玉経営金融支援室長 395億円の積算でございますが、今申し上げました過年度分——金融機関が過年度に貸した分が310億円、395億円のうち310億円、令和5年度当初予算523億円のうちの過年度分は424億円でした。ですので、ここが大幅に減少しているということでございます。

○凶師委員 これは繰上償還が多かったということもあるんですが、企業側がこの融資制度、貸付制度をあまり思ったほど利用せず、今後も数が伸びないというような形で——令和5年度は予想を下回ったわけなんですけど、もしこれがこの令和6年度、予想を上回って、貸付制度の利用が多くなってきた場合というのは、補正でまた上乘せ等ができるもんなんですか。

○児玉経営金融支援室長 予算は恐らく補正予

算でまたお願いすることになります。例えば令和4年度に特別貸付けを行いましたけれども、そこも補正でお願いしたところがございます。

○**吉岐雇用労働政策課長** 先ほどの内田委員の御質問で、私のほうが質問を勘違いしております。内田委員のほうは、①のヤングJOBサポートのキャリアカウンセリングのほうの件数をお聞きになったという理解でよろしかったでしょうか。私が③のほうと勘違いしております。①のヤングJOBサポートのほうは、もちろんオンラインでもやっております。ウェブでのキャリアカウンセリングの相談自体は、今年度の1月現在、680件ほどございます。

○**内田委員** それはニーズがあるという判断をしていいでしょうか。

○**吉岐雇用労働政策課長** 我々としましても、これだけ一応オンラインでも受けていただいているので、そういった困り事を抱えている若者、40歳未満の方が多んだというところで、必要性は感じているところです。

○**内田委員** 事業は次のページに飛ぶんですが、もう一回、先ほどの確認なんですけれども、コロナ中にもオンライン開催はしていたということで、次年度も、例えば就職説明会のオンライン開催はしますということでもいいですか。

○**吉岐雇用労働政策課長** 委員がおっしゃるとおりです。今後も対面とオンラインのハイブリット式でやっていきたいと考えております。

○**佐藤委員長** ほかにございませんか。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤委員長** ありがとうございます。それでは以上をもちまして、商工政策課、企業振興課、雇用労働政策課の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時51分休憩

午前11時52分再開

○**佐藤委員長** 委員会を再開いたします。

ここで、委員の皆様にお諮りいたします。質疑は終わりました。今度は第2班、本日の午後1時から行いたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤委員長** 御異議ございませんので、委員会は午後1時から再開いたします。

休憩いたします。

午前11時53分休憩

午後0時59分再開

○**佐藤委員長** お疲れさまです。委員会を再開いたします。

次は、企業立地課、観光推進課、国際・経済交流課の審査を行います。

議案に関する説明を求めます。

○**児玉企業立地推進局長**

それでは、当課の令和6年度当初予算について御説明いたします。資料の42ページを御覧ください。

当課の当初予算額は、8億8,196万4,000円です。以下、主なものを御説明いたします。

資料43ページを御覧ください。

目の2段目の工鉱業振興費の1段目の(事項)企業立地基盤整備等対策費2,128万5,000円です。これは、企業立地の促進を図るための基盤整備の推進等に要する経費でありまして、説明及び事業名欄の1、企業立地基盤施設整備事業は、企業立地の受皿となる県営工業団地の維持管理等に要する経費であります。

次の2、地域工業団地整備促進事業は、市町

村等が実施する工業団地の整備や調査、分譲促進に係る経費の一部を補助するものであります。

次に、2段目の(事項)企業誘致活動等対策費3,065万4,000円であります。これは、企業立地を促進するため市町村等と連携した誘致活動に要する経費でありまして、説明及び事業名欄の1、情報収集整備事業につきましては、企業誘致活動に係る職員の旅費、需用費等の経費や、県内各地域への企業立地促進協議会への負担金などであります。

次の3、誘致対象企業開拓事業につきましては、インターネットサービスや民間企業のネットワークを活用して、企業の地方進出の動きやニーズを的確に捉え、立地可能性のある企業を効率的に新規開拓するために要する経費であります。

次に、3段目の(事項)立地企業フォローアップ対策費7億4,360万6,000円であります。これは、立地企業の県内定着及び県内での事業拡大や、新たな企業立地の促進を図るために要する経費であります。

説明及び事業名欄の2、企業立地促進補助金7億4,276万円ではありますが、これは事業概要説明資料にて御説明いたします。資料の44ページを御覧ください。

この事業は、事業の目的にありますとおり、企業の本県への投資を促し、魅力ある雇用の機会を創出するため、工場建設や事業所開設等の初期投資や、雇用者数等に応じた支援を行うものであります。

事業の概要の(1)の事業内容であります。立地から一定期間が経過するまでに企業が行う初期投資や新規県内雇用者数等の実績に応じて補助をするものであります。

主な補助内容であります。製造業ですとか、

情報関連産業、流通関連産業などの補助対象業種を選定しまして、それに対しまして、業種とか規模などにより異なりますが、初期投資費用に補助率を乗じた額と、新規県内雇用者数に補助単価を乗じた額の合計を、補助金として交付いたします。

なお、補助限度額につきましては、1億円から50億円で、一括、または分割で交付いたします。立地認定から補助金の交付申請までの流れにつきましては、右側の図のとおりでございます。

(3)の成果指標ですが、この事業の実施により、令和5～8年度までの4年間で、新規企業立地件数120件を目標としております。

○河村観光推進課長 観光推進課の令和6年度当初予算について御説明さしあげます。

資料の45ページを御覧ください。

令和6年度の当初予算額は、ページ一番上の行、左から2列目の欄になりますが、観光推進課として、21億4,789万5,000円となっております。

内訳でございますが、一般会計につきましては、その下の2行目、19億9,643万2,000円、特別会計につきましては、8行目のえびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計が、5,236万8,000円、さらに4つ下の県営国民宿舎特別会計が、9,909万5,000円でございます。

主な事業について、それぞれ御説明をさしあげます。

資料46ページを御覧ください。

上から2つ目の(事項)県営宿泊休養施設改善対策費9,448万9,000円は、説明及び事業名欄に記載のとおり、県営国民宿舎特別会計繰出資金として、特別会計に繰り出す経費のほか、えびの高原荘の給水施設に関する経費でございます。

ます。

次に、(事項) 観光・MICE誘致促進事業費1億1,462万6,000円については、説明及び事業名欄の1、宮崎県観光協会の運営費補助ですとか、その次の2、MICE強化として、開催経費の支援等を行うものでございます。

資料47ページを御覧ください。一番上の(事項) 観光交流基盤整備費でございまして、2億1,209万3,000円でございます。説明及び事業名欄の1、改善事業「魅力あふれる観光地域づくり事業」につきましては、後ほど事業概要説明資料を用いて詳細御説明いたします。

また、一番下の6、改善事業「みやざき観光情報発信強化事業」につきましては、本県の公式観光サイトの多言語化への対応などを実施するものでございます。

次の、(事項) 国内観光宣伝事業費2億5,543万6,000円でございます。説明及び事業名の欄5の改善事業「宮崎の強みを生かした誘客事業」につきましては、後ほど詳細を御説明いたします。

資料48ページを御覧ください。(事項) 国際観光宣伝事業費3億3,666万1,000円でございます。こちらでも説明及び事業名の欄の3、改善事業「外国人個人観光客誘客事業」につきましては、後ほど御説明さしあげます。

続きまして、資料49ページでございます。(事項) スポーツランドみやざき推進事業費7億1,248万円でございます。説明及び事業名の欄5の改善事業「スポーツランドみやざき全県展開事業」7,038万1,000円については、大規模スポーツイベントや大会開催等を支援するものでございます。

次の6、新規事業「スポーツキャンプ総合窓口等設置事業」につきましては、後ほど詳細を

御説明いたします。

また、7の新規事業「スポーツランド誘客・交通対策改善調査事業」2,000万円につきましては、以前から課題でありました県総合運動公園での大規模イベント実施時の交通対策ですとか、新たな誘客対策について調査検討を行うものでございます。

資料50ページでございます。

説明及び事業名欄11と12の事業については、後ほど詳細を御説明いたします。

14の新規事業「市町村スポーツ展開支援事業」2,000万円では、山などの自然環境を生かしまして、国スポ・障スポ大会で選定されたスポーツの受入れ拡大に必要な施設の整備等の支援を行うものでございます。

続きまして、主な新規・改善事業について説明いたします。資料51ページを御覧ください。

改善事業「魅力あふれる観光地域づくり事業」でございます。予算額は2,972万4,000円でございます。財源は、国庫、宮崎再生基金、一般財源でございます。

この事業は、事業の目的にありますとおり、地域の観光人材を育成するとともに、県内の観光周遊を促進し、魅力あふれる観光地域づくりの推進を図るものでございます。

事業の概要ですが、(1)、事業内容の①のとおり、県観光協会に専門人材を配置し、観光地域づくり支援を行うとともに、②の県内の周遊観光につながる旅行商品開発・情報発信の取組に対する補助を実施します。

また、③の観光みやざき創生塾や観光ガイド研修会を通じた観光人材の育成についても併せて行います。

事業の仕組みといたしましては、(2)に記載のとおりでして、(3)の成果指標でございます

が、本県の観光消費額につきまして、現状、令和4年の1,243億円から、令和7年に1,830億円まで増加させることを目標としております。事業年度は令和7年度までとなっております。

資料52ページをお開きください。

改善事業「宮崎の強みを生かした誘客事業」でございます。予算額は1億2,350万円でございます。財源は、国庫と宮崎再生基金でございます。

この事業は、事業の目的にありますとおり、物価高騰等やデジタル化への対応を図り、神話をはじめとする本県の強みを生かした誘客対策等を実施することにより、本県観光の着実な再生と、さらなる活性化を図るものでございます。

事業内容でございますが、1)の誘客対策においては、神話を生かした誘客対策として、この①でございますけれども、拡張現実のデジタル技術であるAR技術を活用した神社等の観光ガイドシステムですとか、デジタル技術を活用したデジタル御朱印の作成等を行うほか、②の自然、森林を生かした誘客対策、③の食を生かした誘客対策に加え、④のスポーツを生かした誘客対策として、合宿、キャンプ会場から県内の観光地周遊を図るための企画等を新たに行うこととしております。

また、2)に記載のとおり、交通機関や民間事業者等とも連携しながらプロモーションを実施することとしております。

事業の仕組みといたしましては、記載のとおり、民間事業者への委託や県観光協会への補助により実施いたします。

(3)の成果指標でございますが、国内在住者延べ宿泊者数につきまして、現状、令和4年の約327万人泊から、令和8年に424万人泊に増加させることを目標としております。事業年度

は令和7年度までとなっております。

資料53ページを御覧ください。

改善事業「外国人個人観光客誘客事業」でございます。予算額は2億1,000万円を計上しております。財源は国庫、宮崎再生基金、一般財源でございます。

事業の目的であります。昨今の訪日旅行の形態が個人旅行にシフトする中、海外向けSNSでの情報発信ですとか、デジタルプロモーションなどを強化いたしまして、外国人個人観光客の誘客促進を図るものでございます。

事業の概要ですが、(1)、事業内容の①、海外向けのSNSに加え、②のオンラインの旅行代理店である海外OTAと連携したデジタルプロモーションの対象事業につきまして、これまでの中国・ASEANに加え、韓国・台湾・香港を追加して実施し、情報発信を強化するとともに、③のとおり、航空会社と連携したプロモーションを実施いたします。

また、他県空港から九州に入る観光客を本県への周遊につなげるため、④のとおり、二次交通のデジタルチケット等の造成などに新たに取り組むと考えております。

さらに、⑤のクルーズ船対策として、ラグジュアリー船の新たな誘致に向けたツアー造成等に取り組むとともに、⑥のとおり、定期便化に向けた台北線等の運航状況を踏まえながら、プロモーション等に取り組むと考えております。

事業の仕組みといたしましては、(2)に記載のとおりでして、(3)の成果指標ですが、外国人延べ宿泊者数につきまして、現状、令和4年度の約2万3,000人泊から、令和8年に36万人泊まで増加させることを目標としております。事業年度は令和7年度までとなっております。

続きまして、令和6年度から本格展開いたし

ます日本一挑戦プロジェクトのうち、スポーツ観光プロジェクトの内容について御説明いたします。

資料54～55ページにかけまして、総合政策部が中心となって作成しております、「3つの日本一挑戦プロジェクト」に関する概要資料になります。その内容も含めまして、資料56ページで整理をしておりますので、御覧いただければと思います。

一番上にあります、目指す姿(目標)といたしまして、「スポーツ環境日本一への挑戦!」を掲げております。スポーツキャンプ・大会の受入れ体制やスポーツ施設の整備など、ソフト・ハード両面において、新たな施策による地域経済の活性化や、観光振興などの好循環を創出させたいと考えております。

上から2番目にあります取組の柱として、左から柱の1つ目、「世界レベルのキャンプ・大会の戦略的な誘致、受入体制の強化」、柱の2番目、「戦略的・計画的なハード整備」、柱の3番目、「県内全域のスポーツ環境の充実(全県化・通年化・多種目化)」を掲げておりまして、目標を実現するための主な取組といたしまして、柱1では、競技別誘致部会やスポーツキャンプ総合窓口である「ひなスポステーション」の設置、柱2では、ひむかスタジアムの両翼拡張などのプロ仕様化などのスポーツ施設の高質化、柱3に関しては、県内全域におけるスポーツツーリズムの環境整備などによる市町村とのネットワークの強化等に取り組めます。

また、その下にあります令和6年度当初予算新規・改善事業一覧については、御覧のとおりでございますが、このうち主な3事業について事業概要説明資料を用いて詳細について御説明をさしあげます。資料57ページを御覧ください。

新規事業「スポーツキャンプ総合窓口等設置事業」でございます。予算額は1,070万4,000円でございます。財源は、日本一挑戦基金、一般財源でございます。

事業の目的は、スポーツキャンプ・大会受入れ体制を強化することで、新たなキャンプ・大会を誘致し、誘客数の増加による経済効果を県内全域に波及させることでございます。

次に、事業の概要についてです。プロチームや国内外の代表チームは、チーム関係者との信頼関係の醸成が大切であり、宮崎の顔となるようなキーマンの存在が求められているところでございます。

また、国スポ・障スポ施設の大会後の継続的な活用を図るため、これらの施設に対し、誘客やブランド力向上が見込まれる大規模な大会・キャンプを誘致していくことが重要であると考えています。

このため、(1)の事業内容、①のスポーツキャンプ総合窓口設置事業におきまして、チームからの問合せに対応する窓口を設置するとともに、②、競技別キャンプ・大会誘致部会設置事業では、市町村・競技団体などで構成する誘致部会を設置いたしまして、大規模大会等の誘致活動を行います。

事業の仕組みは、(2)に記載のとおりでして、(3)の成果指標については、県外からのキャンプ・合宿延べ参加者数を、現状、令和4年度の約16万8,000人から、令和8年度に25万人とし、春季キャンプ延べ観客数を、現状、令和4年度の約85万8,000人から令和8年度に100万人とすることを目標としております。事業期間は、令和8年度までの3年間となっております。

資料58ページをお開きください。新規事業「市町村スポーツ施設等整備強化事業」でございます。

す。予算額は1億933万円でございます、財源は国庫と宮崎再生基金でございます。

事業の目的は、市町村のスポーツ環境の整備を支援することで、誘客の増加による経済効果を県内全域に波及させていくものでございます。

事業の概要の(1)、事業内容にあります①、スポーツ施設・資機材整備事業は、市町村が実施するスポーツ施設や資機材の整備に対して補助をするものでございます。

次の②、スポーツ合宿所等整備事業は、今回新たに取り組むものでございまして、本県初の試みとなります。宮崎市などの都心部以外の地域では宿泊施設が少なく、合宿の受入れに苦慮するケースなどもあることから、県としては、これらの合宿所等の整備に対して支援を行うものでございます。

③の受入れ施設の維持管理技術強化への支援については、全ての市町村等を対象にスポーツ施設の管理運営に関する研修などに要する経費を計上しております。

(2)の事業の仕組みについては記載のとおりでございます、(3)の成果指標につきましては、キャンプ・合宿受入れ市町村数につきましては、現状、令和4年度の20市町村から、令和7年度までに全ての市町村で受入れが実現することを目指してまいります。事業期間は令和7年度までとなっております。

資料59ページを御覧ください。

新規事業「スポーツランドみやざきプロモーション事業」でございます。予算額は932万9,000円で、財源は国庫と宮崎再生基金でございます。

事業の目的は、アミノバイタルトレーニングセンターや市町村が管理運営を行うスポーツ施設などの施設の紹介ですとか、これらの施設にてキャンプ等を実施している様子をPR動画に

まとめ、誘致セミナーやSNS広告等を通じて発信することにより、誘客の促進につなげていくものでございます。

事業の概要の(1)、事業内容ですが、アミノバイタルトレーニングセンターを中心に、スポーツ合宿の誘致に関するPR動画を、日本語版と英語版の2種類作成いたしまして、ホームページやSNS広告等を通じて発信いたします。

また、先日リニューアルいたしました県公式観光サイトに、県内のスポーツ施設を紹介するページを新たに開設いたします。

次に、(2)の事業の仕組みですが、県が民間事業者に委託して実施いたします。

(3)の成果指標については、春季キャンプ延べ観客数を、現状、令和4年度の約85万8,000人から、令和8年度に100万人とすることを目標と設定しております。

特別会計について御説明いたします。資料60ページをお開きください。

まず、えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計でございます。(事項)県営えびの高原スポーツレクリエーション施設運営費5,236万8,000円ですが、アイススケート場の運営に関する経費でございます。

主なものといたしまして、説明及び事業名欄、1の施設維持費でございます、令和6年度は、製氷車やスケート機材のシーズンオフ時の保管場所として、アイススケート場に倉庫を設置、増設するものでございます。

資料61ページを御覧ください。

県営国民宿舎特別会計でございます。事項別では、国民宿舎「えびの高原荘」運営費として8,270万4,000円をお願いしております。

主なものといたしましては、説明及び事業名欄1の施設維持費で、厨房機器の更新ですとか、

雨漏りが発生しております従業員寮の屋根の改修を行うもののほか、3の火山活動の影響等による収入減少の補填のための補助金等が計上されております。

次の(事項)国民宿舎「高千穂荘」運営費1,639万1,000円ですが、主なものといたしましては、説明及び事業名欄1の施設維持費で、入浴施設の一部更新等を実施するものでございます。

資料62ページを御覧ください。決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況につきまして、こちらで御説明いたします。

(3)の商工建設分科会、⑦のとおり、「県内で実施する教育旅行について、教育委員会と連携し、県内の学校の利用の定着に取り組むとともに、県外の学校に対して積極的にPRを図ること」と指摘要望があったところでございます。

本県が、教育旅行先として選ばれるためには、本県ならではの教育体験プログラムの効果的な情報発信や誘致への取組が重要であると認識しております。このため、県では、九州観光機構や各県と連携いたしまして、東京や大阪などの大都市圏におきまして、九州7県合同での説明会を開催し、広域的なモデルコースや学習素材の紹介等を行うとともに、台湾学校関係者を対象といたしました招聘ツアーを実施しております。

また、県内外の小中学校等を対象に、貸切バスの借上げ費用や、旅行会社が本県での修学旅行を受注・実施する際の商品企画開発費を支援するとともに、教育委員会と連携し、県内の市町村教育委員会や各学校への情報提供を行うなど、県内校の利用促進に努めているところです。

さらに、今年度は、国内外の学校や旅行会社等に、より効果的に理解いただけるように、県内でのマリンスポーツ体験や農家民泊といった

本県の教育旅行プログラムの魅力をPRするための動画制作に取り組んでいるところでございます。

今後は、これらの取組を生かしながら、本県の魅力を活用したメニューの磨き上げや、セールス活動の強化により、県内校に加え、海外も含めた県外校のさらなる誘致促進につなげていきたいと考えております。

資料75ページを御覧ください。

こちら、「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」及び、資料76ページについては、「公の施設に関する条例の一部を改正する条例」について掲載しております。

まず、資料75ページですが、この条例改正は、1、改正の理由に記載のとおり、令和5年度中に屋外型トレーニングセンターへトレーニング機器を導入予定であることから、設置場所の名称や使用料の見直しが生じているため、条例改正を行うものでございます。

なお、本施設は、指定管理者制度を導入し、利用料金制度を採用しているため、資料76ページに記載しております「公の施設に関する条例の一部を改正する条例」につきましても、同様に行うものでございます。

次に、2の改正の内容でございますが、現行の料金区分としては、「ホール1時間につき780円」のみ設定されておりますが、今般のトレーニング機器の導入に伴いまして、現状の「ホール」という名称を「トレーニングルーム」に改めるとともに、料金区分につきましては、表に記載しておりますとおり、専用使用の場合と専用使用でない場合に分けて料金の設定をしております。

最後に、3の施行期日ですが、両条例ともに令和6年4月1日となります。

○山台国際・経済交流課長 当課の令和6年度当初予算について御説明いたします。

資料の63ページを御覧ください。

当課の令和6年度当初予算額は、ページ1番上の行、左から2列目の欄になりますが、10億2,059万円であります。以下、主なものを御説明いたします。資料64ページを御覧ください。

1段目の(事項)海外渡航事務費6,784万1,000円であります。これは、パスポートの発給などを行う業務及び申請窓口の運営に要する経費であります。

次に、2段目の(事項)国際交流推進事業費1億7,994万8,000円あります。

まず、説明及び事業名欄の5、多文化共生地域づくり推進事業3,133万円につきましては、県民と外国人住民が、共に地域の一員として協力し合う「多文化共生」の地域づくりを推進するため、様々な普及・啓発事業や外国人住民の支援に取り組むものであります。

次に9、外国人材受入れ環境整備事業4,094万1,000円につきましては、外国人住民等からの生活全般に関する相談対応を、多言語で一元的に行う窓口の運営や日本語教育を実施するものであります。

11、新規事業「ブラジル宮崎県人会創立75周年記念事業」2,652万5,000円につきましては、令和6年度に創立75周年を迎えるブラジル宮崎県人会に、知事をはじめとする訪問団を派遣し、本県とブラジル宮崎県人会とのさらなる関係強化を図るものであります。

次に、12、新規事業「宮崎県人会活性化・ネットワーク化事業」1,300万円につきましては、後ほど事業概要説明資料で御説明いたします。

資料65ページを御覧ください。

3段目の(事項)貿易促進費1億3,575万4,000

円あります。

まず、説明及び事業名欄の1、みやざき海外拠点運営強化事業3,869万2,000円につきましては、上海、香港の海外事務所におきまして、現地のマーケット情報の収集や人的ネットワークの構築などを行い、県産品の輸出拡大と本県への観光誘客を図るものであります。

次に3、みやざきSHOCHU輸出促進事業2,583万2,000円につきましては、国内外での焼酎のプロモーションや情報発信を行うことにより、県産焼酎の輸出額や出荷額の拡大を図るものであります。

次に4、みやざき加工食品海外販路拡大支援事業1,970万2,000円につきましては、輸出に取り組む県内の地域商社及び食品加工業者等が行う海外への販路開拓に係る活動経費を補助するとともに、企業の販路拡大に向けた支援のための体制づくりを行い、海外での販路拡大のサポートを行うものであります。

次に、7の新規事業「チームみやざき」による経済交流事業1億1,106万8,000円につきましては、後ほど事業概要説明資料で御説明いたします。

資料66ページを御覧ください。

(事項)県産品販路拡大推進事業費3億5,038万2,000円あります。

説明及び事業名欄の1、県産品振興事業1億6,239万1,000円につきましては、宮崎・新宿アンテナショップに係る維持管理費等でありませ

次に4、県産品PRイベント・フェア展開事業5,164万9,000円につきましては、県産品PRイベント・フェア等を開催することにより、県産品の販売促進、認知度向上、販路開拓に取り組むものであります。

次に7、新規事業「世界の活力を取り込むアンテナショップ機能強化事業」684万9,000円につきましては、後ほど事業概要説明資料で御説明いたします。

資料67ページを御覧ください。

2段目の(事項) 県外広報対策費6,801万1,000円です。

説明及び事業名欄の4、新規事業「メタバースで「日本のひなた」PR事業」2,083万円につきましては、後ほど事業概要説明資料で御説明いたします。

それでは、資料68ページを御覧ください。

新規事業「宮崎県人会活性化・ネットワーク化事業」であります。予算額は1,300万円、財源は宮崎再生基金であります。

この事業は、事業の目的にありますとおり、県人会世界大会の開催を契機に、新たに築かれたつながりを活用し、県人会の活性化や次世代への継承、ネットワークの強化により、本県施策のさらなる展開を図るものであります。

事業の内容ですが、①の県人会の活性化及び次世代への継承では、県人会の次代を担う人材を本県に招聘し、交流会などを実施するほか、国内県人会の活性化等に向けた取組を促進します。

②の県人会相互・県とのネットワーク強化では、県人会の公式ホームページを作成し、各県人会の情報等に誰でもアクセスできる環境を整備します。

③の本県の魅力情報の発信など、本県施策のさらなる展開では、本県施策と関連した取組を実施する海外県人会を支援します。

成果指標ですが、この事業の実施により、外国人との交流行事等に参加したことのある県民の割合を、現状の14%から20%へ、また、県人

会と連携した取組を、現状の3件から20件へとそれぞれ増加させることを目標としています。事業年度は令和7年までとしております。

資料69ページを御覧ください。

新規事業「「チームみやざき」による経済交流事業」であります。予算額は1,106万8,000円、財源は、宮崎再生基金であります。

この事業は、事業の目的にありますとおり、県が物産貿易団体等と連携し、輸出に取り組む県内事業者を「チームみやざき」体制で支援することにより、県産品の輸出のさらなる拡大を図るものであります。

事業の内容ですが、「チームみやざき」で取り組む海外市場開拓チャレンジ支援として、今年11月に幕張メッセで開催予定の国内輸出商談会「日本の食品輸出EXPO」出展に向け、県内事業者が輸出に取り組むきっかけづくりを、県や支援団体が、それぞれの分野で支援していくものであります。

成果指標ですが、この事業の実施により、商談会等での成約事業者数を、令和7年度には30件へ、また、商談会等での成約金額を、令和7年度には3,000万円へと、それぞれ増加させることを目標としております。事業年度は令和7年までとしております。

資料70ページを御覧ください。

新規事業「世界の活力を取り込むアンテナショップ機能強化事業」であります。予算額は684万9,000円、財源は、宮崎再生基金であります。

この事業は、事業の目的にありますとおり、コロナ禍を契機に変化した国内・海外ニーズやEC市場の拡大を捉えたアンテナショップの機能強化を行うことにより、アンテナショップを拠点とした外貨の取込みを図るものであります。

事業の内容ですが、①で、アンテナショップ

における外国語表示や個食ニーズへの対応など、国内・海外ニーズを捉えた機能強化を図るとともに、②で、県産品の売れる商品づくりのための新たな高単価、高付加価値の県産品発掘とEC機能の強化を図るものであります。

成果指標ですが、この事業の実施により、アンテナショップの売上げを現状の5億円から6億円へ、また、宮崎県物産貿易振興センターの免税手続件数を、現状の29件から100件へと、それぞれ増加させることを目標としております。事業年度は令和7年度までとしております。

資料71ページを御覧ください。

新規事業「メタバースで「日本のひなた」PR事業」であります。予算額は2,083万円、財源は、国庫及び宮崎再生基金であります。

この事業は、事業の目的にありますとおり、主に若い世代に多く利用されている新たなデジタル空間でありますメタバースを活用した観光PRを行うことにより、本県の認知度向上を図るとともに、観光誘客の増加につなげるものであります。

事業の内容ですが、20代を中心とします若い世代をターゲットとした新たなPRツールとして、メタバース空間に本県の観光地2か所を再現いたします。これにより利用者は、自分の分身であるアバターというキャラクターを通じて、高千穂峡のボートこぎや鶴戸神宮の運玉投げなど、宮崎を疑似体験することができるほか、メタバース上のガイドによる地域の魅力を掘り下げた案内を受けることができるようになります。

成果指標ですが、この事業の実施により、認知度ランキングの順位を、現状の38位から18位へ、また、観光入り込み客に占める20代の割合を、現状の15.1%から20%へと、それぞれ向上させることを目標としております。事業年度は、

令和7年までとしております。

○佐藤委員長 執行部の説明が終了しました。議案について質疑はありませんか。

○荒神委員 企業立地推進補助金の件をお聞かせください。

この業種によって1%~20%、1人当たりが20万円~100万円とかあるんですが、それぞれちょっと詳細に教えていただけますか。

○児玉企業立地推進局長 まず、製造業につきましては、基本的には補助率は4%になります。新設の場合が4%、増設の場合は1%です。あと、システム会社とか情報関連産業がありますけれども、そういった場合には、それぞれ一般案件としましては8%が補助率となります。最高で20%というのがございます。これは、新設や増設などいろいろございまして、詳細は、かなり込み入っています。後ほど資料で御説明したほうが良いと思います。一般的に1%~20%といった内訳になります。雇用のほうは、製造業でいきますと、まず、新設の場合の県内の新規雇用者が、一般案件では40万円でございます。情報関連産業でいきますと、1人当たりは加算がございまして、一般案件は10万円なんですけれども、それに加えて加算がございまして、最低が20万円——補助単価としましては、新規雇用の雇用者割といたしますけれども、20万円。そして、困難立地案件といたしまして、県内に、過去5年間に立地がない地域がございます。そこに立地があった場合には、雇用者割としましては、雇用者に対して補助単価として100万円を用意しています。

○荒神委員 それぞれの体系で業種で違うということですが、これは県外ではなくて県内の雇用者が対象だと思います。県外は、どうなるんですか。

○児玉企業立地推進局長 県内に立地した企業が、県内の方を採用した場合の対象が県内雇用者になりますので、県内の方になります。

当然、県外から就職で企業に来られますけれども、その方は、当然、住民票を移されて来られますので、県内に住民票があり、新規で県内の方を雇用したということになります。

○荒神委員 どちらにせよ県内になるわけですよ。

私がいつも思っているのは、県内の絶対数が少ないので、県外から県内に雇用していただく方にとっては、こういう制度というのは生きる金を使う気がするということです。この人手不足の中で、人口増につながるとすれば、県外のほうから雇用していただいて、そして、このことが転嫁すればいいのかなと思っているんですが、それとは全く違うんですね。

○児玉企業立地推進局長 当然、県内から就職していただければ、それもカウントさせていただきます。対象になります。

○荒神委員 だから、県内も県外も一緒ということですね。私が言いたいのは、県外を対象にいただければどうかと思っているんです。この令和5～8年度は120件という目標なんですけど、減ってきているんですけども、壁に来たという考え方なんですか。どういう考え方でいいんでしょう。

○児玉企業立地推進局長 今年度、補助金の要綱、制度を見直しました。その大きな見直しの1つが、県のコールセンターがございましてけれども、コールセンターをそれまで対象にしていましたが、都市部に進出が進みまして、集積化がかなり進んだという判断の下に、コールセンターについては補助金の対象から外しました。

例年コールセンターの立地が、過去のケース

で行きますと、年間で7件ほどございました。それが制度を見直した1つの大きな要因なんですけれども、それで減るだろうということを見立てたというところが1つあります。

あと、立地いただく企業については、安い方を雇用するのではなくて、一定の給与水準の方——13等級という言い方をしていますが、これまで12等級までよかったんですけども、これからは13等級以上の給与水準の方を採用した場合に、立地企業として認定しますというふうに制度を見直しました。給与水準が13～14万円だったところが、15～16万円ぐらい払っていただかないと立地企業として認定しませんという制度に改正しました。

それで見ますと過去、そこに該当してくる企業が数件あるので、今度見直したことによって、恐らく減っていくだろうという見立てをしました。

制度の改正に伴って、年間10件弱ぐらいは件数が減るのではないかと考えまして、前回の目標としましては150件だったのに対し、今回の令和5～8年度の目標としては120件にした理由でございます。

○荒神委員 それぞれの観光などで、観光消費額とか、延べ宿泊数とか、この算定にはどのように出るんですか。以前も、やはり観光客の沖縄の件が1つの例として違うんだというような内容もあったんですが、こういう試算はどのような内容なんでしょう。

○河村観光推進課長 それぞれのデータにつきましては、まず1つ目、観光消費額につきましては、ある意味、全国統一のルールの下で、県がパラメータ調査をいたしまして、そこから全体の数値を推計しているものになっております。

先ほど議論になった観光ですが、沖縄県とは

少し基準が違っているといえますか、沖縄県は独自のルールの下でやられていて、私どもは観光庁が統一的な調査ルールを定めていますので、それに基づいて消費額については計算をさせていただきます。

宿泊者数については、観光庁が全国的に調査をしております。こちらについては国から一定規模の各宿泊施設に対しての調査と、あと少し小規模な宿泊施設についてはサンプル的に調査をしています。

端的に言いますと宿泊者数は観光庁が調査をしまして、消費額ですとかそういったところについては、県が調査をしているようなものになっています。

○荒神委員 県は調査されていないということですか。全国的な調査に基づいて出しているということですか。

○河村観光推進課長 観光消費額の調査については、入込客統計調査と言いまして、全国的に行っておりますので、各県が——もちろん都道府県によっては、行っていないところもあるんですが、私どもはそのやり方にのっとって行っています。

宿泊者数については、観光庁がデータを取ってまして、各県ごとのデータもまとめて公表をしていますので、ある意味、我々が独自調査しなくても各県ごとのデータが観光庁のほうで出ているという状況になっています。

○荒神委員 最後に、この外国人個人の観光客ですけれども、この指標では令和4年が2万3,000人の宿泊で、令和8年には36万人という16倍ぐらいなんですけど、これはどういう内容ですか。例えば、令和9年であれば国スポ、障スポなどがカウントされるかなと思うんですけども、これはどういう意味の内容なんでしょ

う。

○河村観光推進課長 こちらは、コロナ禍前の数字を御説明したほうがイメージがつきやすいかと思えます。

令和元年の外国人宿泊者数が、33万人泊でございまして、コロナの影響でかなり数字が落ち込んでおります。この資料の公表時——令和4年には2万3,000人泊となっておりますが、延べ宿泊者数のデータについては、令和5年の速報値を、直近で観光庁のほうで公表してございまして、その数字が大体約11万6,000人泊となっております。

徐々に回復はしているんですけども、さらに伸ばしていく状況が必要と思っております。令和元年の33万人泊をさらに超える数字として、理想としては令和7年までにコロナ禍前の数字に戻して、その上でさらに上積みを図りたいという意味で、観光の計画の中でも位置づけておりますので、そういった考えで目標数値は設定をしております。

○荒神委員 コロナ前に輪をかけて、人数を期待しているということですね。ありがとうございます。

○中野委員 スポーツキャンプ総合窓口等設置事業についてお尋ねします。

これは、新たなキャンプ大会の誘致ということですが、そのうちのテニス男女のナショナルチームの合宿を誘致したいという取組ですが、どの辺まで具体化されているかお尋ねします。

○伊東スポーツランド推進室長 このテニスにつきましては、今、県総合運動公園のほうに新しいテニス場を整備していくというお話になっております。その動きと併せまして、日本テニス協会にお邪魔しまして、どういった大会や合宿が呼べるかというお話を直接させていただ

ております。

ただ、いろいろな宿泊や選手の集まり具合など、いろいろな条件がございますので、今後も詳細を詰めていくというような現状でございます。

○中野委員 まだ、具体的なところが進んでいないということですね。

それで、県の総合グラウンドのテニス場をハードコートにする事業が進むわけですね。その事業が終わり、テニス場がハードコートになってから、誘致をしたいということですか。それとも、それまでの間にナショナルチームを誘致したいということですか。

○伊東スポーツランド推進室長 完成した後に呼びたいということで進めております。

○中野委員 だから、それまでの間にいろいろと協議をしておこうと、こういうことですか。

○伊東スポーツランド推進室長 そのとおりでございます。

○中野委員 いろいろと進められていると思うんですが、せっかくだから、合宿ももちろんしてもらいたいと思います。屋内を含めて多くのハードコートが完成すれば、非常にすばらしいテニス場ができるわけです。

有名選手——例えば伊達公子さんとか、ああいうお名前を冠につけた国際大会を目指すぐらいの合宿、大会を目指すようなことを進めてほしいと思います。

○伊東スポーツランド推進室長 私、伊達さんとお会いしまして、いろいろな意見交換もさせていただいたところでございますので、委員がおっしゃるような大会を、今後実現できるように頑張っていきたいと思っております。

○中野委員 そのためには、コートの完成がまだずっと先ですから、国体に間に合うようにつ

くるわけですね。3年半、あるんです。

できたらその手前で、何かちょっとしたことを、合宿も含めてしてほしいなと思うんです。

○伊東スポーツランド推進室長 宮崎国スポ・障スポ局のほうで、本大会の前にプレ大会等が開催される予定ですので、そのあたりと含めてできるだけいい大会、いい合宿を誘致していきたいと思っております。

○中野委員 ぜひ実現するように、毎年具体化して進めてください。お願いしておきます。

○函師委員 資料49ページの説明をもう一度聞かせてほしいんですが、9のスポーツランドみやざき推進施設改良事業の内容を教えてください。

○伊東スポーツランド推進室長 こちらにつきましては、本年度の6月補正でもお願いしたんですけれども、木の花ドームの不陸の解消ということで、今年度と来年度にかけて改修させていただくという事業になっております。

不陸といいまして、人工芝の床なんですけれども、これが波打っているような形になっておりまして、特にプロ野球なんかではボールがイレギュラーしたりするということで、そこを平らな状態に改修するというイメージでございます。

○函師委員 了解しました。

続けて、資料53ページなんですけど、説明の中にもあったんですけども、誘客の対策として他県の空港からの二次の交通デジタルチケット等を開発されるということなんですけど、これは他県が「はいどうぞ、一緒にやりましょう」と言ってくれる内容が既にあるのか。どういうプランを考えていらっしゃるのか教えてください。

○河村観光推進課長 まず、前提からお話いたします。コロナ禍前の外国人の本県への来県

について使われている空港を分析しますと、大体、ざっくり言いますと4分の1程度が宮崎空港のインアウト、鹿児島空港のインアウトが4分の1、福岡空港のインアウト4分の1くらいを占めていました。他県からの宮崎イン——宮崎に来ていただくというのは一定のボリュームがあったところです。

それを狙って、今回、二次交通のデジタルチケットを仕込んでいこうという形で組み立てているんですが、全県としまして「九州M a a S」という取組がございます。九州全体、各県ももちろん参加をして、九州全体で誘客をしていく。そのための、九州全体のデジタルチケット——周遊パスをつくっていこうという動きがございます。

具体的には、協議会というか、受皿自体が来年度の4月からスタートをして、九州全体の周遊チケット——デジタルチケットの造成が夏ごろからスタートする見込みでございます。

ただ、地域間の誘客チケットというのが開始当初はないものですから、我々独自の取組として、こういった周遊チケットを造成していこうという形しております。

具体的なルート、あるいはこういった事業者を使うかというのは、これから調整していくことにはなろうかと思いますが、そういった全体の機運の中で、例えば鹿児島県、熊本県の話を知っていると、そこだけで完結する旅行商品というのはインバウンド向けにはなかなか厳しいところもあるので、そこは協力していただけないかなと思っていますが、具体的な調整はこれからしていきたいと思っています。

○**図師委員** ビジョンとしては悪くないし、九州M a a Sで取り組むということはいいんですが、周遊の通過点で終わっては何もならず、こ

れから地域の綱引きでいかに止めるか、飲食させるか、宿泊させるかというところが、大きなインセンティブになるので、ぜひ、これは商工観光労働部だけではないと思うんですが——実は私、飲食店のほうの組合から、風営法の改正もしてくれないか、つまり営業時間をもうちょっと長くさせてくれないかなど、そのような要望も来ているんです。

そこら辺も一緒になって、いかに宮崎県で飲み食いをしてもらうか、そして泊まってもらうかというところに、デジタルチケットもインセンティブを設けるという形にしていけないと、来てくれたはいいが、次に泊まる場所は鹿児島県ですよとか、宮崎インだけ福岡県に泊まりますでは何の意味もないので、そういうプラスアルファのデジタルチケット化をぜひ考えていただければと思います。今のうちに何かプランがあれば教えてください。

○**河村観光推進課長** 九州M a a Sの枠組みの中では、飲食店までについては、なかなかそこまで議論が至っていないところであるんですけども、おっしゃるとおり、周遊をさせて、そこに降りてもらって観光してもらうという意味では、観光施設ですとかそういったところの入場チケット、割引チケットも連動して、パッケージにして何とか売り出せないかという議論もしているところでございます。

どこまで観光施設サイドで希望されるかというところは個別の調整になると思いますが、そういった仕掛け——交通だけにとどまらない仕掛けというのは議論が今、進んでいるところです。

それ以外にも、宿泊施設ですとか観光地、飲食を含めて、情報を知ってもらうということも必要だと思いますので、そういった意味では今

回、国内向けにホームページは更新しましたが、海外向けも更新したいと考えていますし、SNSの発信を含めて取り組んでいきたいと思っています。

○図師委員 他県と足並みをそろえる必要は全くありませんので、ぜひ宮崎県だからこのプラスアルファがありますというようなチケット化をしてほしいと思います。

資料58ページなのですが、市町村が今後、国スポ、障スポに合わせてスポーツ施設並びに合宿所とか宿泊施設を含めた改修とか整備をしていくのに、苦慮されている話をよく聞きます。

特に、小規模自治体になりますと、財源やもとの宿泊施設がないところが、この国スポ、障スポのために合宿場を増設できるかという、現実的ではなくて、仮設になる。ただ、仮設になったとしても、プレハブとか基礎まで打っているとやはり経費はかさむということで——実はこの間、地元の自治体から相談があったのが、土地を用意するので、県内各地に移動が可能で、災害向けにもなるトレーラー型の宿泊施設を、期間中呼び寄せて、それを宿泊所代わりにしたいという考えも1つあるんだが、そういうものが補助事業、強化事業の対象事業になるかどうかと聞かれたのですが、いかがでしょう。

○伊東スポーツランド推進室長 今、委員がおっしゃったような細かいところまで、まだ進んでおらず、今から詰めていく段階になると思います。私も西都市のトレーラー型の宿泊施設を見せていただいたんですけども、1つの方法としては普及していく形ではあるのかと思っておりますので、今後、自治体と協議しながら研究していきたいと思っています。

○図師委員 ぜひ、前向きに検討いただいて、そういう柔軟な事業の強化策を図っていただければ

と思います。

資料65ページなのですが、ぜひこの貿易推進を図っていただきたいというのも常々思っているところで、(目)貿易振興費の1にあります「みやざき海外拠点運営強化事業」ですが、これの内容の説明はあったんですが、ぴんとこなかったんですけども、例えばプロパー職員を雇って、宮崎県の販路拡大をした金額に応じて報酬を払うとか、そういうような取組を以前からしたらどうかという提案をさせてもらっているんですけども、実際、強化事業の目指すものとか、具体的な内容を教えてください。

○山台国際・経済交流課長 みやざき海外拠点運営事業でございます。この事業は、目的には、国内市場が縮小する中で、海外の活力を取り込むという目的はこの事業の中に当然ございます。

現実にこの予算で何をしているかと申し上げますと、香港事務所に県職員を2名派遣しております。それから、現地スタッフを2名採用しております。そこで、海外事務所の強化といいたいでしょうか、そういったことで充実を図っております。見本市の出店支援ですとか、バイヤーの招聘、レストランフェア、あと教育旅行、それらのアテンド、そういったところもさせていただいております。

それから、上海事務所にも現地スタッフを常駐で1名採用させていただいておりますので、これらのマンパワーといいたいでしょうか、その辺りをしっかり充実させた上で拠点の強化を今、図っているところでございます。

○図師委員 その内容は以前とあまり変わらないですね。例えば香港が重点地域になって4名に増え、現地スタッフも入れて、8名になりましたとか、それから上海が増えたとかじゃなくて、今度は第三の強化地域としてジャカルタ

に設けましたとか、次はインドに、ドバイにとかいうような、さらに強化していくのが見えてくるのかなと思ったんですが、事業としては現状維持のように映りますけれども、何か違うものがあるのでしょうか。

○山台国際・経済交流課長 この事業を単体で考えますと、今、言った事務所の運営等というふうなところに考えが及ぶんですが、実際は海外での戦略に基づくそれぞれの予算というのは別途計上とかしながら、輸出の支援でありますとか、それから海外のバイヤーを招聘して県内の商品の魅力発掘なんかに取り組んでいただくような事業とか、そういったところがありまして、この事業を単体で見ますと、委員おっしゃるように、大きく変わった部分があるかと言われるとそうではないんですけれども、総合的に海外戦略は立てていきたいと思っております。

○函師委員 強化と銘を打っていらっしゃる以上、プラスで次の戦略もさらに進めていただきたいですし、今の海外事務所にとどまることなく、次の事務所の開設とかいうところも、しっかり調査をしながら進めていただければと思っております。

続けて資料67ページの3ですが、ナッシーリゾートin宮崎事業で1,400万円以上使うとは、これはどんなことをするのでしょうか。

○山台国際・経済交流課長 ナッシーというのがローカルA c t s といつか——ポケモン社からの承認を得て、九州では今、宮崎県がこのキャラクターを使用させていただいております。

予算としましては、ナッシーを活用した誘客イベント、そういうものにナッシーを派遣したり、それから「ポケふたスタンプラリー」のようなイベント、そういうのも市町村も一緒になって展開しております。

あと、新宿みやざき館KONNEでイベントを開催する際に登場して、そこでのPRとか、そういったことも今、やっているところでございます。

○函師委員 この効果をどの程度、評価されているのでしょうか。

私、ポケモンとかあまりやらないので分からないんですが、周りでやっている人もいるとは聞きますけれども、その費用対効果をどう見られているかを教えてください。

○山台国際・経済交流課長 この取組を県とポケモン社のSNS等で発信したところ、それらの発信の閲覧数が合計で900万回視聴されるということで、非常に認知度の向上にはつながっていると認識しております。

○工藤副委員長 宮崎県に来たら、ポケモンGOでナッシーが当たりやすいということがあるのか。

○山台国際・経済交流課長 至るところに、世界各地にポケモンがいるんですけれども、そこでアプリを使えばいろいろなポケモンがゲットできるということで、うちの職員も結構やっております。非常に面白いゲームだと思います。

宮崎県でナッシーが当たりやすいということは特にはないです。

○工藤副委員長 資料65ページの先ほどの「みやざき海外拠点運営強化事業」で、知事もニューヨークに行かれて宮崎牛の宣伝をしたということですが、2040年問題もあり、内需がどんどん減ってきている中で、中国は基本、和牛は輸入はしていないんですが、東南アジア、カンボジアを経由して中国では和牛をよく食べている状況にあります。

函師委員も一般質問で質問されましたけれども、今後、多分ハラールとかイスラム教の方た

ちも和牛を食べていただけるというところがあるので、インドネシアも含めて人口が3億人、5億人と膨れ上がってくるころでの宮崎牛の戦略は、東南アジア圏、中国圏、インド——インドは牛を食べないですけれども——豚も含めて、どう考えていらっしゃるのか教えてください。

○山台国際・経済交流課長 今、委員御質問の宮崎牛の戦略につきましては、農政水産部のほうで所管しております。

当課としては、引き続きアジア、それから北米とか、そういったところもターゲット国・エリアとして、グローバルプランにも位置づけしておりますので、県産品の振興という立場ではそういう方面の目標を今、立てているところでございます。

○工藤副委員長 ありがとうございます。

焼酎も同じように考えているということですか。中国を調べましたら、焼酎はちょっと匂いがしますので、ほとんど需要がなく、どちらかといったらアジア圏のほうが需要が多いイメージなんです。

○山台国際・経済交流課長 焼酎につきましては、委員御指摘のように、今アジアで一番流通しております。

中国はまだ、そのあたりだと少し遅れているんですけれども、今後、いろいろな規制等が緩やかになったり——あと焼酎そのものの流通でいきますと、今、先駆的にアメリカのほうでも焼酎そのものを販売するというよりか、カクテルの形にして飲んでいただくようなイベントを開催したり、そういったことでアメリカへの進出も進めているところでございます。

焼酎の主な輸出先としては、令和3年の実績でいきますと、中国が1億8,500万円余の輸出実

績でございます。アメリカが8,900万円と、ベトナムが1,500万円、台湾が1,400万円。先ほど私の認識が間違っておりました。中国が5割以上の輸出先と今、なっているということで、大変申し訳ありません。修正させていただきます。

○工藤副委員長 今後ともお願いしたいところで、日本酒が売れた一つの理由が、フランス料理とセットにするなら、白ワインよりも日本酒のほうが合うというふうに言われている。料理と観光でもあったり、料理とセットで焼酎を売っていくというポイントもあっていいのではないかなと思います。よろしく願いいたします。

○内田委員 資料52ページの「宮崎の強みを生かした誘客事業」です。

まず、事業内容の(1)の強みを生かしたというところの②、中山間地域等のインフラ施設等を巡るキャンペーンのインフラ施設とは、委託先が民間事業者となっているのですが、予定されているところがあるんですか。それとも、これから決めていくんでしょうか。

○河村観光推進課長 今年度も、同様の枠組みでインフラツーリズムという形でやらせていただいてまして、今年度は耳川周辺のインフラ施設を中心に、ダムを含めてコースとして設定をして、デジタルスタンプラリーという形で周遊の企画をさせていただきました。

今回、試行的にデジタルスタンプラリーを活用させていただいたのですが、来年度はさらに、県内全域の各種インフラ施設をピックアップして、そこへの周遊を図るための仕組みとして実施をしていきたいと思っています。

企画としては民間事業者に出していただくんですが、それぞれの県内のインフラ施設に行ってもらい、そこで、何かスタンプラリーなど、周遊を図る仕組みを考えていただくようなやり

方になろうかなと思っています。

○内田委員 それぞれの①から⑧までの事業において、委託先とか補助先が違うんですが、民間事業者、また県の観光協会等がこれらの事業を、市町村、観光業界や市町村観光協会などとの連携をしっかりと取れる仕組みになっているのかどうかの確認をさせてください。

○河村観光推進課長 事業ごとに会議体で何かをやっているとか、そういったところはなかなかないところではあるんですけども、一応、事業自体の情報提供というのは、この事業にかかわらず、常に市町村の方々にさせていただいていますので、そういったところで連携をしながらやるということと、あと実際、今回のホームページを国内向けに公開・更新したときには、自治体の持っている情報や観光地の情報などを、積極的に我々にも情報共有いただきたいというふうにお願いをしております、そういったところで、自治体が推したいものを我々としても集めて、こういった事業の参考にしていくという枠組みが、ある意味、連携の在り方かとは思っております。

○内田委員 例えば、①の神話なんですけれども、連携ということを質問したのは、以前、宮崎市がつくった空港での神話の看板の中に、延岡市の神話が入っていなかったということもありました。神話でいえば、例えば鹿児島県と宮崎県でも、天孫降臨の地から御船出の地から全然違ったりということもあります。県内においても霧島説と高千穂説があったり——どっちもあっていいと思うんですけども、それによってルートも変わってきます。いろいろなパンフレットで入っているもの、入っていないものがあります。

もう、神話だけではなくて、自然においても

食においても、市町村が売り出しているものと、県がつくったり、いろいろな協会がつくったりしているものの中身が違うものがたくさんあると思うんです。

本当に市町村が売り出したいものが、その事業者にしっかりと伝わっていくのかどうか。事業が実行されたときに、蓋を開けてみたら「入っていないじゃん」ということがあったり、知らない間にツアーが組まれていたり、観光関係の業界の方とかが分からないところで、いろいろなコースが決まってしまう——ずれが起こることもあるので、全てにおいて、しっかりと市町村から組み上がってきたものを事業者や県の観光協会に教えていただきながら、一緒に進めていきますという体制をつくってもらいたいと思います。

しつこいんですけども、日向神話の延岡市の部分は、しっかり入れていってほしいと思っていますのでよろしくお願いします。

○河村観光推進課長 この事業にかかわらず、ほかの事業も同じような、非常に重要な観点だと思います。

そこについてはやり方を含めて、連携の仕方を考えていきたいと思います。

○内田委員 資料53ページの「外国人個人観光客誘客事業」なんですけど、先日、観光庁から観光地域振興課の安部勝也課長の御講演を聞かせていただいたときに、今、訪日外国人の旅行の消費額が、5兆円が15兆円まで見込まれるということで、これからまだまだ伸び代があるというようなお話の中で、宮崎県は本当に資源が豊富で、プロモーションの組み方も幾らでもあるんだというようなお話がありました。

課長が言われたのは、福岡空港から、いかに宮崎県のほうにゴールデンルートでつないで

引っ張ってくるかという、そのコースづくりが大事なんだというお話もありました。

それを踏まえて、事業内容の中にプロモーションという言葉が何回も出てくるんですが、それこそ委託先、補助先が違う中で、このプロモーションをつくるのをそれぞれの業者や協会に任せているのか。それとも、宮崎県としては、こういう引っ張り方、ゴールデンルートでいくぞというようなものが決まった上で進めていくのか。まだ、これは道なのかどうかというところが決まっているのか、これから決めていくんだというのか、教えていただきたいと思います。

○河村観光推進課長 なかなか一言で表しづらいところはあるんですが、国と、あとどういったところをターゲットにするかは、それぞれ違ってきているところがあります。例えば、台湾で言いますと、もちろん個人観光客の誘客というところと併せて、団体の旅行会社の送客の力もある程度あるものですから、そういった方々に対してはもちろん——今、直行便が復便していない状況の中で、隣県から、どちらかという、団体ツアーの場合は貸切バスでごそっと空港に入って、そこから周遊してもらおうようなルートになりますので、そういった旅行会社を含めて連携をしていくようなやり方があるかと思っています。

確かに、福岡県の福岡空港のボリュームは非常に大きくて、例えば先ほどの台湾あるいは韓国のお客様もそういったところから来ている方は多くございます。団体向きには、貸切バスを使ったルートを提示するとか、我々の魅力をお伝えするとか、そういったところがあると思いますし、個人のお客様については、どちらかという、公共交通機関やレンタカーが多いと思いますので、そういった乗り方を含めて発信して

いくというのが必要かなと思っています。

このOTAと連携したプロモーションの中では、例えばASEANの事例を御紹介しますと、今年度はシンガポールのインフルエンサーをお呼びして招聘したんですが、シンガポールからだ恐らく福岡インになるので、そこからの動線を含めて御紹介をさせていただいたり、そういったマーケットごとのルートを頭に置きながら、実施をしていくような形になろうかと思っています。

プロモーションについては、かなり国別の対策・傾向といいますか、こういったものが好まれるとか、あるいはこういった表現はやめたほうがいいというのは我々も知見として持っていますし、あるいは委託先の事業者もそれぞれノウハウを持っていますので、そこは連携しながらやる形になると思います。

○内田委員 それと、先ほどの安部課長のお話の中では、最低限Wi-Fi、洋式トイレや多言語化の3つは必要だということでしたが、その3点について、特に売り出したい県内の観光地では整備ができていますか。

○河村観光推進課長 Wi-Fiで言いますと、Miyazaki Free Wi-Fiという名称で、各自治体が観光地に整備をしているものがございます。ホテルに関しては、全体の数を正確に、何%整備されたとか、そういったところを把握しているものではありませんけれども、サービス向上ですとか、宿泊事業者向けの支援策もありますので、そういったところも含めてサポートしていくような形になると思います。

多言語化については、英語の壁——語学の壁があるところは現実でございまして、よくお話をお聞きするのは、最近、スマートフォンの

翻訳アプリは、グーグルを含めて非常に精度が高いので、そういったところでやり取りをしていただいているという声も多く聞きますし、私どもの事業で、多言語のコールセンターを整備しておりますので、フロントなどに電話していただいでつないでいただくとか、そういった体制づくりもさせていただいているところでございます。

○内田委員 事業の仕組みのところ、また民間事業者と観光協会と、補助と委託先が書いてあるんですが、この③と⑤、⑥の観光協会というのは、県ではなくて市町村の観光協会になりますか。

○河村観光推進課長 こちらは、基本的には県の観光協会になります。

海外の旅行会社ですとか、そういったところを相手方とするので、県の観光協会が一元的に対応するという形で考えています。

○内田委員 熊本空港とか福岡空港のほうから、いかに宮崎県に引っ張ってこれるかというところが大事になってきますけれども、周遊させるに当たって、直接、宮崎県に入るのではなくて、他県に寄りながら引っ張ってくると思うので、そこ辺の営業というか、アピールをしっかり努力していただいて、できるだけ宮崎県の魅力が伝われば、リピーターにつながってくると思います。ぜひ観光庁などと連携を取って頑張りたいと思いますのでよろしくお願ひします。

○中野委員 新規事業、宮崎県初の事業「メタバースで「日本のひなた」PR事業」、これは宮崎県の知名度あるいは認知度を高めようという事業ですが、目指す認知度ランキングが——再来年度までの2年の間に18位を目指すということで、かなり躍進するような数字ですが、何で

このような中途半端な18位なのか気になったもので、お尋ねします。

○山台国際・経済交流課長 18位の理由でございます。実は、ブランド総合研究所というところが認知度ランキングの調査というのをやっておりまして、本県の最高位の順位は平成21年度の18位でございました。ここをまずは目指していきたいということで、18位という位置づけにさせていただいたところでございます。

○中野委員 現在の数字が38位——38位といったらワースト10位ですから、これはいかななものかと思うけれども、目指すんだったら挑戦して、せめてベストテン入りを目指されたらどうかと思います。

○山台国際・経済交流課長 委員御指摘のように、できればさらに上位をとということで、しっかりこの事業に取り組んでいきたいと思ひます。ありがとうございます。

○佐藤委員長 ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○佐々木商工政策課長 令和6年度商工観光労働部の組織改正案について御説明をいたします。資料の77ページでございます。

今回の組織改正は、資料の上段のオレンジ色の見出しの表題に記載しておりますとおり、日本一挑戦プロジェクトの1つであるスポーツ観光プロジェクトの推進を図るため、スポーツランド推進課を設置するものでございます。

具体的には、下の黒丸に記載してありますように、スポーツキャンプや大会の誘致活動の強化に加えまして、各種団体・施設との調整など、様々な業務の増加に対応するため、観光推進課スポーツランド推進室をスポーツランド推進課

に再編するものでございます。

なお、その下に組織図を掲載しておりますが、左側が現在の組織、右側が改正後の組織となります。

この組織改正によりまして、スポーツ環境日本一に向けて、より一層しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○佐藤委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項について質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、以上をもちまして企業立地課、観光推進課、国際・経済交流課の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時29分休憩

午後2時35分再開

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

各課の説明及び質疑が全て終了しましたので、これより総括質疑を行います。商工観光労働部全般について、質疑はありませんか。

○児玉企業立地推進局長 先ほど、前半の商工政策課、企業振興課、雇用労働政策課の部で、中野委員から半導体関連人材育成事業のことで御質問をいただきました。内田委員からも関連で、その推進体制のことについての質問もいただきまして、後藤委員からは、その情報発信の大事さとか、工藤副委員長からは、人材確保に向けてのU I J促進の取組というところの質問をいただいたのですが、総括して発言させていただきます。

予算につきましては、人材の育成確保については、各部署で人材育成の取組をやっております。県だけではなくて大学もですし、各企業、

工業界も含めた企業も、一生懸命人材の確保に取り組まれているというところで、先ほど御質問いただいた半導体関連人材育成事業については、それに加えて、またこの事業をやっているということでございます。

中野委員が言われるように、5億円ほどの予算を投じてはなかなか難しいのですけれども、人材の育成確保については、取り組んでいこうということでございます。

その上で、体制のことになりますけれども、昨年末、県のほうが企業立地推進本部会議を開きまして、全庁を挙げて企業立地、企業推進ということで、一番の大きな問題は人材確保です。企業が求める人材が、県内で獲得できないということだったので、関連部署に人材の確保について、スピード感を持って、しっかり取り組むようにと、そういう会議を行いました。

企業振興課も当然、コンソーシアムも立ち上げて取り組むようにするんですけれども、雇用労働政策課の就職説明会とか企業説明会でしっかり取組をします。我々、企業立地課も企業誘致をする中で、人材の確保については各市町村に向けて発信をしたり、学校や大学に向けて——人材の就職あっせんではないんですけれども、いろいろな紹介をしたりするということなので、それぞれでしっかり取り組んでいるんですが、それをしっかり連携してやろうということで、そこはしっかりやらないといけないと思います。

まさに、国富町のほうにロームグループが進出するのが、かなりのインパクトがありまして、今のタイミングを逃しては、ほかの県内の事業者に対しても、もったいないというか、ここは絶対、チャンス逃さずにスピード感を持って取り組みたいと思っています。

その上で情報発信の話になるんですけども、県の取組としましては、SNS上での確にやるというのが実際やれていません。今、何をやっているかという、就職する対象を高校生としたときに、一番効果的だと考えているのは、親御さんです。親御さんに県内の企業をどう知ってもらおうとか、こんな企業があつていいねと思ってもらおうかがポイントで、そのためには何がいいかという、テレビコマーシャルになります。企業にも県内のテレビコマーシャルに出してくださいと言っています。それで印象がよくなりますという話をしていて、実際、ロームグループも今年に入って、CMを打つようになりました。

それと、新聞でいうと夕刊デイリーが、県北の立地企業の企業紹介を、特集で組まれたりしています。そういったのを目にすると、親御さんは意外と安心するんです。この企業はちゃんとしているとか、そういうところから、子供に就職したらどうだと言っているというのがあるので、今はそこをしっかりとやろうとしています。

我々も、県内の企業を紹介したパンフレットを作成して、高校の全3年生の子供には配るようになっていますので、そういったところから何とか県内への定着を促しているのが今の取組でございます。

1つ言うと、今年、本庄高校では70名ほど卒業されて、そのうち30名が就職しました。あとは進学らしいんですけども、70名中30名が就職をして、その30名は全て県内に就職したという実績があります。

これは何かというと、県内の高校の就職担当の先生も、かなり危機感を持ち、真剣に考えていただいています。我々も就職コーディネー

ターを含めて、県内の高校の就職担当の先生と、県内にこんな企業があるんですよ、どんどん紹介してくださいというようなことをしているんですが——県の高校の先生方もかなり意識が上がってきている。

だから、このタイミングで、教育委員会もしっかり巻き込んで、オール宮崎でやりたいと思っています。ただ、事業としては、企業振興課なり労働政策課が、それぞれ御説明させていただきましたけれども、当然、全体一丸となって、しっかり連携して取り組んでいますし、さらにまたしっかり取り組んでいかなければいけないと思っていますので、引き続き御指摘よろしくをお願いします。

○外山委員 しっかり頑張ってください。それと同時に、TSMCです。つまり、菊陽町とか、いろいろすごい状況になっています。これから先、我が県も企業誘致に取り組んだり、新たな事業を展開する中で、考えないといけないことは、人材の取り合いにもなるし、あと、人件費も相当高騰して、思いがけない弊害が、いろいろなところに出てくると思います。

特に今回、ある人は黒船という表現もしていますが、あんな形で刺激があつて、瞬間的に経済が向上していいように見えるけれども、反動も相当なものがあると思うんです。ですから、我が県も人口減少を前提においた企業誘致や企業推進、観光推進について、その範囲できちっと、できるものをよく加味した上で進めていくべきだと思うんです。

官民を含めて、そういうことは非常にウェルカムでいいんだけど、熊本県の状況を見てると怖いんです。いいものは向こうに取られて、その余波として余計なものばかり宮崎県に来るような気がして、ちょっと心配ではありますけ

れども、それに負けないように、商工観光労働部はしっかり頑張ってもらいたいと思います。

○佐藤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 次に、請願の審査に移ります。

請願第5号について、執行部から何か説明はありますか。

○山台国際・経済交流課長 請願につきましては、私のほうからは特にございません。

○佐藤委員長 関連して、委員から質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 ない。それでは、以上をもって、商工観光労働部を終了いたします。

暫時休憩をいたします。

午後2時45分休憩

午後2時45分再開

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

明日の委員会は午前10時の開会とし、県土整備部の審査を行います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、以上をもちまして、本日の委員会を終了いたします。

午後2時45分散会

令和6年3月7日(木曜日)

午前9時59分再開

出席委員(8人)

委員	長	佐藤	雅洋
副委員	長	工藤	隆久
委員		中野	一則
委員		外山	衛
委員		後藤	哲朗
委員		内田	理佐
委員		荒神	稔
委員		凶師	博規

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

県土整備部

県土整備部長	原口	耕治
県土整備部次長 (総括)	串間	俊也
県土整備部次長 (道路・河川・港湾担当)	桑畑	正仁
県土整備部次長 (都市計画・建築担当)	金子	倫和
高速道対策局長	栗山	健作
部参事兼管理課長	市成	典文
用地対策課長	塩田	隆英
技術企画課長	迫節	夫
工事検査課長	否笠	友紀
道路建設課長	山浦	弘志
道路保全課長	山下	明男
河川課長	松山	英雄
ダム対策監	山田	清朗
砂防課長	戸田	正人

港湾課長	明比	健一郎
空港・ポート セールス対策監	小川	美智夫
都市計画課長	黒木	正行
美しい宮崎づくり 推進室長	松田	豪紀
建築住宅課長	松田	真二
営繕課長	下温湯	盛久
設備室長	中武	英俊
高速道対策局次長	岩切	道雄

事務局職員出席者

議事課主査	澤田	彩子
議事課主任主事	山本	聡

○佐藤委員長 それでは、委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等について、県土整備部長の説明を求めます。

○原口県土整備部長

説明に入ります前に、高速道路について御報告申し上げます。今月1日、国土交通省から、東九州自動車道「南郷～奈留」間につきまして、新規事業採択時評価手続に着手するとの発表がありました。これにより、令和6年度の新規事業化に向けた手続の最終段階に入ることとなります。

この区間が事業化されますと、東九州自動車道の未開通区間が全て事業化されることとなり、全線開通に向け、大きく前進しますことから大変期待しているところであります。これまで力強い御支援をいただいております県議会の皆様方に、心よりお礼を申し上げます。今後とも、県内高速道路の一日も早い全線開通を目指し、取り組んでまいりますので、引き続きどうぞよ

ろしくお願い申し上げます。

それでは、今回の委員会で御審議いただきます県土整備部所管の議案等につきまして、委員会資料により御説明いたします。

お手元の商工建設常任委員会資料2ページの目次を御覧ください。1の予算議案につきましては、一般会計、特別会計合わせて3件お願いしております。2の特別議案につきましては、「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」など、7件お願いしております。その他報告事項では、「河川パートナーシップ事業における報奨金の見直しについて」の報告をさせていただきます。

資料の3ページを御覧ください。

県土整備部令和6年度当初予算一覧の部の総括であります。令和6年度当初予算額は、太線囲みのCの覧であります1行目、一般会計が818億円余。下から4行目、特別会計が22億円余。1番下、部予算合計841億円余となります。その左欄、前年度6月現計予算額と比較いたしますと、0.5%増となっております。

資料の4ページを御覧ください。

説明につきましては省略し、御紹介だけさせていただきますが、資料の4～8ページに、令和6年度県土整備部の主な事業につきまして、宮崎県総合計画アクションプランにおけるプログラム別に整理しております。なお、議案及び決算特別委員会の指摘・要望事項に係る対応状況等につきましては、担当課長等から説明させていただきます。

○佐藤委員長 部長の概要説明が終了いたしました。

引き続き説明をお願いしますが、4つの班に分けて議案の説明と質疑を行い、最後に総括質

疑の時間を設けることといたしますので、御協力をお願いします。

また、歳出予算の説明については、重点事業、新規事業を中心に、簡潔明瞭に行い、併せて令和4年度決算における指摘・要望事項に係る対応状況についても、説明をお願いいたします。

それでは、管理課、用地対策課、技術企画課の審査を行います。

議案に関する説明を求めます。

○市成管理課長 県土整備部の令和6年度当初予算の概要について御説明いたします。

委員会資料の9ページを御覧ください。

まず、2、補助公共・交付金事業であります。太枠のCの欄が、令和6年度当初予算額になります。1番下にありますとおり、385億3,280万2,000円であります。このうち、日本一挑戦プロジェクトとして、ひなた宮崎県総合運動公園にあります施設の整備・改修を行う経費、1億7,590万円を計上しております。

資料10ページを御覧ください。

3、県単公共事業であります。太枠のCの欄が、令和6年度当初予算額になります。1番下にありますとおり179億2,769万7,000円であり、こちらにも、日本一挑戦プロジェクトとして、5億3,008万5,000円を計上しております。なお、ひなた宮崎県総合運動公園の施設の整備・改修についての詳細は、後ほど担当課より御説明いたします。

資料11ページを御覧ください。

4、直轄事業負担金であります。太枠のCの欄が、令和6年度当初予算額になります。1番下にありますとおり、65億4,919万1,000円あります。右隣の対前年度の増減額は6億4,347万9,000円、8.9%の減となっております。これ

は、東九州自動車道の「清武南～日南北郷」間が完成したこと等によるものであります。

資料12ページを御覧ください。

5、災害復旧事業であります。太枠のCの欄が、令和6年度当初予算額になります。1番下にありますとおり100億7,049万5,000円となっており、右隣の対前年度の増減額は10億円、9%の減となっております。これは、令和4年度の台風第14号により、令和5年度、通年より多くの予算を計上しておりましたので、それを減額したものであります。

資料13ページを御覧ください。

6、課局別内訳であります。これは、当初予算の金額を課ごとに集計したものであります。

資料14ページを御覧ください。このページから17ページにかけて、債務負担行為を設定する事業を掲げておりますが、これは、トンネルや道路、橋梁などの工事期間が年度をまたがりますことから、債務負担行為の設定をお願いするものであります。これらの合計は、資料17ページの1番下にありますとおり、22件、137億1,770万円であります。

資料69ページを御覧ください。

議案第51号「土木事業執行に伴う市町村負担金の徴収について」であります。令和6年度の土木事業に要する経費に充てるため、こちらの5つの事業について、記載の負担率のとおり、市町村負担金を徴収することにつきまして、地方財政法第27条等の規定により、議会の議決に付すものであります。なお、これらの負担金の徴収につきましては、既に関係市町村から同意を得ているところであります。

県土整備部の当初予算の概要等につきましては、以上であります。

続きまして、管理課の令和6年度の当初予算について御説明いたします。

資料の19ページを御覧ください。

当課の当初予算額は、1番上の行、管理課計の1番左の欄ですが、20億9,909万2,000円をお願いしております。

以下、主なものを御説明いたします。

資料20ページを御覧ください。

まず、上から1段目の(事項)職員費は15億4,862万1,000円で、管理課及び土木事務所などの人件費であります。

次に、中ほどの(事項)建設技術センター費は2億9,942万8,000円であります。この主なものは、説明欄3の建設技術センターの施設設備等の維持管理費や、4の産業開発青年隊の運営業務に伴う指定管理費であります。

次に、1番下の(事項)建設業指導費は2億3,443万6,000円であります。これは、説明欄1の建設業の許可や、2の経営事項審査に要する事務費、また、3のみやぎ建設産業経営基盤強化支援事業は、建設業者の経営基盤の強化等を図るため、資金調達に対する支援や建設業者に対する法令等の制度周知や指導等を行う事業であります。これに要する経費を計上しております。

4の未来へつなぐ建設産業担い手確保・育成支援事業では、建設産業の担い手不足に対応するため、働き方改革や生産性向上への支援、建設産業の魅力発信など、担い手の確保・育成に、産学官一体で連携して取り組むこととしており、これに要する経費であります。

6の新規事業につきましては、資料21ページを御説明いたします。資料21ページを御覧ください。新規事業「建設産業外国人材定着支援事

業」であります。予算額は580万円で、財源は全額宮崎再生基金であります。

次に、事業の目的であります。本県の建設産業で働く外国人の相談窓口を設置して、働きやすい環境を整えることにより、人材の定着を促進するとともに、支援体制や受入れ企業の情報などを発信して、県内建設産業の担い手の確保を図るものであります。

次に、事業の概要であります。①、事業内容は、①、外国人材サポート事業では、建設産業で働く外国人の総合相談窓口として、外国人コンシェルジュを設置し、生活面や就業面での不安を解消するとともに、相談内容や対応策を集約して、建設業団体や受入れ企業へフィードバックし、受入れ環境の改善に努めるものであります。また、②、外国人材受入支援体制発信では、昨年度構築しました建設産業魅力発信ポータルサイト「ビルド・ミヤザキ」——通称ビルミヤに、英語やベトナム語などの多言語対応ページを構築し、県内の外国人受入れ企業や、建設産業で働く外国人を紹介するなど、本県の受入れ支援体制や働く環境を国内外の外国人へ向けて発信します。

次に、②、事業の仕組みは、民間企業等への委託を考えております。また、③、成果指標は、建設分野における外国人材数を、令和4年の516人から、令和7年に800人とすること、及び相談窓口を利用した外国人材が1年後に継続雇用されている割合を、90%以上とすることとしております。なお、事業の期間は、令和6～7年度を予定しております。

続きまして、決算特別委員会の指摘・要望事項に係る対応状況について、御説明いたします。

資料の22ページを御覧ください。

⑧、「建設産業の担い手の確保について、建設産業の魅力発信にとどまらず、関心を持つ学生に継続的な働きかけを行うなど、実際に就業につながるよう、より一層取り組むこと」についてであります。少子高齢化が進む中、建設産業で担い手不足が深刻化しており、実効的な担い手確保・育成に取り組んでいく必要があります。

このため、県では、令和4年度から「未来へつなぐ建設産業担い手確保・育成支援事業」として、県建設業協会に担い手コーディネーターを設置し、高校生を対象とした出前講座や現場見学会、保護者も含めた企業説明会を開催するなど、県内建設産業への就職促進に取り組んでいるところです。このような学生や保護者等への直接的な働きかけは大変重要であることから、より多くの学生が、実際に建設産業の仕事に触れ、ものづくりの魅力や、やりがいを実感できるよう、現場見学会等の実施方法や内容について工夫や拡充を図ってまいります。

今後とも、建設業関係団体や教育機関等と連携を図りながら、県内建設産業の担い手の確保・育成に取り組んでまいります。

○塩田用地対策課長 資料の23ページを御覧ください。当課の当初予算額は、一般会計が5億7,330万2,000円、公共用地取得事業特別会計が8億4,597万6,000円、合わせまして14億1,927万8,000円をお願いしております。

以下、主なものを御説明いたします。

資料24ページを御覧ください。

まず、一般会計であります。土木総務費の2段目の(事項)収用委員会費1,971万5,000円です。これは収用委員の報酬のほか、収用裁決に必要な不動産鑑定等に要する費用など、委員会の運営に要する経費であります。

次に、その下の(事項)用地対策費492万5,000円であります。これは、登記事務委託料のほか、事業認定に関して土地収用法に基づく公聴会や審議会への開催経費など、用地対策の推進に要する経費であります。

次に、一番下の(事項)特別会計繰出金4億8,299万円であります。これは公共用地取得事業特別会計への事業費として、一般会計から特別会計への繰出金であります。

資料25ページを御覧ください。

特別会計であります。

(事項)公共用地取得事業費8億4,597万6,000円ありますが、これは九州中央道、五ヶ瀬・高千穂道路等の先行取得などに要する経費と、先行取得用地等の引渡しに当たって得られる収入の一般会計への繰出金であります。

○迫技術企画課長 当課の令和6年度当初予算について、御説明いたします。

委員会資料26ページを御覧ください。

当課の当初予算額は4億5,858万2,000円あります。

以下、主なものについて御説明いたします。

資料27ページを御覧ください。

表の2段目、(事項)土木工事積算管理検査対策費1億3,248万円あります。このうち、1の労務及び建設財単価の調査9,833万4,000円ありますが、これは、公共事業の積算に用いる設計単価を設定するために、建設労働者の賃金や建設資材の価格など、実態調査を行うものでございます。また、3の公共工事品質確保推進事業3,171万円ありますが、これは公共工事の品質確保のため、監視チームによる施工体制の点検などを行うものでございます。

次に、表の下から2段目、(事項)インフラD

X推進事業1,779万円あります。これは、建設産業における担い手の育成確保や、生産性の向上を図るため、民間技術者や産業開発青年隊を対象としたICT活用工事の研修を行うほか、公共施設の管理台帳などを集約管理するポータルサイトの構築に向けた設計などを実証するものでございます。

資料28ページを御覧ください。

新規事業「災害時早期復旧のための土砂仮置場等整備事業」についてであります。予算額は2,250万円であり、財源は一般財源であります。まず事業の目的ですが、下の写真にありますように、台風等の災害時において、道路ののり面等が被災した場合、まずは崩土の搬出を速やかに行い、早期復旧・開放を図るための土砂の仮置場等の整備をするもので、中山間地域における災害対応力強化を図るものでございます。

次に、事業の概要であります。まず(1)、の事業内容としましては、土砂仮置場等の整備に係る測量・調査設計などを行うものでございます。

次に、(2)の事業の仕組みにつきましては、県からコンサルタントなど民間事業者へ委託をして実施をするものでございます。

次に、(3)の成果指標であります。令和8年度までに3村4町の7か所に整備をしたいと考えております。

最後に事業の期間であります。令和6～8年度を予定しております。

○佐藤委員長 執行部の説明が終了しました。議案について、質疑はありますか。

○図師委員 資料21ページの件を、もう少し詳しく教えていただきたいのですが、この事業の仕組みの中で民間企業へ委託とありますが、こ

れはどちらの企業でしょうか。

○市成管理課長 こちらについては、今の時点で明確に決まっているわけではありませんけれども、公募により募集したいと思っております。要件としましては、多言語に対応できるところとか、あるいはそういった外国人材の受入れのあるような団体であるとか、民間企業を想定しているところがございます。

○図師委員 各建設会社が既に、技能実習生や特定技能の外国人の方を併せて入れられているところがあるのですが、そういうところが重複してこの事業というか、この受入れ企業体として参加することは可能なんでしょうか。

○市成管理課長 特に受入れ企業について制約を考えているわけではございませんので、結果として、そういった重複するようなことになる可能性はあると思っております。

○図師委員 外国人材を受け入れる際には、最低賃金をクリアするのは条件としてあろうかと思うんですが、その最低賃金プラスアルファの諸経費がかかりますよね。例えば、本国からこちらに来てもらうための渡航費とか、渡航後に日本語研修を受けるための経費とか宿泊費とか、そういうもろもろの経費を含めた場合の時給を換算したときに、幾らになるかとか御存じですか。

○市成管理課長 申し訳ありません。そこについては把握しておりませんが、今回のこの事業につきましては、一応相談対応すると、定着を支援する——今、本県に来ていただいている外国人の方に対し、より就労環境を整備したり、悩み事を相談するような窓口を設置したいという事業でございまして、まずは働きやすい環境を整備していきたいと思っております。

○図師委員 もちろん相談は必要なことなんですけど、相談を受けたときに必ず出てくるのは、賃金プラスアルファの経費が多くかかりすぎるということです。例えば、私が知っている、受入れ企業は、最低賃金プラスアルファ——例えば住む場所の確保、食費や家賃設定など、そういうのもろもろ合わせて、先ほど言った渡航費の負担、あと何年かおきに帰国するための費用負担とか、受け入れる企業体が全部するわけなんですけど、それをした場合に時給換算にすると、1,200円とか1,300円になるそうです。

つまり、外国人を雇うよりは地元——日本の若者や高齢者の募集をしたほうが手っ取り早い上、経費も安く抑えられるということを知ったことがあるので、恐らく相談を受けられる際にも、せめて最低賃金プラスアルファが1,000円以下になるぐらいの契約をさせてくれる受入れ団体、組合を探してくれないかなど、そういうのが絶対出てくると思うんです。

なので、受入れ団体をどこに選定されるか、これから公募ということなんですけど、その経費を全部ひっくるめて、時給換算が幾らになるのかということも含めた公募条件を設定されるかと思うんですが、そういうような考えとかあれば教えてください。

○市成管理課長 御指摘は、重要なことだと思っております。実際に受入れをするに当たっては、現場のそういったニーズと言いましょか、時給換算とか経営面の話というのがついて回る話だと思っております。そういった相談の内容等も踏まえながら、そこについては、今回は相談を受ける体制を整備するということですけども、そこから先の定着に向けて、もしくは採用に向けての話についてはしっかりと御意見、相

談の内容を踏まえて、また関係するところとしっかりと協議していくということになると思っております。

○**図師委員** 課長が、今言われるとおりになんです。この事業は入り口としてはいいと思うんですが、恐らくこの相談を受けた後の対応にも、予算が出てくるのは間違いないと思われま

す。ちなみになんですが、(3)にあります1年後に継続雇用が90%以上を目指すということなんですが、今何パーセントになっているんでしょうか。正確な数字でなくてもいいです。

○**市成管理課長** すみません。数字は把握しておりませんが、今来られている方は技能実習あるいは特定技能ということで、本県の建設業の実態としましては、技能実習が約8割ということなんです。技能実習生につきましては、最長で5年ということでありまして、どこで雇用期間を切るかということ、継続していらっしゃる場所は、期限満了で終了することもありますので、その在留資格の内容であるとか、状況で変わってくると思っております。いずれにしてもしっかりと滞在していただけるように、悩みを解消していければと思っておりますし——この外国人の在留資格につきましては、今、国のほうでまた見直しが進められているという状況もございまして、技能実習の制度そのものが変わっていくようなお話も伺っております。

そういった国の状況をしっかりと捉えながら、今、御意見いただいたような、相談の次につながるような事業をしっかりと検討してまいりたいと思っております。

○**図師委員** 90%以上に設定されているということは、現状は90%以下なんだろう。それも

1年後にというのが非常に短いなと思います。今、課長がおっしゃられるように、国も今、技能実習とか特定技能の在留期間を伸ばそうとしているので、ここでいう継続雇用というのは最低でも3年後に90%とか、5年後に90%——90%は難しいのかもしれませんが、高めの設定をされるべきだろうと思います。1年後にいたからといって、その仕事・技能が習得できているという可能性も非常に低いので——現場でも必要とされる一人前の人材になるには、やはり3～5年は、最低かかるだろうとは思われます。

先ほどの話にもつながるんですが、私が聞いている情報が全てではないと思うんですが、土木作業というのは苛酷なので、日本人も長続きする方が少ない、特に若者が少ないようです。技能実習生に関しても長続きしない人が多いようで、私がこの間、建設会社の社長と話した時、2人雇ったけれども、半年もしないうちに、2人ともいなくなってしまったと聞きました。

ただ、それを聞くと、やはり監理団体が非常に粗悪なんです。日本に送り出してしまえばいい、受け入れてしまえば終わり、あとは外国人の方々がネットでいろいろな情報を回しますので、行方をくらまして、いなくなるというようなことが続いたものだから、うちの会社は外国人をもう雇わんでいいというようなことを言われている経営者の方もいらっしゃいました。全てではないと思いますが。

ですから、公募で委託をされる民間団体、組合というのは、よほど質のいいというかレベルが高い団体が求められます。ただ、そうするとイコール——先ほど私が言いました経費も高くなるんです。月に1回必ず巡回指導をしてくれるとか、面接をするとか、日本の文化とか習

慣までもちゃんと教えてくれるような民間団体になると、最低賃金プラスアルファで500円も600円もかかってしまうというところがあるんですが、そういうところほど定着率はいいものです。

安ければいいというものでもないことを一応認識していただいて、できることなら、ここが入り口の事業としてはいいんですけども、この後、発生するのは間違いなく、給料が高すぎますという話になるので、時給が高くなった分の何割かでも、県が負担をしましょうというところまでたどり着くのが理想的だと思っています。神奈川県はもうやっています。先進的に取り組んでいるところなんかの情報を入れられて、少しでも定着が実現できますように大いに期待をしております。また、この後の事業の展開を見守らせていただきます。

○中野委員 今の関連ですが、この事業が九州初で、新しい事業なんですけど、いま一つ理解できません。この概要の中の(2)です。事業の仕組みで、県が民間企業等に委託とあるんですが、民間企業というのはどういう種類の企業なのか、どういう内容を委託するのかということがこの全体の事業だと思うんですけども、もう一度説明願えませんか。

○市成管理課長 事業の概要として大きく2つ、①がサポート事業ということで、相談窓口を設けたいと思っております。そして②のほうが、それを発信するという事業を考えておまして、そのいずれも民間の力を借りて委託を考えておりますけれども、①は相談の対応する窓口ということで、これについては対面がいいのか、もしくはオンラインのほうが相談者にとっていいのか、いろんな方法があると思っておりますので、そこについても提案をいただきたいと思っ

ておまして、民間——その企業のイメージとしましては、既に外国人材の受入れをされているようなところであるとか、学校法人とか、そういったところの外国人の受入れについて、知見があるようなところを想定はしております。そういったところから手が挙がってくるといいかと思っております。

○中野委員 今説明されたことが、よく分からないです。人材の定着を促進するためにあるんですが、その民間企業、今そういう企業があるわけですか。インターネットがいいとか何とかではなくて、そのことがイメージできないというような……。

○市成管理課長 相談窓口を設けたいと思っております。外国人の一元的な相談窓口というのは、全県的なところでは1つ、国際交流協会にサポートセンターという窓口があります。ただ今回この事業では、建設産業で働く方の相談窓口ということで、建設産業で実際に働いていらっしゃる外国人の方が困ったことであるとか、悩み事を母国語で相談できるような窓口を設けたいと思っております。

そして相談の内容であるとか、対応についてインターネット等で情報発信——もちろん匿名という形ですけども、こういう悩みが多くあります、それについては、こういう対応ができますよということを、SNS、インターネットで発信して、今働いていらっしゃる外国の方に共有できるといいのかなと思っております。建設業団体なども通じて働いていらっしゃる方に、バックしていくというふうに考えています。

○中野委員 そういう相談をする窓口は具体的にどこがあるんですか。それを聞かないと、どういうところに委託したいのかが分からないで

す。

○市成管理課長 委託で考えているところは、多くの留学生、外国人の方を受入れ対応している宮崎総合学院や、民間企業の中で外国人を受け入れている企業もございますので、そういったところから手が挙がってくることを期待をしているところでございます。

○中野委員 県内各地に、外国人の方を受け入れる企業がありますよね。そういう企業をイメージすればいいんですか。

○市成管理課長 1つには、今実際に外国人の方の受入れに関わっていらっしゃる企業、そしてもう1つは、そうではなくても相談を受けられるような企業を想定しています。できれば今、外国人の方と関わっていらっしゃるような企業というところが、まずは我々としても思っているところでございます。

○中野委員 受け入れる会社というのは県内にもあるし、そこの先のビルの中にもありますよね。あれはインドネシアの人を受け入れる会社だと思うんですが、その他あちこちにあると思うんです。もともとは、宮崎県にはあまりなかったけれども、鹿児島県、熊本県、福岡県にあったんです。

実際は、そういう受け入れる会社があって、そこから要望すれば、企業は受け入れてやるわけだけれども、技能実習生を受け入れて、研修させるという形になっているわけですよね。昔は宮崎県にはあまりなかったけれども、今はできております。

さっきの話では、働いてもらって、大体最低賃金を支払って、そのほかのいろいろな経費も払わないといけないから、受入れ会社は大変だという話でしたけれども、そういう受け入れる

会社に手数料を全部、それも大したお金をそれはそれで払わないといけないですよ。それと最低賃金というけれども、宮崎県の業者から、その実習生を受け入れれば宮崎県の最低賃金、福岡県の業者から受け入れれば福岡県の最低賃金で払わないといけないわけですよ。宮崎県の最低賃金ではないです。そうなっているでしょう。

だから東京都だと、もう今で本人に1,000円以上ものを払わないいけないのです。宮崎県の最低賃金は該当しない。東京都を経由したものは、東京都の最低賃金を実習生にも払わないといけない。それに見合うものを受け入れた中間企業というか、国内にもあるし、海外にもあって、またその研修所も日本人が出資してできた会社もあって、そういうところもそういうので賄って、会社は成り立っているわけです。

だから、一個一個の企業にどのくらい資質があるかというのも研究されて、こういうのをつくられたと思うから、百も承知だと思うんですが、本人に払うものと相当額を払わないといけないというのが、実質、企業だと思うんですよね。南九州を含む宮崎県の最低賃金が今のところ低い、安いですからね。南九州から受け入れたら、その分だけ安いんですよ。そういう仕組みになっていると思うんですよ。私の勘違いかもしれませんが、どこから受け入れてきたかという受入れ会社の県の最低賃金が適用されると、こう思っているんです。

だから、海外の人を安くで受け入れるというと、イメージが悪いですからね。今韓国などで戦時中のことでいろいろ問題がありますからね。将来そういうことがまた発生しないのかなと、私はそういう危惧の念もないことではないんで

すよね。最低賃金で働かされたということになっているわけですからね。その中間のマージンを取る会社——受け入れた会社だから、かなりものを払っているんだけど、本人に払うものは、受け入れた日本企業の所在する県の最低賃金ですからね。

その辺のことを含めて、定着を図ろうという事業だと、そういう中で、事業の仕組みを委託するという訳がまだ理解できない。そういう民間企業というのは、これは県内だけを指しているわけではないんですがね。県内をイメージしているわけですか。

○市成管理課長 この委託先は特に県内に限っているというわけではございません。

○中野委員 そういう事業というのは、580万円で足りるのかなという気がしましたがね。

○市成管理課長 私の説明が悪くて申し訳ありません。この事業は、図師委員と中野委員からも御指摘がありました受け入れた後の賃金の話で、大変重要だと思っております。この事業につきましては、あくまでも今本県で働いていただいている外国人が、生活の中で悩みがあったりとか、困ったことがあったことを話す先としての相談窓口を設置したいという事業でございます。

ですから、図師委員も先ほどおっしゃられましたように、まずは入り口の事業ということで、今働いている外国人の方の日常の悩みを聞く窓口をつくりたいという事業でございます。

○中野委員 そういうところは、カリーノの地下にありますよね。あれとの関係はどうなっているのですか。

○市成管理課長 おっしゃるように、カリーノの地下にサポートセンターがございます。ただ、

そこで行っているのは、産業にかかわらず対象者は、宮崎県で働く外国人で、全ての外国人の方の相談を受け、然るべき機関に御案内するといった対応をしていただいているということですが、それぞれの産業の中で特性がございまして、建設産業でいくと定着を図るためには技能のアップということでスキルアップ、資格を取るとか、そういった業界の個別の相談、支援が、どうしても必要だと思っております。今回、我々としては、建設業に特化した相談の窓口を設置して、きめ細やかに資格の取得であるとか、そういったことに対応していきたいと思っております。

○中野委員 説明される思いは分からなくてもないですが、回りくどく説明せんと分からんような事業は成功しないですね。

成功しないですよ、こんなのは。聞いてイメージするものが、単なる民間企業では成功しないと思います。一番手っ取り早いのは、建設業協会とか、ああいうところでもらわないと、うまくいかないのではないですか。

○市成管理課長 おっしゃられるように、相談の内容によって、産業の専門的なところの話にもなると思っております。生活全般の相談であれば、その場でお答えすることもできますが専門的なところになると、内容によっては、我々管理課のほう、もしくはその業界団体、今おっしゃっていただいたような建設業協会など、そちらへ相談することになるかと思っております。

○中野委員 さっきは、県外も該当するような話をされたように思うんですが、皆さんがイメージするような委託先はやはり県内でないと駄目じゃないですかね。

○市成管理課長 この相談窓口の委託先として、

まず最初の相談を受け入れているところは、県内かどうにかかわらず受けていただいて、中身によって、対応先をしっかりと考えていく必要があると思っております。特に相談を受けるという業務については県内に限定しているわけではございませんけれども、当然県内で働く方のことということで、中身によっては県内の団体なりに、我々のほうとしても対応するために相談すると、協議するというようなことはあろうかと思っております。

○中野委員 いろいろ説明されるけれども、あまり理解はできませんでした。

ちなみにここの海外の国ですよ、このユニオンジャックみたいな国は——あと3つは知っているけれども、どこの国ですかね。

○市成管理課長 参考に載せているこの図の国旗のやつですか。

○中野委員 旗の国を、教えてください。

○市成管理課長 ベトナムと、上はイギリスですね。それからバングラディッシュ、インドネシア……。

○中野委員 それで、左上はどこなんですか。イギリスからも外国人が来ているのですか。

○市成管理課長 本県で今働いていらっしゃる外国人で、一番多いのがベトナムでございます。

○中野委員 あなたたちは簡単にそういうけれども、イギリスはユニオンジャックじゃなかったと思って。東南アジアをイメージしてあるから……イギリスからも来るのですか。

○市成管理課長 本県の実態で申しますと、一番多い国がベトナム、そして2番目がインドネシア、3番目がミャンマーといったようなことになっております。

○中野委員 何でイギリスの旗を書いたの。

○市成管理課長 この国旗の意味は多言語——英語という意味で書かせていただいているということでございます。

○図師委員 今、県内で働く技能実習生とか、特定技能者の受入れ団体は幾つかあるんですが、福祉とか農業とか、製造業に関しては専門の団体があるんですが、私が知る限り、建設人材としての受入れ団体は、県内に恐らくないと思われれます。なので今、建設業界の方々が外国人材を受け入れているのは、県外の受入れ団体を通して入れられていることが多いと思われれます。

私は、ちょっと先入観があったんですが、この民間企業に委託されるというのは、私は先ほど言った国際交流センターとかサポートセンターみたいなところには出されないだろうと思っています。ましてや、先ほど課長が言われたような企業にも出したとしても、建設に特化した形の相談窓口となりますと、一般の生活のことではなくて、先ほど言われた資格取得の件とか、この現場ではこういう扱いをされているけれども、これは正当なのかとか、より専門的な相談が来ると思われれますので、私はてっきり建設人材を入れているような受入れ機関を募集するんだろうと思っていました。

でないと、知識がそこにはないことには相談にも乗れないので、日常生活のごみ捨てのこととか、分別のこととかであれば、国際交流協会の、サポートセンターで全然いいんですが、この場合ですと、より専門性の高い企業に委託をされるべきだと思います。

建設業界に聞かれると分かると思うんですが、全国の建設業界の団体が受入れ機関となって、建設人材用の受入れ団体、組合をつくられていますので、恐らくそういうところに1回オフ

一をされて、こういう相談窓口をつくるんだが、どこか適当な団体がないか推薦してほしいとか、公募をかけるにはどこに声をかけたらいいとか、そういうような事業にされないと、一般的な外国人の相談窓口ではないので、中野委員が言われるように、しっかりとした成果を上げるためには、そういう団体をしっかり選ばれていく必要があるかと思えます。

○市成管理課長 ありがとうございます。事業を進める上では、しっかりと関係団体に意見を求めてまいりたいと思っております。

あと、県内にも建設業の外国人材を受け入れ、マネジメントする企業もございますので、そういったところにも実態の意見などもお聞きした上で、検討してまいりたいと思っております。

○図師委員 よろしくお願ひします。

○中野委員 こういう旗もイギリスの旗を書く——言語が英語だからといって受け入れ先でない国を書く必要はないと思うんです。一事が万事、旗に現れて、この事業はあまり感心しないです。大きな見直しをしてもらわないと。説明もぐだぐだしないしてほしいです。日本人の私に説明するのに分からないことを、外国人が相談できるはずがないと思うんです。

大切なことだからもっと簡潔に分かるような事業に組み替えてもらわないと、これでは何かやっていることが明確ではないと思えます。

今から進められる中で、海外から来る人——こういう技能実習生は建設業ばかりじゃないですからね、農業関係も来たり、福祉分野も含めていろいろな分野で来ています。様々な分野で働く外国人の悩みや相談に応える事業というのは、県土整備部ではなくて、全ての人に関係する部署で進めてもらったほうがいいと思うんで

す。この建設業に特化する必要はないと思うんですが……。

○市成管理課長 今回、建設産業に特化したというのは建設業の人材不足が深刻であるということと、先ほども申し上げましたけれども、その定着を図る上では、資格を取ったりということも必要になってくると思っております、そういったところを個別に丁寧に対応していく必要があるんで、今回この運営を構築したいと思っております。

○中野委員 見直しも含めて、事業をしてみてください。うまくはいかないと思えます。

○市成管理課長 しっかりと皆さんの意見を聞きながら、目的を達せられるように、しっかりと進めてまいりたいと思っております。

○内田委員 資料22ページをお願いします。要望事項で挙げさせていただいていたものに対する回答だと思います。私たちのほうからの要望において、皆さんのお考えとかが書かれていると思うんですが、この中で直接的な働きかけが重要だということで、教育機関と連携を図りながら、これまでやってこられたことなど継続してこれからもやっていきますよというようなことだと思います。

昨日も商工観光労働部で、雇用労働政策課とか企業振興課のほうに申したんですが、若者が情報をキャッチする術というか、SNSなどを利用して情報をつかんでいるという意向というか、そういうところがしっかり皆さんが調査できているのかなということを感じているんですけれども、あえてここは直接的な働きかけをといてことを書いているのかと思いましたが、私は間接的なアプローチ、SNS等を使ったものを、しっかりやっていくべきではないかと思っ

ています。

この就業につながるような取組のところ、直接的というところに絞っているのは、どう解釈すればいいのかなと思っているのですが、間接的な取組をやっていますよということであれば、ここに書くべきではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○市成管理課長 委員御指摘のとおり、今の若者はSNSにたけていて、そういったところからの情報を取っているということは承知しております。取組として、建設産業の魅力を発信している「ビルミヤ」という専用のポータルサイトを令和4年度末に設置いたしまして、そちらについてもかなり見ていただけているという情報を把握しております。

その中のコンテンツとしてICTであったり、外国人が働いていたり、若者向けに女性が働いていたりとか、新たに関係職員が作成しているユーチューブ動画も一緒にアップして、そういったところでより身近な形で捉えてもらえるような内容をSNSで発信している状況でございます。

○内田委員 先ほどの外国人材の定着のところでも、ポータルサイトのお話が出ていたのですが、開設して1年ぐらいになると思います。アクセス数は増えていっていますか。特に、この年度が増えていないとおかしいと思うんですけども、1年間でどうですか。

○市成管理課長 新たに開設ということなので、開設前の数字は把握しておりませんが、今、アクセス数は月に900人程度、約1,200回のアクセス数があるところでございます。

○内田委員 人材の確保・育成が大事なんですけども、若者に宮崎県に定着していただくと

いうところが本当に大事なところで、その定着、魅力——宮崎県に住もうという魅力があっからの人材確保になってくると思います。ただ、そこに建設業だけの魅力を書きいってとか、アップしていくということだけではなくて、他県との差別化となる宮崎県の魅力というものが——ここに住みたいと思えるようなところまで、ワーク・ライフ・バランスまで含めて、しっかりとそこに書いてあったほうがいいのではないかと思います。

保護者としても、直接会社に行って子供の就職先を見学させてもらうきっかけづくりも大事だと思うし、自分から行こうとはなかなかしないから、どうしても親もSNSを頼って見ると思うんです。例えば今、国土交通省もエク스에、常にいろいろな情報を上げているので、かっこいいなと思って見たりしています。

あと、建設業の皆さんも努力されて、CMを盛んにアップされているというのも目につくので、それも保護者や子供たちに対しても、建設業って何かかっこいいなというイメージにつながっているのではないかなとも思います。

またビルミヤのほうも見せていただいたんですが、オンラインでトークを開催したり、若者がヒットしやすいような取組などもやっているなと感じたりするんですけども、賃金もこれだけいいんだよとか、他業種よりも、これだけ建設業っていいんだよということ、災害の現場でこうやって活躍しているんだと、誇りに感じられる部分など、いろいろ売り方はあると思うので、ぜひSNSでそういう魅力がしっかりと伝わるように——ユーチューブも効果があると思うんですけども、ワーク・ライフ・バランスのところもしっかりと見せていただきたいな

と思います。

ですから、この要望事項の中に、できれば間接的なところも、しっかりやっていくというのが含まれていたらいいと感じました。それと、若者の意向について、アンケート調査などをしっかりと行っていただいて、企業側の就職担当の方の考え方もあると思うし、学校の先生たちが感じていることもあると思います。生徒がどのように情報をキャッチしているかなど、やはり聞いてみないと分からないし、年々意向が変わってきたりもするので、そういうものを敏感にキャッチしていただきながら、SNSに反映していただきたいと思います。

他県に流れるのではなくて、他県から宮崎県に移り住んでもらって、そして建設業の魅力というものを、しっかりとつかんでもらえるような、間接的なアプローチとしてのSNSの強化をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○市成管理課長 ありがとうございます。若者に向けて、やはりSNSというのが有力なツールであると思っております。若者への訴求という意味では、学校、教育機関との連携も重要であると思っております。今、建設業協会にコーディネーターを設置しておりますけれども、そこの活動も通じて、また関係教育機関等とも連携し、若者の意向をしっかりと把握しながら、若者に届くような発信の仕方をしっかりと考えてまいりたいと思っております。

○佐藤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは以上をもちまして、管理課、用地対策課、技術企画課の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時59分休憩

午前11時2分再開

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

それでは、道路建設課、道路保全課、高速道路対策局の審査を行います。

議案に関する説明を求めます。

○山浦道路建設課長

資料の29ページを御覧ください。

当課の当初予算額は、203億732万2,000円をお願いしております。

以下、主なものを御説明いたします。

資料30ページを御覧ください。(目)道路橋梁総務費の2段目の(事項)直轄道路事業負担金19億6,921万3,000円であります。これは、国道10号や国道220号で行われている国の直轄事業に対する県の負担金であります。

次に、中ほどの(目)道路新設改良費の1段目の(事項)公共道路新設改良事業費166億181万1,000円であります。これは、県が管理している国県道の道路改良を行う事業でありまして、主な事業内容といたしましては、国道219号や県道えびの高原小田線などでの整備を予定しております。

次に、一番下の(事項)県単特殊改良費14億1,500万円であります。これは、西都南郷線などの県道において、局部的な改良や待避所設置などの整備に要する経費であります。

○山下道路保全課長 当課の令和6年度当初予算について、御説明いたします。

資料の31ページを御覧ください。

当課の当初予算額は164億8,256万円をお願いしております。

以下、主要なものにつきまして御説明いたし

ます。

資料32ページを御覧ください。

(目) 道路橋梁総務費の2段目の(事項) 道路管理費でございます。8,886万1,000円でございます。これは、県管理の道路の管理に要します費用でございます。道路台帳の修正や、ボランティア団体等が行う活動への支援などを行うものでございます。

次に、中ほどの(目) 道路維持費の一番上の(事項) 地域総合メンテナンス事業費12億2,428万5,000円でございます。これは、道路の巡視、巡回パトロールや応急的な維持工事に要する費用でございます。

次に、2段目の(事項) 公共道路維持事業費71億7,183万5,000円でございます。これは、国の補助金等を行う橋梁、トンネルなどの点検補修や、交通安全施設等の整備に要する費用でございます。

次に、一番下の(事項) 県単道路維持費33億8,558万9,000円でございます。これは、県が管理する道路の日常的な維持補修に要する費用でございます。

資料33ページを御覧ください。

一番上の(事項) 県単舗装補修費22億5,400万円でございます。これは、ひび割れやわだち掘れなど、傷んだ道路舗装の部分的な補修工事や、打換工事を行う費用でございます。

2段目の(事項) 沿道修景美化推進対策費9億5,051万4,000円でございます。これは、沿道の植栽の維持管理や除草を行い、良好な道路環境の保全を行う経費でございます。

一番下、(目) 橋梁維持費の(事項) 県単橋梁維持費2億円でございます。これは、橋梁の点検結果に基づき、補修を行う経費でございます。

当初予算の説明は以上でございます。

資料63ページを御覧ください。議案第23号「道路占用料徴収条例の一部を改正する条例」についてであります。

1の改正の理由であります。道路に電柱などの工作物を設置し、継続して道路を使用する場合、占有を行う者は、道路管理者の占有許可を受けなければならない、道路管理者は、その占有物件ごとに、条例で定められた額を占有料として徴収することができることとなっております。

今回の改正は、国が令和5年4月に、国が管理する道路の占有料の額などを改定したこと、そして、前回の単価改定を行いました、令和3年4月以降の地価の変動をはじめとする経済情勢の変化を受けまして、占有料の額などの改定を行うものであります。

次に、2の改正の内容であります。1点目は、占有料の額の改定であります。占有料の額の改定につきましては、昭和57年度以降、九州各県とともに、各県の土地の価格などの平均値を基に算定し、九州統一の単価にて改定してきておりまして、今回も同様に、算定基礎となる最新の土地の価格などの変動を反映した額に改定するものであります。

2点目は、所在地区分の改正であります。占有料は、各自治体の人口や固定資産税評価額などに基づき、1級地から5級地までの5つの区分に、所在地区分ごとに額を設定しておりますが、令和5年4月の国の区分が改定されたことに伴いまして、県内市町村の一部について、国に準じた改定を行うものでございます。

3点目は、道路法改正に伴う改正であります。令和3年3月の道路法の改正によりまして、占有許可対象物件として、防災拠点自動車駐車場内に設けられた物件が追加されたことから、そ

の占用料を規定するものでございます。

なお、改定の詳細につきましては、お手元の令和6年2月定例会提出議案（令和6年度当初分）の129～139ページにお示ししております。

次に、3の施行期日であります、令和6年4月1日からの施行を予定しております。

○栗山高速道対策局長 資料の60ページを御覧ください。

当局の当初予算額は28億8,906万7,000円をお願いしております。

以下、主なものを御説明いたします。

資料の61ページを御覧ください。

初めに、上から2段目の（事項）高速道路網整備促進費になります。2億8,561万4,000円でございます。これは、高速道路網の早期整備の実現に向けまして、用地国債を活用した用地先行取得に係る分の公共用地取得事業特別会計への繰出金や、建設促進大会の開催に必要な経費の負担、また、国と関係機関への要望活動などを行うものでございます。

次に、その下の（事項）高速自動車国道等直轄事業負担金でございます。こちらは25億2,166万7,000円でございます。こちらは、東九州自動車道及び九州中央自動車道につきまして、国が実施する高速自動車国道等の事業に対する県の負担金で、これらの整備促進を図るものでございます。

○佐藤委員長 執行部の説明が終了しました。議案について質疑はありますか。

○中野委員 高速道路についてお尋ねします。今、直轄事業の負担金の説明がありましたが、県の割合は何パーセントになるんですか。

○栗山高速道対策局長 県の負担金ということでございますが、まず、新直轄方式の高速自動

車国道事業につきましては13.75%となります。

また、高速自動車国道に並行する一般国道自動車専用道路事業につきましては、23.33%となっております。

○中野委員 この負担金が25億円ちょっとあるんですが、全体の事業費は、そのパーセントから見て幾らの事業費になるんですか。

○栗山高速道対策局長 令和6年度の事業費の見通しでございますが、我々としましては104億円を見込んでおります。

○中野委員 この高速道路事業が開始されて、現実にはなかなか予算がつかいませんよね。事業を開始しても、計算上は100年もかかるようなのが中央道路なんかにありますよね。それで、予算があれば事業が進むんですよ。これは、国がここをするから県は幾ら負担しなさいとなっているのか、県は幾ら出すから、この事業でやってくれとなっているのか、どうなっているんですかね。

○栗山高速道対策局長 県のほうで想定する国の事業規模につきましては、関係機関、主に国等の協議等を通じまして、事業にどれくらいの事業進捗が図られるかをお互いに情報交換しながら、事業の規模をこちらのほうで想定しているといったものでございます。実際のところ、配当の段階において、差異が出ることはありますけれども、なるべくそれに近い値になるように、我々としても精査はしているというところでございます。

○中野委員 予算を増やしてもらわないといけないわけですが、県は、25億円余の負担金なんです。これではなかなか高速道路の開通はおぼつかないと思うんです。せめてこの倍ぐらいは負担して、促進化を図ってもらわない

といけないと思うんですね。その場合に、県は50億円払うから、国の全体の予算をぱっと広げられるものですかね。

○栗山高速道対策局長 実際は、現場の進捗状況に見合ったものをしっかりつけていくというのが基本かと思います。さっき委員がおっしゃったとおり、国に対して県が倍の予算をつけるから進めてくれというふうに申し上げたとして、現場の状況、例えば用地の取得状況ですとか、現場の施工の状況とかで、なかなかお金をつけても事業、工事自体が進まない。用地の取得がなかなか進まないといったケースもございます。なので、そういった進捗状況に合わせて、我々としても負担をしていくというのが妥当なところだとは思いますが、意気込みとして、県としては、とにかくしっかりと必要な額は、手当てしていきたいと思っているので、国とはしっかりと、今よりも事業の推進を図ってくれと強く訴えていきたいという気持ちでございます。

○中野委員 要は、事業の促進化を図ってもらわないといけないと、こう思うんですね。ですから、県への負担がこれ以上はできないから、なかなかということではなかろうと思うけれども、割合が決まっているわけだから、少しでも県の負担を上げることで、国の事業も進むと思いますので、そこ辺りを一生懸命頑張ってもらいたいと思います。来年はこれが50億円になるように期待しております。

○荒神委員 ここに上がっている道路保全課の中で、交通安全等対策事業があるんですが、これは例えばセンターラインとか、追越し禁止とかラインがあるわけですがけれども、それは県土整備部のほうと警察のほうとすみ分けがしてあるみたいなんですけれども、巡回パトロールや、

消えかかったラインの整備は、どこが担当するんですかね。この交通安全の中に入っているんですか。

○山下道路保全課長 今、委員から御質問がありました件につきましては、外側線——道路の外側と、あとセンターラインの白の点線部分につきましては、道路管理者、県のほうで、交通安全施設整備費の中で区画線等を引かせていただいているところでございます。

規制線——センターの黄色であったり、横断歩道を新設する場合につきましては、公安委員会のほうで設置していただいているところです。舗装をやり直した場合に、また舗装をはいだために、舗装をかけた後にまた引くということになりますと、舗装を施工した道路管理者のほうで、同じような引き直しといいますか、それはさせていただいているところでございます。

○荒神委員 よく県民の人たちから、声が届くのは、地域性もあるかもしれませんが、霧や濃霧の場合、センターラインが一番役に立つということです。だからそういうのは、警察であるとか、どちらであるとかいうものではなく——今言われたように、道路を舗装したときには原型に戻すという意味からされるのでしょうかけれども、逆に薄くなっている場合は、すみ分けされるわけですが、安全対策ということで、速やかに警察と連携できる方法を取っていただきたいという声があります。道路舗装をしてくれるのが一番なんですけど、道路舗装をしてくれではなくて、その地域によって、安全対策の中で、濃霧の出やすいところは巡回パトロールもあるわけですがけれども、この辺の考えというのは今まで取り入れたことはあるのでしょうか。

○山下道路保全課長 委員御指摘のセンターラ

インであったり、区画線につきましては、交通安全上、重要な問題だということも思っておりますし、地域の公民館等からの御意見だったり、市町村からの御意見で、消えかかっているところがあるということは、県としましては、重々存じておりますので、年間約350キロメートル程度、区画線が、消えかかっているところにつきましては引かせていただいているところでございますが、それ以上に、なかなか追いついていないというのが現状でございます。

どうしても規制線、要するに追越し禁止区域の黄色の線になりますと、警察にも、公安委員会のほうにも情報を提供いたしまして、うちがここを施工する場合には一緒にどうでしょうかというお話もさせていただき、連携しながらやっていっているところでございます。先ほども申したとおり、なかなか追いついていないということもございますので、交差点であったり、カーブ区間であったり、そこを優先的に、施工させていただいているところでございます。

○荒神委員 県民から見ると、町道、市道、県道、国道があった場合は、市道とかはある程度は予算的なものがあると。県はどちらかということ、まだそこまで傷んでない道路が修正されるので、その金をライン整備など、そっちのほうに持っていったらいいのではないかという声もあります。また警察はライン整備で、そういう規制線の予算を持っていないはずで、土木のほうで予算は柔軟にあると思うから、こういうのは連携して、県土整備部のほうが率先してやるべきではないかという声もあるわけですがけれども、先ほど課長がおっしゃったように、連携はうまくいっているのかなということが地域の声ですので、規制線とセンターライン等はしかと

連携していただきたいと思っております。地域性があるわけですがけれども、その辺の安全対策のためには取り入れていただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○山下道路保全課長 各土木事務所に対して、区画線等の消えているところ、交通安全上必要などところについては、毎年こういうところが消えているというデータもいただいております。その土木事務所についても、地域性に基いて予算の配分を考えていっているところでございますし、先ほど委員からも御指摘のありましたとおり連携が大事だと思っておりますので、必ず所轄の警察とも連携しながらやっていきたいと考えているところでございます。

○荒神委員 よろしくをお願いします。

○中野委員 道路保全課長に1点だけお尋ねします。この道路巡視業務ですが、4億5,000万円強の予算が組んでありますが、この巡視は、211路線ということですが、毎日必ず変わっているものか、巡回頻度についてお尋ねします。

○山下道路保全課長 道路巡視業務につきましては、年間306日間、回らせていただいているところです。道の通行量の5,000台以上については週5日、1,000台～5,000台のところにつきましては週2日、1,000台未満につきましては週に1日巡回させていただいているところでございます。

○中野委員 週1回は、とにかく巡回されているということ、全線を巡回しているという理解でいいんですよね。

○山下道路保全課長 全線週1日は巡回しているところでございます。

○中野委員 それで、道路というのは劣化していきますよね。それによっていろいろアスファ

ルトを舗装したり、あちこち陥没があればそれを修繕する、そういう補修があるはずですよ。その劣化状況も巡回中に見られるわけですよ。それは業務外になるわけですか。

○山下道路保全課長 委員御指摘の劣化状況等につきましても、その巡視業務で異常箇所を見つけて、土木事務所のほうにちゃんと連絡いただいております。土木事務所としても、そこが悪いというデータとして予算要求して、補修をするという形を取らせていただいているところでございます。

○中野委員 そういう状況は刻々変化して、急激に、いろいろな災害等があれば変化するんですが、通常の場合は、毎週最低1回巡回していれば、その劣化状況が分かると思うんですよ。しかし、地域住民から要望がないと、なかなか補修しない、改修しないというのがありますね。週1回巡回すれば、そういうことはあり得ないと僕は思うんだけど……。

○山下道路保全課長 巡視業務で見つけたところは、もちろんデータとして残して、地域住民の方や市町村等から要望等があったところについては、巡回で得たデータと重ね合わせて、優先順位をつけさせていただいて、予算の中で補修等を行っているところでございます。

○中野委員 多々要望しないと補修しない案件というのは多いですよ。だから毎週最低1回巡回すれば、その変化状況というのは分かるんだと思うんですよ。あまり毎日巡回するから、昨日の今日でかえって劣化状況が分からないのかもしれないけれども、こういうのはどうだという劣化状況の目安があると思うんですよ。4億5,000万円では少ないのかなと思ったんですよ。それで巡回頻度を聞いたんですが、実際

は4億5,000万円のほとんどが人件費ぐらいでしょう。

○山下道路保全課長 巡視業務に係る車両であったり、人件費だったりというのを計上させていただいております。この事業の中には緊急時における道路巡回パトロールという形で、台風とか梅雨前線のときに大雨が降った後に、倒木等がないかというのも巡視・巡回業務も含まれておりますし、例えば、倒木があったのを除去する応急的な工事も含まれて、この金額を上げさせていただいているところです。

○中野委員 緊急性のあるところは、その段階でぱっぱとしてもらうからいいんですが、言いたいのは、せっかく計画的に巡回されているから、地域住民から要望がなくても、きちんと計画的に道路補修はしてほしいなど、このように思います。それでお尋ねしました。それで予算が少ないのであれば、上げてほしいと思います。

○原口県土整備部長 先ほどの区画線と同じなんですけれども、緊急的に車に支障を来たするような補修についても、至急やってしまうんですが、経年的な劣化とか、そういうのについては追いついていないのが状況です。そこはしっかり計画的に、より傷みのひどいところから、住民の方から苦情が来る前に補修ができるように、しっかりそこはパトロールと計画を組み合わせながら、予算もしっかり確保していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○中野委員 冬は道路凍結がありますが、路線ごとに凍結剤の散布も含めて、民間に委託されていますよね。あれもこの中に組んでいられますか。

○山下道路保全課長 委員がおっしゃるとおり、この業務の中で、融雪剤をまいたりする費用も、

この中に含まれているところです。

○内田委員 資料61ページをお願いします。高速道路の利活用促進・整備促進PR費です。このPRに要する経費ということなのですが、継続事業ではありますけれども、すごく大事な予算になると思っております。宮崎県内の活性化、企業の進出とか販路拡大においてもですし、観光においても、昨日もインバウンドの事業などいろいろ聞かせていただいたときに、福岡空港、熊本空港からいかにして外国人の団体、個人の観光客の方々にルート——ゴールデンルートという言い方を昨日したんですけども、どのようにルートをたどらせて宮崎県まで来ていただくかというようなどころにおいては、このPRはすごく大事だと思っております。

また、整備事業でも、医療分野・災害対応時における医師確保についての対策を考えた上でも大事ですし、先ほどからも挙がっております若者の定住というところにおいても、便利な宮崎県をつくっていくという上においても、大事なPRになると思っております。そこで、これまでも行ってこられた事業なんですけど、ターゲットがどこなのか、どこに向けてPRをされているのかをお伺いしたいと思います。

○栗山高速道対策局長 PRにつきまして御質問いただきました。主な内容としましては、例えばスポットCMなどの映像作成ですとか、あとは身近なところで県庁やデパートで懸垂幕などを掲示するなどして、県民はじめ多くの方々に高速道路の整備効果ですとか、利用の促進等の周知を広く行ってきているところでございます。ほかにも、直近で令和4年度末に清武町から日南市まで開通したときに合わせまして開通記念事業などを行ったりとか、そういったもの

も行っていきますし、なるだけ多くの方々が目につくような形で、PRをできるように取り組んできているところでございます。

○内田委員 何かイベント的にアンケートに答えてとかいうのを、サービスエリアとかで見たりするんですが、ああいうものも含んでいるんですか。

○栗山高速道対策局長 イベントの出展等も行っていて、その際にアンケートなども行わせていただいております。

○内田委員 今回の事業内容が、もし決まっていたら教えてください。

○栗山高速道対策局長 詳細の内容につきましては、まだ詰めているところでございますが、主な内容としまして、利活用の促進PRということで、例えば先ほどの懸垂幕の設置ですとか、新聞広告、映像作成、あとそれからウェブメディアを使ったPRなどができないかということを考えております。

また併せてリアルなイベント関係、宮崎県内に限らず、福岡県等のイベントにも出展できないかと考えているところでございます。そのほかにも、フリーペーパー等でのPRですとか、それから細かいところではイベント等で使用するPR資材、例えばウェットティッシュとかパンフレット等の作成なども考えているところでございます。

○内田委員 できれば観光と連動したような取組をしていただきたいと思います。何か県民に対する機運づくりみたいなものも、これまでやってこられたことであるんですけども、より効果を生めるような、宮崎県に期待があって、思っただけのようなPR事業、おもしろい取組などを、派手な感じで目立つようにしていただ

きたいと思います。できれば、観光と連動していただけるとありがたいと思います。

○**栗山高速道対策局長** 観光部門ということで、我々としましても重要な分野とっておりますので、これからはしっかりと実施していきたいと思っています。

これまでの実績でいきますと、例えば市町村と連携した高速道路が低額料金で乗り放題となるドライブパス等の連携事業も行っていきますし、また、NEXCO西日本とも連携して、例えばサービスエリア等で使用できる地域通貨への協力なども行っていきます。そういったものを今後幅広くいろいろな形で行っていったらなと思っておりますので、ぜひ検討させていただければと思います。

○**内田委員** 特に高速道路においては、ほかの課の事業とか政策的なものとの連動する部分があると、より効果を生めると思うので、県庁内の横断的な取組、今年度何の事業をやるのかというのももろみながらやっていただきたいと思っています。

若者を定住させるというところは——人材不足というところにおいては、宮崎県は1番力を入れて取り組まないといけないところだと思うので、そういう若い方々にも引っかかっていくようなPR事業になっていただきたいし、観光客にも宮崎県に来ていただけるようなところもしっかりと捉えていただいて、このPRというところは、特に力を入れて頑張りたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

○**栗山高速道対策局長** おっしゃるとおりで、様々な世代の求心力というのが大事な事項だと思いますので、引き続き考えていきたいと思っております。

○**佐藤委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤委員長** ないですね。

それでは以上をもちまして、道路建設課、道路保全課、高速道対策局の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時38分休憩

午前11時40分再開

○**佐藤委員長** 委員会を再開いたします。

それでは、河川課、砂防課、港湾課の審査を行います。

議案に関する説明まで求めます。

○**松山河川課長** 資料の34ページを御覧ください。

当課の当初予算額は196億6,697万4,000円をお願いしております。

以下、主なものを御説明いたします。

資料35ページを御覧ください。

初めに、一番下の(事項)ダム施設整備事業費5億6,900万円であります。これは、ダム管理施設の改良や更新を行い、機能の向上を図るものであります。

資料36ページを御覧ください。

上から2段目の(事項)公共河川事業費32億5,690万8,000円であります。これは、国の補助により実施する河川改修などに要する経費であります。

次に、一番下の(事項)県単河川改良費21億7,064万7,000円であります。これは、国の補助対象とならない河川改修や堆積土砂の除去などを実施するものであります。

資料37ページを御覧ください。

下から5段目の(事項)直轄河川工事負担金7億4,511万5,000円であります。これは、国が実施する大淀川などの直轄区間の河川改修や、岩瀬ダム再生事業に対する県の負担金であります。

資料38ページを御覧ください。

上から3段目の(事項)ダム施設管理事業費15億1,690万円であります。これは、国の補助対象とならないダム管理施設の改良や堆積土砂の除去を実施するものであります。

次に、その下の(事項)公共土木災害復旧費92億3,400万円あります。これは、道路や河川などの公共土木施設が被災した場合の復旧に要する経費であります。

○戸田砂防課長 お手元の委員会資料の39ページを御覧ください。

当課の当初予算額は58億5,070万1,000円をお願いしております。

続きまして、主なものを御説明いたします。

資料40ページを御覧ください。

まず上から3段目の(事項)公共砂防事業費32億7,963万5,000円あります。これは、土石流のおそれがある溪流において、砂防堰堤などの整備を行ったり、地滑りのおそれがある箇所において対策工事を行う事業であります。

次に、その下の(事項)公共急傾斜地崩壊対策費15億137万円あります。これは、急傾斜地の崩壊のおそれがある箇所で、溶壁工やのり面などの整備を行う事業であります。

次に、(事項)県単公共砂防事業費2億6,780万円あります。これは、国庫補助の対象とならない小規模な砂防工事などを行う事業であります。

資料41ページを御覧ください。

上から2段目の(事項)県単公共急傾斜地崩壊対策事業費4億4,745万7,000円あります。これは、既存の急傾斜地崩壊防止施設の維持修繕に係る工事などを行う事業であります。

次に、その下の(事項)直轄砂防工事負担金2億4,476万6,000円あります。これは、霧島火山群からの土砂流出による被害を防止するために、国が実施する直轄砂防事業に対する負担金であります。

(事項)土砂災害防止啓発推進事業費182万9,000円あります。これは、土砂災害に関する防災知識の普及啓発活動などに要する経費であります。

○明比港湾課長 当課の令和6年度当初予算について御説明いたします。資料の42ページを御覧ください。

当課の当初予算額は、一般会計が*59億9,220万3,000円、中段の港湾整備事業特別会計が14億708万7,000円、合わせまして74億429万円をお願いしております。

以下、主なものを御説明いたします。

資料44ページを御覧ください。

まず一般会計であります。(目)土木総務費の(事項)空港整備直轄事業負担金4億1,573万円あります。これは、宮崎空港の耐震化等に係る直轄事業に対する負担金であります。

次に、(目)海岸保全費の(事項)公共海岸保全港湾事業費5億5,125万円あります。これは、台風等により海岸に漂着した流木等の処理や海岸の津波対策を行うための経費であります。

次に、(目)港湾管理費の上から2段目の(事項)港営費3億6,413万6,000円あります。これは、県内港湾施設の管理運営やポートセールス活動等に要する経費であります。

資料45ページを御覧ください。

(事項) 港湾維持管理費 5億1,603万6,000円
であります。これは、岸壁や臨港道路等の港湾
施設の維持補修に要する経費であります。

次に、(事項) 港湾調査費 1億9,329万6,000円
であります。これは、船舶等の安全な航行のた
めの深淺測量や、港湾に関する調査等を行うた
めの経費であります。

次に、(事項) 直轄港湾事業負担金 6億270万
円であります。これは、細島港及び宮崎港の防
波堤等の整備に係る直轄事業に対する負担金で
あります。

次に、(目) 港湾建設費の(事項) 公共港湾建
設事業費19億1,310万円であります。これは、国
庫補助及び交付金事業により、防波堤や岸壁な
どの整備を行うための経費であります。

資料46ページを御覧ください。

一番下の(目) 港湾災害復旧費の(事項) 港
湾災害復旧費 7億4,741万円あります。これは、
公共港湾施設が被災した場合の復旧に要する経
費であります。

一般会計については、以上であります。

資料47ページを御覧ください。

港湾整備事業特別会計について、主なものを
御説明いたします。

まず、(目) 港湾管理費の(事項) 細島港管理
運営費 2億4,461万5,000円あります。これは、
細島港の荷役機械、引船等の管理運営に要する
経費であります。

次に、(事項) 宮崎港管理運営費 1億6,947
万8,000円あります。これは、宮崎港のフェリ
ーターミナルビルや、マリーナ等の管理運営に
要する経費であります。

次に、(目) 港湾建設費の(事項) 細島港整備

事業費 3億8,500万円あります。これは、細島
港の港湾機能施設の整備に要する経費でありま
すが、細島港で整備をしております岩壁の背後
の、ふ頭用地を造成するほか、荷役機械の整備
・修繕等に要する経費であります。

次に、(目) 元金 2億643万1,000円あります。
これは、荷役機械や上屋等の港湾機能施設の整
備に要した起債の元金償還に要する経費であり
ます。

港湾整備特別会計については、以上でありま
す。

資料の49ページを御覧ください。

決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状
況について御説明いたします。

⑨の「港湾施設使用料の適切な納付により、
収入未済額が縮減されるよう、引き続き、滞納
者に対して厳格に対応すること」についてであ
ります。

港湾施設使用料のうち、収入未済が発生して
いるプレジャーボート係留施設などの一部の使
用料につきましては、これまでも滞納者に対す
る電話や訪問、文書による督促などにより、継
続的な納付交渉を行いながら、未収金の回収に
取り組んできたところでございます。

また、港湾施設使用料は、地方自治法に基
き、地方税の滞納処分の例により徴収するこ
とができるとされていることから、税務部門とも
連携しながら、滞納者の財産調査を行い、資力
があると判明した場合には、差押えをするなど
の厳格な対応も行ってきました。

今後とも、継続的な納付交渉を行って、未収
金の回収に努めるとともに、悪質な事例につい
ては厳格に対応し、収入未済額の縮減に取り組
んでまいります。

○佐藤委員長 暫時休憩をいたします。

午前11時51分休憩

午前11時52分再開

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

ここで、委員の皆様にお諮りをいたします。質疑については、本日の午後1時10分から行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議ございませんので、委員会は午後1時10分から再開といたします。

暫時休憩いたします。

午前11時52分休憩

午後1時9分再開

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

執行部の説明が終了しました。議案について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○松山河川課長 河川パートナーシップ事業における報奨金の見直しについて御説明いたします。

資料70ページを御覧ください。

まず1の概要でございます。河川パートナーシップ事業は、自治会等が行う草刈り作業に対して、報奨金を支給するものでありますが、近年の物価上昇等の影響を受け、活動団体の方々より、報奨金の見直しを求める意見をいただいております。今年度、アンケート調査を実施したところであります。アンケートでの御意見といたしましては、一番下の段の左側に記載しておりますが、主な意見として、物価が高騰している

ので、報奨金を上げてほしい、2回目の金額を上げてほしい、参加者の高齢化、活動の担い手減少を心配しているなどがございました。

この2回目の金額を上げてほしいとの御意見を補足しますと、報奨金は原則2回目までの草刈りに対してお支払いしておりますが、1回目と2回目で支払いの金額差があることから、このような御意見をいただいているものと考えております。

これらの御意見などを踏まえまして、令和6年度より、設定金額を見直すことといたしました。

次に、2の見直しの内容でございます。

記載のとおり、報奨金をおおむね現行の1.1倍といたします。

中段の左に、(例)と書かれている表を御覧ください。

表の一番左に区分と書かれておりますが、これは1回当たりの草刈り面積を示したもので、標準的な例として、6,000平米以上6,500平米未満の区分で2回の草刈りを行った場合の①、現行の設定金額と、②、新方針による設定金額を示しております。

表のとおり、1回目は据え置き、2回目を増額し、合計の金額で現行の1.1倍となるよう設定しております。

設定金額を1割増しとした根拠でございますが、右下の消費者物価指数の表を御覧ください。

現行の報奨金は、平成20年に金額を設定していることから、平成20年と令和5年の年平均の消費者物価指数を比較しております。

宮崎市と全国の指数を記載しておりますが、宮崎市においては、表の真ん中の列にあるように7.7ポイント増加しており、最新の令和5年12

月のデータで比較すると、9.4ポイント増加しております。全国のデータにつきましても、平成20年から令和5年で約1割増加しております。

次に、その下、草刈り機の燃料となる混合油価格の変動ですが、平成20年が1リットル当たり153円に対し、令和5年は172円であり、こちらも約1割増加となっております。

以上の理由から、報奨金の合計額を現行の1.1倍としたところであります。

最後に、3の見直しにより期待できる効果につきましても、活動団体の費用負担の軽減、意欲の向上、新規に活動いただける団体の獲得を考えております。

今後とも、河川パートナーシップ事業を推進し、良好な河川環境の確保に努めてまいります。

○佐藤委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項について質疑はありますか。

○荒神委員 今、教えていただきました河川パートナーシップ事業ですが、これは、県内にどのくらいの団体があって、どのような内容でしょうか。

○松山河川課長 令和4年度の実績でいきますと、活動している団体が735団体ございます。こちらのほうで、主に地元の地域の河川の草刈りを年1～2回程度実施していただいております。

○荒神委員 735団体は自治公民館とか、個人とか、いろいろな団体があると思うんですけども、その分析はどのような内容ですか。

○松山河川課長 基本的には個人ではなくて、自治会等とか、そちらの地域の方々の団体にお願いしております。

○荒神委員 中には、そういう河川の近くの人が、少人数でしていらっしゃる人も聞いているんですが、この1.1倍というのは、本当に妥当な

のかなというふうに考えるんですが、この団体が請け負っていない河川はどこがやっているのでしょうか。

○松山河川課長 団体が請け負っていないところにつきましても、県のほうで民間業者委託とか、あと企業のボランティアで、アダプト制度というのがございまして、そちらのほうで対応しております。

○荒神委員 その団体と地域の自治会等の単価は一緒なんですか。

○松山河川課長 一律パートナーシップ事業については、草刈り面積に応じて段階的に単価設定をしておりますけれども、基本的には団体に区別なく、単価は一緒でございます。

○荒神委員 これをもし造園業者にお願いしたときは、単価は違うと思うんですが、今ここにも書いてありますように、参加者の高齢化、地域の希薄化が進む中で、それを一つの核にして地域まちづくりにつなげる方法もあると思うんです。この1.1倍が妥当かというのを疑問に考えて、今後は地域が希薄にならないような地域づくりという観点から、手を挙げやすい形にして、次世代につなげる方法も取っていただきたいと思っているんですが——当事者のほうからも、この単価ではというのも聞こえてきますので、その辺を今後の方針の中に取り込んでいただければと思っているんですが、いかがでしょうか。

○松山河川課長 もともと河川パートナーシップ事業の目的が、自分たちの住むまちの川を守り育てるという自治会等に対する報奨金ということで、ある意味、今までも継続的にやっていた団体に対して報奨金を支払う、ボランティア的などころもありますので、どちらかということ、草刈りの燃料代や、弁当代など、そ

ういったものに対する報奨金でございます。アンケート等もやっているんですけども、近年の燃油などの物価上昇もあるので、少しでも上げてほしいというようなアンケート結果がありましたので、今回少しでも上げて、こういうパートナーシップに参加していただける団体を増やしていきたいと考えております。

○荒神委員 今おっしゃるように、過去であったらそういう気持ちも出るんですけども、次世代になる人たちが、そう考えるかという疑問も出てくるわけです。だから、そういうのを踏み込んだ事業にさせていただければと思っております。

○佐藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、以上をもちまして、河川課、砂防課、港湾課の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時19分休憩

午後1時21分再開

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

それでは、都市計画課、建築住宅課、営繕課の審査を行います。議案に関する説明を求めます。

○黒木都市計画課長 当課の令和6年度当初予算について説明いたします。

資料の50ページを御覧ください。

当課の当初予算額は、48億7,400万8,000円をお願いしております。

以下、主なものを説明いたします。

資料51ページを御覧ください。

(目) 都市計画総務費の上から4段目、(事項)

住みよいふるさと広告景観づくり事業費5,879万6,000円であります。これは、屋外広告物監視員がパトロールを行い、監視指導するための経費であります。

次に、(事項) 美しい宮崎づくり推進事業費1,121万3,000円であります。説明欄にあります改善事業「みんなで取り組む「美しい宮崎づくり」事業」につきましては、後ほど説明いたします。

次に、中ほどの(目) 街路事業費の一番下の(事項) 公共街路事業費17億4,133万8,000円あります。これは、都市における安全で円滑な交通の確保や良好な市街地の形成を図るため、街路の整備を行う経費であります。

次に、一番下の(目) 公園費であります。

資料52ページを御覧ください。

上から2段目の(事項) 県単都市公園整備事業費13億6,408万5,000円あります。これは、老朽化した公園施設の更新などを行うための経費であります。説明欄にあります新規事業「宮崎県総合運動公園スポーツ施設改修事業」につきましては、後ほど説明いたします。

歳出予算説明資料の説明は以上であります。

○松田美しい宮崎づくり推進室長 資料53ページを御覧ください。

新規事業「宮崎県総合運動公園スポーツ施設改修事業」について説明いたします。

予算額は7億598万5,000円あります。

まず事業の目的ですが、ひなた宮崎県総合運動公園における施設の整備・改修を行うことで、世界基準スポーツランドみやぎの実現を図るものであります。

次に、事業の概要ですが、事業内容はWBC侍ジャパンキャンプなど、ターゲットとするキャ

ンプや大会での使用を想定しておりますサンマリンスタジアムや木の花ドームなど、7施設の整備・改修を実施するものであります。

なお、主な工事内容につきましては、右上の写真にありますサンマリンスタジアムにおいて、老朽化した施設の更新として柵や手すり、スタンド屋根の改修などを行います。

また、右下の写真にありますラグビー場においては、芝の張り替えと同時に、硬く締め固まった土をほぐすことで、足の負担を軽減するための再整備などを行います。そのほか、ひむかスタジアムでは、両翼を92メートルから100メートルに拡張する工事や、スコアボードの改修などを行います。

事業の仕組みは、工事請負や業務委託により実施いたします。

次に、成果指標ですが、3つの日本一挑戦プロジェクトの一つであります、スポーツ観光プロジェクトに掲げる指標となっております。

最後に、事業期間は令和6～8年度を予定しております。

資料54ページを御覧ください。

改善事業「みんなで取り組む「美しい宮崎づくり」事業」について説明いたします。

予算額は1,121万3,000円であります。

まず、事業の目的ですが、地域住民や企業などの多様な担い手の連携・協働への仕組みづくりや人材育成等を通じ、良好な景観の保全・創出・活用による愛着と誇りを持てる美しい宮崎の創造と継承を図ることとしております。

次に、事業の概要ですが、事業内容は、改善点として、①、「美しい宮崎づくり」の連携・協働の推進の1ポツ目、景観形成活動団体への市町村を通じた補助は、これまでは景観の保全、

創出等に係る活動を広く対象としておりましたが、連携・協働や観光地づくりに寄与する取組であることなどを要件とし、地域の活動が効果的な取組となるよう促してまいります。また②、「美しい宮崎づくり」の普及啓発及び人材育成の1ポツ目、景観学習への支援は、これまでは小学生から高校生を対象としていましたが、今後は大学生まで対象を拡大し、普及啓発を行ってまいります。

事業の仕組みは、市町村を通じた団体への補助や小中学校等への補助などとなっております。

次に、成果指標ですが、連携・協働などによる効果的な取組の実績を令和8年度に30件、普及啓発、人材育成事業等の参加者数を令和8年度に900人としております。

最後に事業の期間は、令和6～8年度を予定しております。

資料64ページを御覧ください。

議案第24号「都市公園条例の一部を改正する条例」について説明いたします。

まず1、改正の理由ですが、都市公園に公園施設以外の工作物、その他の物件または施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならないが、許可を受けた場合は、都市公園条例第10条で定める使用料を納付していただくこととなります。

この占用許可による使用料につきましては、道路占用料に準じて設定しておりますことから、議案第23号の「道路占用料徴収条例の一部改正」に伴いまして、使用料の額の改定を行うものであります。

次に2、改正の内容ですが、使用料の納付を定めた条例第10条に関する別表第1の一部を改定するものであります。

改定例としまして、第1種電柱の場合、県が管理します都市公園は、宮崎市と西都市にありますので、それぞれの表の一番右列にあります金額に改定となります。

今回改定の対象は、米印のとおり電話柱や電線類、ガス会社等の地下埋設物など、全部で39件となります。

最後に3、施行期日は、令和6年4月1日からの施行を予定しております。

○松田建築住宅課長 当課の令和6年度当初予算について御説明いたします。

資料の55ページを御覧ください。

当初予算額は23億5,844万6,000円であります。

以下、主な事業について御説明します。

資料56ページを御覧ください。

(目) 建築指導費の上から4段目の(事項) 建築物防災対策費3,906万2,000円であります。これは、地震や崖崩れ等による建築物の被災を未然に防止するための対策等に要する経費です。この事項の中で、事業名の欄の3にありますとおり、木造住宅等の耐震化の事業を行います。

次に、その2段下の(目) 住宅管理費の(事項) 県営住宅管理費12億6,274万9,000円あります。これは県内に約8,800戸あります県営住宅の管理に要する経費で、入退居管理や建物の維持管理・修繕に要する経費などです。

次に、(目) 住宅建設費の(事項) 公共県営住宅建設事業費7億7,554万円あります。これは、県営住宅の整備に要する経費で、宮崎市の出来島団地や、延岡市の一ヶ岡団地の建て替えを進めるとともに、既存の団地の外壁改修やバリアフリー化などを行うものであります。

予算関係につきましては、以上です。

続きまして、資料の62ページを御覧ください。

議案第21号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」について御説明します。

1の改正の理由は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

2の改正の内容であります。(1)は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定に基づく認定申請等を行う際に納める手数料を定めており、関係する条項及び別表について、法律の題名を引用して記載しておりますことから、法律の題名改正に伴い、お示ししております表のとおり改正を行うものでありまして、手数料の改正はございません。

(2)につきましては、過去の条例改正に伴い生じた号ずれについて、改正を行うものであります。

3の施行期日は、(1)の法律題名の改正につきましては、令和6年4月1日、(2)の号ずれの改正については、公布の日からであります。

資料の65ページを御覧ください。

議案第35号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」について御説明します。

こちらの条例改正につきましても、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の題名改正に伴うものであり、当該条例の別表部分に法律の題名を引用して記載をしておりますことから、お示ししております表のとおり改正を行うものであります。

3の施行期日は、令和6年4月1日であります。

続きまして、資料の66ページを御覧ください。

議案第43号「建築基準法施行条例の一部を改正する条例」について御説明します。

1の改正の理由は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

この改正法につきましては、令和4年に公布されておりますが、関係法令の施行につきましては、令和7年4月までに段階的に施行されるものであります。

今回の条例改正は、令和6年4月1日に施行される建築基準法改正への対応であり、カーボンニュートラルに向けた取組の一つである建築分野での木材利用を促進するためのものであります。

2の改正の内容は、建築基準法の耐火建築物の規定が改正され、建築物の主要構造部のうち、火災時に損傷によって建築物全体への倒壊・延焼に影響がない部分については、耐火構造等とすることを求めないとされたため、条例で耐火建築物の規定を引用している条項の改正を行うものであります。

資料67ページを御覧ください。

木材利用促進のための建築基準法の改正に係るイメージ図でございます。左側に簡易な立面図で示している耐火建築物において水色で示す部分は、今回の法改正で特定主要構造部という表現になりまして、延焼を防止できる壁等で区画される場合——この図では白抜き部分になりますが、右側のイメージ図のように、床や階段等を木造で造ることが可能となります。

資料68ページを御覧ください。

議案第44号「宮崎県営住宅の設置及び管理に

関する条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

1の改正の理由ですが、近年、身寄りのない単身高齢者が増加していることを踏まえまして、保証人を確保できないために県営住宅に入居ができないといった事態が生じないようにするため、連帯保証人に関する規定を削除するものであります。

2の改正の内容ですが、これまで県営住宅に入居する際には、連帯保証人を1名立てることを必要としておりましたが、今後は入居時の連帯保証人を不要とし、代わりに緊急連絡人の登録をもって入居を認めることとするものであります。

3の施行期日ではありますが、令和6年4月1日であります。

○下温湯営繕課長 当課の令和6年度当初予算について御説明いたします。

資料の58ページを御覧ください。

当課の当初予算額は3億2,992万5,000円をお願いしております。

以下、主なものを御説明いたします。

資料59ページを御覧ください。

上から2段目の(事項) 営繕管理費1,633万6,000円であります。これは、主に営繕工事に係る設計書の作成や工事管理などの業務に関する事務経費でございます。

○佐藤委員長 執行部の説明が終了しました。

議案について質疑はありますか。

○工藤副委員長 資料68ページの県営住宅への入居の円滑化を図るため連帯保証人に関する規定の削除のところなんですけど、今後は、最終的に機関保証なども使わないということをお伺いしているんですけど、最終的なその家賃の滞納と

かは、結局誰が保証されるのですか。

○松田建築住宅課長 保証人をなくすということになりますので、本人が全ての債務を負担するということになります。

○工藤副委員長 では、保証人とかつけず、滞納とかした場合は、しっかりと本人に追及して払ってもらおうという、本人だけということですか。

○松田建築住宅課長 はい、そのとおりでございます。緊急連絡人のほうは、債務負担は生じませんけれども、連絡員としてしっかり、もしそういう状況がございましたら、協力していただきたいと考えております。

○荒神委員 今の関連ですが、全国的にこういう制度になっているわけなんですか。県としては、不納欠損とかいろいろある中で、こういう状況に至った大きな要因というのは何でしょうか。

○松田建築住宅課長 まず全国的な動きでございますが、これは、都道府県に限りますけれども、令和5年4月1日現在で、21都道府県が同じように保証人の廃止をしております。これにつきましては、国のほうから、連帯保証人を義務づけないというところでの通知もございまして、それに沿いまして、いろいろな状況を踏まえまして、今回、条例改正させてもらうことになりました。

○荒神委員 全国的に21とすれば、各自治体、市、町、それもそういうような流れになっていくわけでしょうか。

○松田建築住宅課長 市町村営住宅の方につきましては、各地方自治体のお考えもいろいろあると思いますので、そちらは、我々としてはいろいろ相談が来た場合には受けますが、こちら

から積極的にそういった取扱いにしないということ、今のところは考えていないところでございますけれども、全国的な動きから見ると、市町村営住宅も、連帯保証人をなくすという動きのようでございます。

○荒神委員 先ほど言った家賃の滞納、私は逆に、そういう地域、また人間と人間のつながりが希薄化する中で、お互いさまというような精神も大事なことであって、行政自らそれを用意するような流れというのはいかがなもんかなと思ったりします。もし不納欠損がないとすればいいんですけども、そこに結びつくのには、何かしっくりいかないところもあるんですが、今までの保証人をした人たちは、無効という取り方でいいんでしょうか。

○松田建築住宅課長 既存の入居者の連帯保証につきましても、これまでどおり連帯保証の保証人として、い続けられます。

○荒神委員 そうしたら、今回新規に入居する人たちだけが該当して、今まで入居されている人は、ずっとその保証人が続くということではないんですか。

○松田建築住宅課長 基本的には、今おっしゃられた内容になりますけれども、既存入居者で連帯保証人の状況がいろいろ変わったりしておりますので、例えば債務保証の能力がない状況になっているとか、そういったところの申し出があった場合には、連帯保証人をなくすことで検討しております。

○佐藤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、以上をもちまして、都市計画課、建築住宅課、営繕課の審査を終了いたします。

暫時休憩をいたします。

午後1時44分休憩

午後1時46分再開

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

各課の説明及び質疑が全て終了しましたので、これより総括質疑を行います。県土整備部全般について質疑はありませんか。

○内田委員 能登半島地震において、いろいろな課題が見えてきたところであります。地方のインフラ整備、インフラ投資は急務だと思います。特に過疎地域においての問題、課題等がたくさん浮き彫りになっているところです。道路やのり面、橋など、あと県道、市町村道の陥没がとても多かったように感じます。国土交通省などが石川県の県道の調査をされたと聞いたんですが、調査中にも、雪が降ったりして調査が進まないとかいった感じで、過疎地域は住民の救出が遅れたり、支援物資が届かなかったり、今もまだ復旧・復興に至っていない状況が続いています。今回、能登半島地震を受けてインフラの投資をしっかりと行っていくぞというのが、この当初予算の中で示されているのか、私はあまり見えないなと感じたりもしているんですけども——災害予算においては、台風第14号などの予算が以前ついていたということで、減になっているというような説明もあったんですが、今回の地震を受けて、ここはしっかりやっていくぞということで、投資を行っているというところがあったら、お示ししたいと思いません。

○山浦道路建設課長 委員御指摘のことで、今回の能登半島の地震でいきますと、特に道路のネットワークが大変重要だということが、復旧

・復興活動でも、道路の災害が主要となっているということで——宮崎県においては、特に北部でいきますと中央道でありますとか、先ほど予算のことも御説明いたしましたけれども、中間の横軸で行けば国道219号が熊本県側からのアクセスでも大変重要な道路でもございますので、予算もしっかりと確保していきたいと考えております。さらに南のほうに行きますと、都城志布志道路が、今年度国も含めて全線開通になるんですけれども、逆にいきますと、国道268号が九州縦貫道につながりますけれども、それから先の国道3号であるとか、南九州の西回り道にアクセスを強化するというので、特に国道447号の真幸工区をしっかりと進めて、隣県からのそういった復旧・復興活動にも、いち早く対応できるような道路整備をしっかりと進めていきたいと考えております。

○内田委員 ありがとうございます。心強く感じました。

宮崎県は地震もそうですが、豪雨災害の多いところだと思います。河川において、例えば延岡市でいえば、北方町の曾木のほうで今回予算つけていただいているのかなと感じたりもしていたところなんですけど、これまで起こった災害に対する対策で、予算がついているところと、あと予算をつけられずに待たせているところとか、計画に今回予定できなかったというところも、保留したところもあると思うんです。例えば延岡市でいったら祝子川のほうが——道路予算をのり面とかたくさんつけていただいているんですけども、河川のほうがなかなかつかないといったような現状もあります。確かに北方町の曾木のほうを急いでほしいと思っているんですけども、保留しているところは県内には

たくさんあるんですか。それとも、災害対策として可能性がある堤防、土砂の除去や掘削のほうもしっかり、台風第14号も踏まえて、今回の予算で十分反映した予算になっているのかどうかをお示しいただいたらと思います。

○松山河川課長 今、委員から出ました延岡市の曾木については、台風第14号で被災しておりますことから、現在、まず河川の整備計画を検討している状況でございます。その整備計画等ができました後に、予算要求、新たな新規事業などを獲得していきたいと考えております。

ただ、新規事業もあるんですけれども、既存の河川の掘削などについては、国土強靱化の中で、今現在もずっと継続して行っている起債事業等があります。こちらについては、県単河川改良事業という項目の中で、県内30河川等のしゅんせつ等を今実施しております。

また祝子川については、平成17年の災害以降、計画的に現在実施をしているところでございます。

○内田委員 土木事務所のほうに地域の方々が多分、毎年要望に行っていると思うんですが、河川のほうは、なかなか予算がつかないからということで、ずっと待たされているような——ダムの当初計画で40年前にあったものがなかなかできない、進まないというような御意見もよく伺っているので、今回もそういうことを言われているようなことも聞いています。待たせるどころと、急がないといけないところの予算のつけ方がどうなのかなと思ったので、確認させてもらいました。

○松山河川課長 近年、気候の温暖化とかで激甚な災害とかも増えてきております。その中国のほうは国土強靱化事業ということで、平成30

年度から、特別にそういう災害対応については強靱化予算を別途つけていただいております。以前はなかなか河川の予算もつかなかったという時代もあったんですけども、平成30年度以降は、この強靱化事業で、従来より非常に大きな予算をつけていただいているので、その辺については最近はかなり河川事業は強化されていると感じております。

○佐藤委員長 ほかにございませんか。

○荒神委員 今回議案の第23号、第24号である第1種電柱にかかる占用料が改正で上がっているんですが、今この時代に地下の埋設の整備事業というのは、本県はどのような状況なんでしょうか。

○山下道路保全課長 今回条例の改正ということで、道路占用料という形を取らせていただいておりますのは、道路の地上部に設置してある電柱で、今回占用料とさせていただきます。それと、あと占用物件には、下水道管や水道管も、地下埋設物にも含まれておりまして、地下埋設されている——例えば共同溝、電線の共同溝、あれにつきましても占用という形で占用料を頂いているということになっております。

○荒神委員 そういうふうに頂いているということですが、県として、災害に強いということで、いろいろな自治体で埋設する事業が入っているんですけれども、宮崎県としての埋設地下ケーブルの整備事業というのはどういうふうになっているのでしょうか。

○山下道路保全課長 電線の地中化——要するに電線共同溝につきましても、電気事業者と通信事業者と道路管理者の協議の中で、負担金も頂きながらやっているところでもございます。

今回の能登半島地震でも、電柱が倒れて道路

が封鎖されたという事案もございますので、どんどん進めていきたいとは感じております。国のほうも、メーター当たりの単価が高いということで、もっと安価な方法があると示されておりました、県といたしましても進めてまいりたいとは思っているところなんです、現在、宮崎市内のほうもやっておりますし、順次協議が整ったところから進めているところでございます。

○荒神委員 進めていくということでございますが、年次計画というのはどういうふうな形になっているんでしょう。

○山下道路保全課長 先ほども少し述べさせていただいたところなんです、道路管理者がここをやりたいということだけでやっていくわけではなくて、電線管理者と通信管理者との協議で整ったところからやっていくところです。年次計画ももちろん立てさせていただいております、市街地のほうから順次させていただいているところでございます。

○荒神委員 管理者である県、業者である例えば電話局、いろいろあるわけですが、主導権を握ってやるのは道路管理者であると思うんですが、中心部なり、今後拡幅とかいろいろな事業がある中で、こういう計画を持っているというのはないんでしょうか。

○山下道路保全課長 県の無電柱化推進計画というのを2021年～2025年で策定しております、第一に、先ほども申しましたが道路が塞がってしまうということもあるので防災、安全な円滑な交通確保、景観形成ということも含めて、観光振興、無電柱化を進めることとしておりました、現在8路線、8区間のほうで整備に関する合意をいただいているところでございます。

現在8工区中の7区間が事業化になっておりまして、新たに都城で、令和7年度以降に、一部事業化の方向で進めているところでございます。

以前にも、無電柱化計画の中で、平成30年のときに設定しているところでは約8.7キロの無電柱化に着手しているところでもございます。

○佐藤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 その他で何かありませんか。

○内田委員

金子次長に質問したいと思います。延岡市出身でいらっしゃって、西環状線もああやって進めていただいて、工藤副委員長も、後藤委員もいらっしゃる中で、本当にありがたいと思っております。西環状線も、めどが見えてきているんですが、それに続く延岡市の都市計画というか、何かこういう計画を立てていかんといかんという思いとかがあったら聞きたいなと思いません。昔は東環状線の計画もなくなったというような質問をさせていただいたんですけれども、こうすれば延岡市はもっとよくなるという都市計画的な御意見を最後に声が聞きたいので、聞かせてもらえたらありがたいです。

○金子土整備部次長（都市計画・建築担当）

わざわざお時間をいただきましてありがとうございます。多分今年で退職ということで振っていただいたと思うんですけれども、私も一応延岡市出身ということで、先ほどの東環状線の話とかをお聞きしまして、そういう計画道路の考えもあるんだというふうに思っております。あと先ほど話がありました西環状線につきましては、街中を迂回する道路として、私も地元に戻ったときは、よく利用させていただいております。

ます。

それから、延岡南駅前の道路拡幅とか、無電柱化とかだと思えますけれども、そういった事業も進んでいまして、旧10号線沿いについては道路混雑が激しかったんですけれども、大分解消してきているということで、県も地元延岡市のほうも、道路整備に御尽力させていただいているかと思えます。

私もその辺のほうは詳しくありませんので、今の事業が進捗することを願っていきたくて思っております。

○内田委員 西環状線なんですけど、愛宕山、笠沙の岬の話をする、土木事務所をお願いをしたのかとか言われるんですけども、まだしていない中で、ぜひ笠沙の岬公園もあそこの環状線の目の前に見える山のところにあるんです。南延岡駅で降りた方々が、ここが出会いの聖地かと分かるような大きなモニュメントとかいうことではないんですけども、そういう皆さんに愛されるような歩道だったり、道路になってほしいので、そういう神話をイメージしたものを、ぜひ雰囲気というか景観をつくっていただきたいと思っております。後藤委員も一緒に神話の活動もしている、工藤委員もすごい興味を持っていただいている中で、延岡市内では、本当に神話の取組をされている方々がたくさんいらっしゃるって、そういう思いがあるので、ぜひ次長の心残りにならないように——皆さんにそういう思いを市民が持っているということをお伝えいただければと思いますので、お願いします。

○黒木都市計画課長 安賀多通線の街路事業は、今行っていますので、そのことでお答えしたいと思っております。安賀多通線につきましては、

構口工区と平原工区ということで2工区で進めさせていただいております、構口工区のほうは、今、工事比で68%、面積比で99%まで進んでおりますので、今後、平原工区ということで、令和5年に立ち上げた新しいほうですね、それを進めていきたいと思っております。その中で、今言われたような御要望については、ちゃんと市と相談をしながら検討していきたいと考えております。

○佐藤委員長 ほかにございませんか。

○中野委員 道路の話が出ましたから、10号線のことで聞いていいですか。国の直轄事業ですが、宮崎市から高岡町までのバイパスが、まあまあできていますよね。しかし、あそこはよく見たら、片側1車線がずっと多くて、2車線になるように橋脚が造ってあったり、いろいろしてあるんですが、それは、造る予定があるんですか。あの工事は、生目辺りの工事が最後で、もう何もしなくなってから20年は超えていると思うんです。ちょうど私は議員になって2~3年で大体バイパスの工事が終わったんですよ。ですから、もう20年何もないんですけども、宮崎市から佐土原町辺りを工事するようだけれども、この西側のほうは、わざわざ片側2車線にするように用地も購入している場所もあるし、橋脚も造ってあるのに、何ら動きがないなといつも思いながら、20年間通っているんですけども、どうなっていますか。

○山浦道路建設課長 国の直轄の道路なので、はっきりしたことは言えませんが、基本的に、将来の幹線計画では用地が必要だということで多分計画をされており、現在の交通量からいくと2車線ということで、多分交通量の推移を見ながら、幹線系にというようなことも検

討されるのかなと思います。

○中野委員 交通量で云々と言われるだろうと思いがらしたんですが、であれば、なぜ用地を準備してあったり、橋を造るばかりの状態ですトッ—我々から見れば工事がストップしているように見えるんですよね。

○山浦道路建設課長 事業をやらないということではないと思います。それなりの交通量が増えた段階で、多分着手されるのかなと思います。必要な道路の車線数は、将来にわたっては必要だということで事業を進められてきたのかなと考えております。

○中野委員 10号線と268号線がずっと並行してありますよね。あの分岐点までは造るべきだと思うんです。荒神委員もあそこを毎日利用する議員なんです。あそこを利用する県議も5～6人おりますから、団体に部長にお願いにいかないといかんなど。それと国土交通省にもお願いにいかないといかんなど。県北の議員とかは福岡県に行ったり東京都に行ったりいろいろされますので、その必要があるのではないかなと。黙っていても、10年間何もしないと思いました。どこかで我々が動かないと、皆さん方もなかなか動くことができないだろうなど、こう最近特に思うようになりましたので、そのときには一緒に行きましょう。

○佐藤委員長 ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、以上をもちまして、県土整備部を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時9分休憩

午後2時16分再開

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行くことになっておりますので、11日に行いたいと思います。

開会時刻は午後1時といたしたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 ありがとうございます。それでは、そのように決定いたします。

その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 何もないようでしたら、以上で、本日の委員会を終了いたします。

午後2時16分散会

令和6年3月11日(月曜日)

午後0時57分再開

出席委員(8人)

委員	長	佐藤雅洋
副委員	長	工藤隆久
委員		中野一則
委員		外山衛
委員		後藤哲朗
委員		内田理佐
委員		荒神稔
委員		凶師博規

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議事課主査	澤田彩子
議事課主任主事	山本聡

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に賛否も含め、御意見を申し上げます。暫時休憩いたします。

午後0時57分休憩

午後0時57分再開

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

それでは、ほかにないようですので採決を行います。採決につきましては議案ごとがよろしいですか。一括でよろしいですか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 一括でよろしいですね。

それでは、一括して採決をさせていただきます

す。議案第1号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第13号、議案第14号、議案第21号、議案第23号、議案第24号、33号、35号、43号、議案第44号及び議案第51号につきましては、原案のとおり可決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よって議案第1号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第13号、議案第14号、議案第21号、議案第23号、議案第24号、議案第33号、議案第35号、議案第43号、議案第44号及び議案第51号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたします。

次に、請願第5号についてであります。この請願の取扱いも含め、御意見を申し上げます。暫時休憩いたします。

午後0時58分休憩

午後1時15分再開

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

それでは、請願第5号の賛否をお諮りいたします。請願第5号について、採択すべきものとすることに、賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手なし〕

○佐藤委員長 挙手なし。よって、請願第5号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、委員長報告骨子案についてであります。

委員長報告の項目及び内容について、御要望等はありませんか。暫時休憩します。

午後1時15分休憩

午後1時15分再開

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りいたします。

商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査については継続調査といたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

そのほか何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 以上で、委員会を閉会いたします。

午後1時16分閉会

署 名

商工建設常任委員会委員長 佐 藤 雅 洋